

令和4年第1回鮫川村議会定例会会議録目次

第1号 (3月8日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	4
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職指名	4
職務のため出席した者の職指名	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
議事日程の報告	5
諸般の報告	5
村長報告	6
会議録署名議員の指名	9
会期の決定	9
一般質問	10
北 條 利 雄 君	10
前 田 武 久 君	28
森 隆 之 君	36
関 根 浩 治 君	45
宗 田 雅 之 君	54
遠 藤 貴 人 君	59
承認第1号の上程、説明、質疑、採決	63
議案第1号～議案第12号の上程、説明	68
議案第13号～議案第21号の上程、説明	71
議案第22号～議案第30号の上程、説明	78
議案第31号～議案第35号の上程、説明	84
議案第36号の上程、説明	85
散会の宣告	87

第 2 号 (3月14日)

議事日程	89
本日の会議に付した事件	92
出席議員	92
欠席議員	92
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	92
職務のため出席した者の職氏名	92
開議の宣告	94
諸般の報告	94
議事日程の報告	94
議案第1号～議案第12号の質疑、討論、採決	94
議案第13号～議案第21号の質疑、討論、採決	97
議案第22号～議案第30号の質疑、討論、採決	101
議案第31号～議案第35号の質疑、討論、採決	116
議案第36号の質疑、討論、採決	117
請願第1号の審査結果の報告、質疑、討論、採決	127
閉会中の継続調査申出について	128
日程の追加	129
発議第1号の上程、採決	129
諮問第1号の上程、説明、採決	130
同意第1号の上程、説明、採決	131
同意第2号の上程、説明、採決	132
閉会の宣告	133
署名議員	135

第 1 回 定 例 村 議 会

(第 1 号)

令和4年第1回鮫川村議会定例会

議事日程(第1号)

令和4年3月8日(火曜日) 午前10時開会

- 日程第 1 村長挨拶
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
(令和3年度鮫川村一般会計補正予算(第8号))
提案理由の説明・質疑・採決
- 日程第 6 議案第 1号 鮫川村個人情報保護条例の一部を改正する条例
提案理由の説明
- 日程第 7 議案第 2号 鮫川村特定個人情報保護条例の一部を改正する条例
提案理由の説明
- 日程第 8 議案第 3号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
提案理由の説明
- 日程第 9 議案第 4号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
提案理由の説明
- 日程第 10 議案第 5号 鮫川村教職員住宅設置条例の一部を改正する条例
提案理由の説明
- 日程第 11 議案第 6号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
提案理由の説明
- 日程第 12 議案第 7号 鮫川村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
提案理由の説明
- 日程第 13 議案第 8号 鮫川村消防団条例の一部を改正する条例
提案理由の説明

- 日程第14 議案第 9号 鮫川村交流施設設置条例を廃止する条例
提案理由の説明
- 日程第15 議案第10号 鮫川村文化文芸振興基金条例を廃止する条例
提案理由の説明
- 日程第16 議案第11号 鮫川村企業立地促進区域及び避難解除区域等における固定資産税の特例に関する条例を廃止する条例
提案理由の説明
- 日程第17 議案第12号 鮫川村交通教育専門員設置条例を廃止する条例
提案理由の説明
- 日程第18 議案第13号 令和3年度鮫川村一般会計補正予算（第9号）
提案理由の説明
- 日程第19 議案第14号 令和3年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）
提案理由の説明
- 日程第20 議案第15号 令和3年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第5号）
提案理由の説明
- 日程第21 議案第16号 令和3年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
提案理由の説明
- 日程第22 議案第17号 令和3年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第3号）
提案理由の説明
- 日程第23 議案第18号 令和3年度鮫川村集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
提案理由の説明
- 日程第24 議案第19号 令和3年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第3号）
提案理由の説明
- 日程第25 議案第20号 令和3年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第4号）
提案理由の説明
- 日程第26 議案第21号 令和3年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
提案理由の説明
- 日程第27 議案第22号 令和4年度鮫川村一般会計予算

提案理由の説明

日程第 28 議案第 23 号 令和 4 年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）予算

提案理由の説明

日程第 29 議案第 24 号 令和 4 年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）予算

提案理由の説明

日程第 30 議案第 25 号 令和 4 年度鮫川村簡易水道事業特別会計予算

提案理由の説明

日程第 31 議案第 26 号 令和 4 年度鮫川村村営バス事業特別会計予算

提案理由の説明

日程第 32 議案第 27 号 令和 4 年度鮫川村集落排水事業特別会計予算

提案理由の説明

日程第 33 議案第 28 号 令和 4 年度鮫川村介護保険特別会計予算

提案理由の説明

日程第 34 議案第 29 号 令和 4 年度鮫川村学校給食センター特別会計予算

提案理由の説明

日程第 35 議案第 30 号 令和 4 年度鮫川村後期高齢者医療特別会計予算

提案理由の説明

日程第 36 議案第 31 号 鮫川村過疎地域持続的発展計画の変更について

提案理由の説明

日程第 37 議案第 32 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（西野辺地）

提案理由の説明

日程第 38 議案第 33 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（遠ヶ竜辺地）

提案理由の説明

日程第 39 議案第 34 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（渡瀬辺地）

提案理由の説明

日程第 40 議案第 35 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（青生野辺地）

提案理由の説明

日程第 41 議案第 36 号 村有財産の無償貸付について

提案理由の説明

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	関根浩治君	2番	森隆之君
3番	遠藤貴人君	5番	堀川照夫君
6番	北條利雄君	7番	関根英也君
8番	前田雅秀君	9番	前田武久君
10番	宗田雅之君	11番	星一彌君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	関根政雄君	副村長	渡邊直樹君
教育長	武藤誠君	総務課長	齋藤利己君
住民福祉課長	鈴木隆寛君	農林商工課長	星徹君
地域整備課長	舟木正博君	教育課長	渡邊敬君
代監査委員	森洋君	会管計 理者兼 出納室長	鈴木千鶴子君

職務のため出席した者の職氏名

議事局長	古舘甚子	書記	矢吹かおり
------	------	----	-------

◎開会の宣告

○議長（星 一彌君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達していますので、ただいまから令和4年第1回鮫川村議会定例会を開会します。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（星 一彌君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（星 一彌君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎諸般の報告

○議長（星 一彌君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長、古舘甚子君。

○事務局長（古舘甚子） 諸般の報告をいたします。

本議会に村長、教育委員会教育長及び代表監査委員に出席を求めました。

2月22日、東白衛生組合第1回定例会が開催され、組合議会議員の遠藤議員より、別紙のとおり議会結果の報告がありましたので、その写しを配付しました。

次に、2月25日、白河地方広域市町村圏整備組合第1回議会定例会が開催され、組合議会議員の議長、副議長より、別紙のとおり議会結果の報告がありましたので、その写しを配付しました。

受理しました請願・陳情は、配付してあります請願・陳情等文書表のとおりであります。

議員派遣、出張関係であります。お手元に配付しました報告書に概要を記載してありますので、これをもって報告といたします。

また、村長より行政報告書が提出されましたので、その写しを配付しました。

以上であります。

○議長（星 一彌君） これで諸般の報告は終わります。

◎村長挨拶

○議長（星 一彌君） 日程第1、村長から挨拶の申出がありましたので、これを許します。
村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 皆さん、おはようございます。

令和4年第1回鮫川村議会3月定例会の開催をお願いしましたところ、全議員ご出席の下に議案のご審議をいただきますことに深く御礼を申し上げたいと思います。

さて、新型コロナウイルス感染から2年経過いたしました。オミクロン株の第6波の感染の蔓延防止策も解除されましたが、まだまだ予断を許すことができません。感染者防止策としての第3回のワクチン接種を実施しているところでもあります。

次に、連日報道されておりますロシア軍のウクライナへの攻撃は、世界経済への影響も懸念され、国内の燃料・資材の高騰など、私たちの生活にも直接的な影響を及ぼしております。一日も早い停戦を願うところでもあります。

さて、令和4年度の新規事業と各事業につきましては、既に全員協議会にてご説明をいたしました。令和4年度3月定例議会の開催に当たり、村民主体の村づくりを推進するための令和4年度施政方針をお示しさせていただきたいと思います。

本村の人口減は加速を増し、自治体経営においても危機的な状況下でもあります。これらの状況を深く受け止め、若者定住と子育て支援の充実を今以上に図ることを新年度の重点施策とし、継続的な定住人口の確保に努めてまいります。

さらに、若者を含む村民には様々な意見がありますが、全ての提言や要望をかなえることは困難であります。しかし、住民参加の村づくりを推進するためには意見や提言を発信できる環境を整えること、そして、それらの提言に対してスピード感を持って丁寧な説明を果たし、住民とのさらなる信頼感を築かなくてはなりません。村民主体の村づくりを推進するための令和4年度の施政方針につきましては、次のとおりであります。

1つは、限りなき人材育成であります。

強く生き抜く力を養うために、教育指針を基に、ふるさとキャリア教育と小中一貫教育の実現に向けて協議を重ねながら、鮫川の教育を推進いたします。さらに、若者が積極的に村づくりに参画できるための中高生未来ジュク、さらに若者未来創出会議は新年度以降も継続してまいります。

さらに、真剣に結婚を望む青年たちの出会いの場を創設するとともに、意欲的な青年たちの活躍の場の提供、地域団体、サークル、職員などの自主的な研修や視察に対しての財源的な支援も充実し、自立性を高めながら若者力や地域力のアップにつなげてまいりたいと考えております。

2番目であります。総合的な産業の振興であります。

村の命とされる各産業、農業、商業等の形態は、時代とともに大きく変わってまいりました。本村の産業の主軸となる農業は、畜産、水稻、野菜などの農産物の生産高や従事者も年々減少しつつあります。高齢化に伴う担い手不足も大きな課題となっております。しかし一方では、酪農や肉用和牛繁殖、養豚は安定した経営を維持し、後継者となる若手担い手も育ちつつあります。明るい兆しが見えてきております。さらに、耕地条件が悪い稲作や野菜等への経営に挑戦する若者も夢を抱いております。今後の担い手育成も含めた各支援策も検討してまいりたいと考えております。

また、村が推奨している大豆とエゴマ栽培についても耕作者が高齢化しつつありますが、集落営農の推進や省力化に向けての支援策も必要となります。さらに6次化に向けての商品開発や販売戦略を確立して、村直売所などでの販路拡大や、ふるさと納税の返礼品として消費拡大を図って、ふるさと納税増にもつなげてまいりたいと考えております。

いずれの産業の振興にも共通する課題は、担い手育成であります。本村に骨を埋め、事業、家業を継承したい若者、新規就農・起業したい若者への支援策は継続してまいります。

3点目、スポーツ振興、健康増進と住民福祉であります。

本村のスポーツ人口は年々減少しているものの、体育協会、総合スポーツクラブや青少年スポーツクラブの連携と村民の指導者の熱意もあって、青少年の活躍にも目をみはるものがあります。青少年を含めた村民の健康づくりと高齢者の健康寿命を延ばすために、民間企業の力も借りながら一層の推進を図ってまいります。

次に、行政の大きな目的は住民の福祉の向上であります。高齢者や障害者を含む社会的弱者の支援、ユースプレイス事業、困難を抱える若者の居場所づくり、そちらにも着手する予定であります。

4番目、中心地の活性化と公共施設の整備であります。

本村の中心地には、村役場、公民館など公共施設が点在しております。これらの各公共施設は建設時期は様々であり、老朽化している施設も見受けられます。施設の集約や更新などの長期的な整備計画を策定すべき時期を迎えております。さらに、中心地に増え続ける崩落

危険度の高い家屋の解体は、所有者との調整の上、その対策も講じなくてはなりません。本村の中心地の活性化及び公共施設における施設整備等の取り組むべき課題は山積しておりますが、将来を見据えた各施設の連動を視野に入れて、公共施設総合整備計画に基づいて中長期的計画を皆さんとともに協議してまいりたいと考えております。

5点目、観光振興と環境保全であります。

現在、国道289号の改良工事が急ピッチで進められております。鹿角平観光牧場に接近した国道が全線開通となれば、観光地としての来場者を呼び込む大きなチャンスとなります。令和3年度は、鹿角平観光牧場計画策定業務を関係者と民間業者の連携で策定することができました。これらの計画を基に、いかに稼げる観光地として発展させるかを視野に、PFI方式、民間力活用を視野に入れながら推進してまいりたいと考えております。

また、長年計画を練ってまいりましたが、仮称であります環境公社の設立を機に、里山の環境保全と農業の振興を目指して雇用創出にもつなげてまいりたいと考えております。

6点目、定住人口の確保についてであります。

本村の若者定住・子育て支援は喫緊の課題であることを鑑み、昨年11月に庁舎内若手職員10名による鮫川キットプロジェクトを立ち上げました。慣例にとらわれることなく、若者定住や子育て支援への素案づくりを長期的視野に立って検討しているところであります。

生産年齢人口を維持するためには、まずは現状を把握して、計画から実行と検証に至るまで柔軟性ある議論が必要であり、その成果を大変期待しているところでもあります。

また、今年度は関係人口や交流人口の増加を図り、本村を心から応援していただくさめがわファンクラブを公募したところ、全国から約600名近い方々に入会をしていただきました。これを機に定期的な情報発信を重ねて多面的な応援をいただき、交流を通して村への経済効果も大きく期待して定住促進につなげてまいりたいと考えております。

最後になりますが、身の丈に合った村づくりについてであります。

小さな村でも夢と希望は大きく持ち続けたいものであります。小さくても身がぴりりと締まり、困難なときでも耐え抜く力のある村を創出するには、慣例にとらわれることなく各事業を見直して、役目を終えた事業や物件を見極めながら身をスリムにする必要があります。さらに施設等も長期計画を持って集約し、効率性と利便性を図りながらコンパクトな村を再構築する必要があります。公共施設用地の借地への交渉、備品、車両、施設、用地等の不要財産の処分、また村直営事業から民間委託事業への切替えなど、限りある財源の有効活用を視野に入れながら、身の丈に合った村を構築する必要があります。事業を推進する上で有利

な国・県の補助金等を精査しながら、少ない財源でも投資効果が高く村民に直結する事業等、先見性のある各事業を推進するために、議員各位とも今後協議を重ねて推進してまいりたいと考えております。

鮫川村第4次振興計画及び人口ビジョン・総合戦略も、いよいよ終盤に差しかかります。「つながりで支え輝く村づくり」を基本理念として、自助、共助、公助の精神を再確認して、日々進歩するデジタル社会への対応、各資源の有効活用、さらに二酸化炭素削減等SDGsの各項にも挑戦して、村民主体の村づくりを推進しながら、村民の幸福度の向上を目指したいと考えております。

以上、令和4年度の施政方針とさせていただきます。

さて、今定例会でご審議いただく議案についてであります。専決処分の承認が1件、条例の改正議案が12議案、令和3年度の一般会計、特別会計の補正予算の議案が9議案、令和4年度の一般会計、特別会計の9議案、過疎辺地計画の変更が4議案、人事案件の諮問、同意を求める案を3件、上程させていただきました。

さらに、6名の議員より9件の一般質問を通告していただいております。各質問に通告していただきましたことに深く感謝を申し上げます。各質問に対しては誠意をもって答弁をさせていただきたいと存じます。

提案しました各議案につきまして十二分にご審議をいただき、原案に賛同賜りますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） これで村長の挨拶が終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（星 一彌君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、鮫川村議会会議規則第120条の規定によって、

1 番 関 根 浩 治 君 及び

2 番 森 隆 之 君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（星 一彌君） 日程第3、会期の決定の件についてを議題といたします。

会期につきましては、過日、本定例会の招集に当たり、議会運営委員会が開かれておりま

す。その結果について、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、北条利雄君。

[6番 北条利雄君 登壇]

○6番（北条利雄君） 去る2月28日午後3時より、議会運営委員会を開催し、令和4年第1回鮫川村議会定例会の運営につきまして協議をしました。その結果をご報告申し上げます。

本定例会に提出されます案件は、村長提出議案37件、請願のありました福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願については、所管の総務文教常任委員会へ付託いたします。このほか陳情1件を受付しましたが、鮫川村議会の運営に関する基準第129条の規定により、その写しを議員配付することにいたしました。

次に、一般質問ですが、6名の通告がありました。いずれも通告どおり質問を許可すべきものと認めました。

会期については、本日3月8日から3月14日までの7日間とし、日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

この会期、日程等にご賛同を賜り、円滑な議会運営ができますよう議員各位のご協力をお願い申し上げます。ご報告といたします。

○議長（星 一彌君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおりとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から3月14日までの7日間と決定いたしました。

◎一般質問

○議長（星 一彌君） 日程第4、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

◇ 北 條 利 雄 君

○議長（星 一彌君） 6番、北条利雄君。

[6番 北条利雄君 登壇]

○6番（北條利雄君） 6番、北條でございます。

今般の定例議会に当たりまして、3点の一般質問をさせていただきます。

第1点ですが、ハラスメント防止と対策についてであります。

ハラスメント、悩ませる、苦しめる、嫌がらせ、いじめは、それを行う者の認識の有無にかかわらず、相手方の基本的人権を損ない尊厳を傷つけ、心身に被害を与える人権侵害であります。また、首長をはじめとする行政職員と学校教職員、さらに議会議員におけるハラスメントは、住民や教育現場でのサービスを低下させることは言うまでもありません。その事実が明らかになったときは、住民や保護者の信頼の喪失のみならず、社会的信用の失墜につながるおそれがあるものであります。

ハラスメントがあったのではないかという疑惑を持たれるような行為を起こさない、ハラスメントを絶対に許さないという強い認識が必要であります。職位や職責にかかわらず、相互に人格を尊重し信頼し合うことで、個々の能力を十分発揮させることができる環境を確保しなければなりません。ハラスメントの防止と根絶に努め、村民や保護者から信頼される行政運営や学校運営を目指す必要があります。男女雇用機会均等法第11条に事業主の措置義務が規定され、人事院規則にも定められております。

ハラスメントは、受ける側の人権、働く権限を侵害し、職場において能力発揮を妨げるばかりではなく、職場環境を悪化させ、その勤務状況に不利益をもたらし、業務の円滑な遂行を阻害することにもつながるものであります。

重大な影響を及ぼすハラスメントは、行政運営や学校運営の障害となることを強く認識し、勤怠意欲を減退させることなく、相手の尊厳を傷つける重要な問題となることを防ぐ必要があります。相談できる環境づくりやハラスメントに関する正しい知識を得るべく、職位別研修会が必要であると考えます。

さらに、全国の自治体で議会議員を含めたハラスメント条例が成立、施行され、根絶に向けた努力がなされております。私自身も議会議員として全てのハラスメントの根絶を目指し、率先して防止策に取り組み、逸脱する言動や行為は責任を持って対処しなければならないと考えております。

本村の行政組織内と学校内でのハラスメント、特にパワーハラスメント、職場の職員上下関係を用いての嫌がらせ、セクシュアルハラスメント、性的な嫌がらせや不愉快を与える発言、モラルハラスメント、言葉や態度で精神的な虐待、マタニティーハラスメント、妊娠・出産で不利な就業環境を強いたり、制度を利用しないよう迫る行為であります。これらにつ

いての事例の有無を、そして防止対策を村長並びに教育長にお伺いをいたします。

なお、本村並びに学校教職員のハラスメントに関する指針等について事前に提出をいただきました。ありがとうございました。

答弁よろしく申し上げます。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 6番、北條利雄議員の1つ目のご質問、ハラスメント防止と対策についてのご質問にお答えを申し上げたいと思います。

国のハラスメント対策を定める男女雇用機会均等法第11条では、セクシュアルハラスメントや妊娠・出産等に関するハラスメントの対策について、事業主の義務が明記されております。また、人事院規則においては、令和4年1月施行の妊娠・出産等に関するハラスメントの防止について、人事院の責務、職員の責務を規定し、防止に向けた職員研修について計画を立て、実施に努めるものとする規定をされております。

村では、令和2年10月に、全ての鮫川村職員が個人としての尊厳を尊重され快適に働くことができる職場環境を確保するため、ハラスメント防止及び排除の措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適正に対応するための措置に関し、必要な事項を定める鮫川村職員のハラスメント防止等に関する要綱並びに鮫川村職員のハラスメント防止等に関する指針を策定しております。

ご質問の第1点目、行政組織内でのハラスメントの有無でございますが、まず職員の相談窓口から触れたいと思います。

村ハラスメント防止要綱の第6条に、ハラスメントの苦情相談窓口を総務課に設置すると規定してございます。職員からの寄せられる相談内容としましては、職員の間関係に関する相談が年間数件ございます。ご質問のハラスメントの有無につきましては、他人に対しての発言や行動など、意図している、していないにかかわらず、不愉快にさせたり傷つけたりすることと定義されておりますが、職員からの相談内容がハラスメントに該当しているか否かについては非常に難しいというのが現状でございます。

要綱規定から本年2月までの1年5か月間にありました相談の状況であります。総務課へ直接相談のあったものが4件ございました。その内容は、職場における業務上の問題や人間関係の悩み等の相談となっており、必要があれば村保健師に任命している村衛生管理者の

意見を求めながら専門医の受診勧奨を行うなど、相談者に寄り添った支援となるように努めているところであります。

ご質問の2点目、ハラスメント防止対策であります。ハラスメント対策につきましては、職場内の職員相互の信頼関係や風通しのよい職場環境を築くことが、住民サービスを向上させる上でも大変重要と認識しております。さきにお話ししました村ハラスメント防止要綱の第5条に規定するハラスメント防止のための職員研修を、昨年11月12日、15日の2日間にわたり、あさかストレスケアセンター精神保健福祉士を招き、管理職と職員及び会計年度任用職員を職位別として全職員を対象に実施し、64名が参加したところでございます。

職場における人間関係、信頼関係の悪化は、職員の体調不良や業務効率の低下にもつながる要因となることから、ハラスメントが発生しない職場づくりを進めるために、引き続き各種研修会を通しまして、職員一人一人のハラスメント防止に対する理解を深めるとともに、管理職職員を中心としまして、全ての職員がお互いの人格を尊重し、相互に信頼し合う職場づくりに向けた取組を強化してまいりたいと考えております。

以上で北條議員の1つ目の質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 教育長、武藤誠君に答弁を求めます。

教育長、武藤誠君。

〔教育長 武藤 誠君 登壇〕

○教育長（武藤 誠君） 引き続き、私のほうから学校内におけるハラスメントの事例の有無、防止対策についてお答え申し上げます。

福島県教育委員会におきましては、事前に議員に提示しておりますが、令和2年5月に職場におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止等に関する指針及び職場におけるパワー・ハラスメントの防止等に関する指針を策定しております。また、「信頼される学校づくりを職場の力で」の資料を作成し、各学校ではこれらの資料を活用しながら、ハラスメントも含めた教職員の不祥事防止に取り組んでおります。

さて、議員おただしの学校におけるハラスメントの事例の有無についてですが、昨年6月に福島県内の公立学校に勤務する全教職員約1万8,000人に対して、アンケート方式でセクハラ及びパワハラに関する調査が行われております。その中で、「指針策定後にセクハラ及びパワハラに当たる言動を受けたことがある」と答えた割合ですが、福島県全体でセクハラが0.35%、63名、パワハラが1.4%、262名でした。

なお、本村の小中学校においては「セクハラ・パワハラを受けたことがある」と回答した

教職員はおりませんでした。

本村の小・中学校では、ハラスメントを含めた不祥事への対応策として、校内服務倫理委員会を定期的を開催しております。その中で、「信頼される学校づくりを職場の力で」、先ほどの資料ですが、その資料を用いて過去に発生した事例の検討会を行い、不祥事を他人事として捉えるのではなくて、自らの問題として受け止め、組織的に原因や問題点を分析したりして発生防止に取り組んでおります。

また、不祥事防止のチェックリストを活用して、教職員としての自らの行動を様々な視点で見詰め直したり、時には外部講師を招いて講話を聞いたりして研修を深め、不祥事防止に努めております。

さらに、昨年11月にですが、福島県教育庁職員課による全教職員を対象とした動画による研修会が実施されました。休業中を除く全教職員が研修を受講し、防止に向けた意識の向上を図っております。

学校においては、日頃から風通しのよい職場環境づくりに努め、よりよい人間関係が構築できるように努めています。そして、万が一、セクハラ、パワハラを感じるような言動があった際には、いつでも相談できる窓口を設置しております。そして、教職員だけではなく、児童・生徒に対するハラスメントも絶対にあってはならないことです。教職員同様、児童・生徒に対する様々なハラスメント防止に向け、教職員として適切な言動について事例を基に考える研修会を実施しております。

今後も、防止に向けて教職員の意識を高めるとともに、担任だけでなく管理職、教育委員会も保護者の相談窓口として対応するなど、組織的な取組を継続してまいりたいと考えております。

以上を申し上げ、6番、北條利雄議員への答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） 今、ハラスメントについて、村長並びに教育長よりお答えいただきました。行政関係については年に数件あると、それから教職員関係の現在の村内の小・中学校、学校関係にはないというご答弁をされました。いずれにしても、村のハラスメントに関する指針、それから学校教職員に関する県の指針も含めて、それらに対応した研修も含めて実施されているということであります。

まず、ハラスメントはあるんですが、行政職員、それから教職員も含めて、議会議員も含めてなんですが、先ほど質問したとおり、全国ではそれらを網羅した指針、要綱だけじゃな

くて、条例を制定する自治体で私たち議員も含めたきちんとした認識も必要であると。そう
いうことで、いろんな角度からハラスメントを起こさないという話がありますけれども、村
としては私は資料を請求して頂きましたけれども、そのほか、いろんな資料で議会議員の皆
さんも勉強されていると思うんですが、村ではこの条例を制定するような認識があるかどう
だか、その辺、ちょっと村長に答弁いただきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） ハラスメント等の防止条例を策定する考えあるかというご質問であり
ますが、本村において、まずは1つは自治体の基本条例、これも必要であるとは思っており
ますが、それともう一つ、倫理条例、やってはならないことは当然やってはならないとい
うことではありますが、公務員の中での規定というのもございます。この中では公務員として公
たる立場で職務をするに当たり、住民のほうをきちんと向いた行動でなければならないとい
う法もございますが、再度、今後そういったハラスメント等が横行したり、我々の職場内の
研修等、それから規定の中での指導が行き届かない、そのような事例が多発するようであ
れば、きちんと条例をうたいながらも、その中で戒め、そしてまた内容を再確認するとい
うことも必要であろうかと思いますが、その件につきましては今後の発生事件を鑑みまして検討
してまいりたいと考えております。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） ハラスメント問題というのを複雑にしているものが、業務上の指導と
ハラスメントの区別が難しいという点があります。言動をする側は頑張って仕事をしてもら
おうと指導しているつもりでも、言動を受けた側にとっては耐え難い苦痛であるというこ
とがあります。

厚生労働省もハラスメントの定義の時点で、客観的に見て業務上必要かつ相当な範囲で行
われる適正な業務指示や指導については、職場におけるハラスメントには該当しないと、こ
ういうふうに明言しております。実際に判断するとなると、指導とハラスメントの線引きは
非常に難しいものと思われま。そういう部分では、特に村長、教育長も含めて、組織を預
かる人間としては大変な判断を迫られることもあると思いますけれども、大変であると思
います。しかし、やはりハラスメントは職場環境を悪化させて、その勤務状況に不利益をもた
らして、業務の円滑な遂行を阻害することにもまさにつながるものであります。条例を定め
なくても、この指針で組織として学習しながら、研修を行いながら根絶を目指すというの
は大切なことでもあります。

それと同時に、村民や保護者から信頼される行政運営、学校運営を目指すことをやはり努力しなければならない。私たち議員もそうであると思います。これらを、やはりぜひいろんな組織の中で完成できれば一番いいのかなと思います。

もし機会があれば、私も含めて議会議員の皆さんにもそういう研修機会があれば、一応参加していただいて、同じ認識で、やはりこのハラスメントをなくしていくということをやっただけであればと思います。村長にもう一度ご答弁をお願いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） やはり、学ぶということは大切であると思っております。それと、冒頭に私が新年度の施政方針の中に織り込みました。やはり意見とか、さらに提言を出しやすい職場環境でなくてはなりません。部下がこうすればもっとよくなるのではないかという意見を持っていても、上司が途中で抑えて、慣例はこうだったとか、例えばやっても無駄だということによって部下を抑えたのでは、これは上司と部下の信頼関係は全くなくなりますし、二度とその職員は新しい提案もしなくなります。

新年度以降、提案シートを作成するように今、指示をしております。会計年度任用の職員も含めて、全職員がどのようにすれば職場環境がよくなるのか、さらには小さなことでも大きなことでも、このように改善したほうがいいのではないかという提案シートを今、作成中でありまして。それをきちんと上司に上げて、最終的にはコメントを上司は入れて、さらに課長、そして副村長、村長、管理者まで届くような、そのようなシートを今、作成中でありまして。

さらには、職員が1日の業務で分からないこと、なかなか表現も難しい、気を遣って表現できない職員も中にはおりますから、そういった職員が1日の業務の中で分からないところとか相談したいことをきちんとお伝えできるような提案、そのような書面で上司との信頼関係をつくと、これはまさに職員からの提案であります。これは、新年度以降も提案シートと併せて実行しながらも信頼関係をつくって、そしてやはり上司は部下をできたらきちんと褒めなくてはなりませんから褒めて、そしてもう少しこうやるといいよということをつけ加えて褒めて認めてあげると。やっぱり褒めないとその人は伸びません。いいところをやっぱりどんどん引き出してあげられるような、そのような信頼関係がある管理職であってほしいということを常々お話をさせていただいているところであります。

議員ご提案のそのような研修会があれば、議員さんの皆さんにもお声かけをさせていただいて、せっかくの講師の先生のお話も含めて受講できるようなご案内を申し上げて、そして

皆さんで支え合って、よく村づくりのために人間的な信頼関係が構築できれば、ハラスメント防止に大きく役立つものと考えております。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） 今、村長からご答弁いただきましたが、教育委員会、学校教職員に対しても、いろんな形で、もし教職員だけじゃなくて保護者が集まってやる場にそういう研修の場があれば、ぜひお願いしたいと思います。

以上で第1問目の質問を終わりたいと思います。

次に、2点目、介護保険制度の事業運営と経過についてであります。

介護保険制度の適正な運用と改定、特に介護保険の基準保険料の設定に当たり、今年の3月定例議会での否決、その後の臨時議会で可決の経過がございます。あれから1年が経過しようとしていますが、2年後の次期保険料の算定に大きく影響することを現在も危惧するものであります。

それは、介護保険制度運営の制度設計が損なわれていないのか、政令により制度化された仕組みでの基準保険料確定のあり得ない推計での影響は出ていないのか、毎年改定される医療保険、国民健康保険制度への保険料算出に影響を与えていないのかの懸念であります。改めて介護保険制度の適正な運用を図るべきであります。

本村のみが制度化された仕組みの枠外での逸脱すると思われる推進計画と行政行為は、厳に慎むものであります。現在のサービスを衰退させ、後退させることにつながるものであります。まさに、あってはならないものと考えております。

これまでの対応と再提案するまでの手続には、相当な苦悩があり判断されたものと理解するものですが、現時点でこれらに関する事業の経過を順次お伺いいたします。

1つ目は、基準保険料の設定、保険料の高い低いありきは制度設計を見誤ることになるものであります。人口構成や高齢化率、東西管内8市町村、平均約33%ですか、今は変わっているかもしれませんが、本村は41%を超えるなど、介護認定者数、所得も異なる他市町村との比較、これらを前提に進められた推計と判断であったのか、介護給付等支援サービス、保険料負担のバランスを懸念するものであります。

過去8年の認定率、約17.3%の実績をも踏まえない0.8%の介護認定者率を減らす16.5%の推計は、現在利用されている介護認定者を減らす、介護度の重症化への上位再変更認定をしない、新たに介護認定をしないことにもつながるものであります。これらへの影響を及ぼしていないのか、まず伺います。

次に、2つ目です。

標準給付費見込額が、当初原案から3年間で約9,750万円、年にしますと3,250万円余り削減する推計がなされました。県内59市町村の介護1人当たりの公表、これは令和2年度の実績の費用額であります。我が村は介護地域サービスと介護予防・日常生活支援で第2位に位置する実績があります。現在の介護給付と介護予防サービスが維持されるのが困難となる削減額であります。この削減の方向性は、必要とする介護サービスを切り捨てることにつながっていないのか、お伺いしたいと思います。

次に、3つ目です。

基準保険料の金額設定が5,700円であります。次期保険料の推定7,182円が算出、試算され、その差額の推定約1,500円の負担増が予想されたものであります。このツケ回しとなるであろう金額の負担差は、2年後に大幅な保険料の引上げが伴うこととなります。さらに、準備基金の枯渇化が現実化しております。財源不足を取り崩し充当する、調整すべき基金の活用ができないこととなります。

保険料収納必要額が3年間で2,538万円、年に約846万円が不足することとなります。当初から県の財政安定基金活用を見越しての判断であれば、この返済は次期保険料で償還することとなります。これらは活用する額にもよりますが、プラスアルファとしての増額が現実味を帯びることとなります。次期保険料の多額の負担増をどのように解決されるのかお伺いします。

次に、4つ目です。

低い負担で高いサービスの享受は、誰しものが願うものであります。そうあってほしいと思えます。しかし、制度化された枠内での保険料の高い、低いありきでの議論は限界を超えるものであります。実績と継続を考慮しない、将来推計をその場しのぎや逸脱すると思われる推計では、将来負担への見通しが懸念されるものであります。同時に、我が村の介護保険制度そのものが崩壊の事態に直面するものであり、制度と仕組みそのものが損なわれることとなります。どのような認識であるのか、お伺いいたします。

次に、5つ目であります。

政令での制度化された仕組みの枠外、法定負担割合を超えて、その費用の一般財源からの繰入れは適当でないと言われております。厚生労働省通達と会計検査院の指摘でも確認されております。国25%のうちの5%の調整交付金を除きますが、県、村の法定負担割合を超えた増減差額は、次年度会計の中で過年度分として精算され継続がなされるものであります。全

国の一部市町村の中で、標準保険料を低く抑えるため一般財源から繰入れを行い、制度化された仕組みの枠外での対応がなされた自治体があります。後に返還を求められるといった厳しい事例があります。これらを回避できる手法があるのかどうか、お伺いします。

次に、6つ目です。

議案を提案する、議決をする手続には、守るべき法令や制度の組立てを理解できないと、誤った方向性を導き出すことにつながります。介護保険条例の改正は、次期改正にも重大な影響を与えるものであります。結果責任への説明は、行政と議会の双方が負うことにもなります。特に負託者である村民への理解と協力を得る努力をどう構築されていくのか、考えをお伺いします。

この質問の最後の7つ目です。

介護保険制度は、我が村の給付と支援サービス、保険料負担のバランスを担保する状況の厳しさがまさに明らかになりました。さらに増すこととなります。我が村の少子高齢化と過疎化の厳しい中で、医療保険制度を含め介護保険制度の持続可能性を確保するため、細部の再点検を強く求めたいと思います。さらに、国・県、関係機関への働きかけを強め、財政負担構成割合の軽減緩和や支援策など、制度改正を含めた要請と実現を求めていく必要があると思います。

これらの対応を、質問の中身、長いのですが、村長にご答弁をいただきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 6番、北條利雄議員の2つ目のご質問、介護保険制度の事業運営と経過についてのご質問にお答えをいたします。

今年度を初年度とします第8期介護保険事業計画がスタートし、1年が経過するところがあります。本村の高齢化率は41%を超え、介護保険運営の上では厳しい船出となったことは否めないことであります。

まず、1点目の介護認定の動向についてであります。今年度の4月から12月末までの認定申請件数は114件であり、そのうち新規申請30件、認定区分の変更申請は15件でありました。これは令和2年度の同時期の申請件数の99件のうち、新規申請36件、認定区分の変更申請16件と比べても大きな差はなく、最終推計による影響はないものと考えております。

次に、2点目ではありますが、実施計画はあくまでも計画でありまして、その計画に合わせ

て実際のサービス給付を調整することはありません。1点目の認定状況からも分かりますように、再推計が介護サービスの切捨てにつながることはありません。

続きまして、3点目の次期標準保険料の負担増に対する解決策であります。

標準保険料の設定は、3年間のサービス給付額を見込んで計算するもので、いわゆる計画の値であります。万が一、サービス給付額の実績が計画を大きく上回り、県の財政安定化基金を借入れする状況となったのであれば、その基金償還分の額を上乗せして、さらなる3年間の保険料を設定することとなります。よって、制度上の大原則に従い保険料を設定するという事に尽きるということでもあります。

続いて、4点目と5点目につきましては、併せてお答えをさせていただきます。

まず、4点目の介護保険制度の認識につきましてもということですが、議員がこれまでにただされてきたとおり、法令により制度化された枠組みの中で適正な介護保険事業の運営に努めなければならないと認識しているところでもあります。よって、5点目の一般会計からの法定外繰入れにつきましても実施することはありません。法令によって制度化された枠組みの中で運営に努めているという状況でありますので、ご理解をいただければと思います。

続きまして、6点目ではありますが、次期介護保険料改正に関する理解と協力を得る努力をどうするかという点でございますが、保険料の改正は、村民がサービスを利用した実績を基に、3年間の推計を計算し設定されるものですから、この部分を丁寧に説明してまいりたいと考えております。

最後になりますが、7点目の制度改正を含めた国・県などの関係機関の働きかけについてであります。人口減少や高齢化が今後も見込まれている本村において、サービスの給付と保険料負担のバランスを保ちながら介護保険事業を運営していくことは本当に厳しい課題であり、議員おただしのとおりであります。機会を捉えながら、この現状を関係機関に訴えていかなければならないと考えております。

以上で、6番、北條利雄議員の2つ目の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 6番、北條利雄君。

○6番（北條利雄君） 今、村長より長ったらしい質問項目をご答弁いただきました。

昨年の3月議会の否決、そして臨時議会の可決ということがありますけれども、私は在職中、もともと担当でしたので内容を理解しているつもりで発言しているんですが、それにしても、やはり仕組みも難しいし、担当者、それから住民がなかなか納得できない分かりにくい制度にもなっております。

そういう面では仕方なかったのかなという思いもあるんですが、未来のことを考えると、先のことを考えると、そこは保険料が高くなったとしてもやはり納得していただく。皆さんは今度幾らでいいんですかと単純な計算では成り立たないんです。将来に負担を、ツケを回す。これはもう事実なんですね。しかも、がんじがらめの枠組みです。一般会計から下手に繰入れできない、そうした中で、本当に苦しい事業運営になります。これを理解できないと、通常いろんな事業をやっている、足りなければほかの会計から持ち出せばいいと判断するのであれば、できないとなっているわけです。そういう決められたやつを守らないでやること自体が、後にさらに悲劇を生むことになります。やってはならないと思います。

その辺では、執行者は先ほども言ったけれども、苦しい中での対応を取られたとは思っていますけれども、やはりこれからそういうことも踏まえて、当然、私たち議決する側も理解できないと、間違った方向性を見いだすのは当たり前であります。ぜひこの辺も含めて、理解していただくことを努力していただくということでもあります。

事前に聞いておけばよかったんですが、介護保険の中では、原則としては住民票のある市町村が保険者となりますよと。したがって、住民票のある市町村に介護保険料を支払って、住民票のある市町村が介護保険を給付する仕組みが住所地特例制度であります。鮫川には、ひだまり荘、それから西山の施設がありますけれども、これは村内ですから何も問題ないんですが、鮫川村から近隣市町村も含めて住所地特例を対象とした施設にどの程度入所されているのか、私、事前に調べて聞いておけばよかったんですが、ちょっと分からなかったので聞いておきたいということなんです。

要するに、介護保険認定者、鮫川でなったとしても、村外に住所を持っていたとしても、保険料の支払いは鮫川村が引き続き負担することになるんです。分かりますね。そういうことで、鮫川から人口が、介護保険認定者が減ったと思わないことです。それは負担は逆に亡くなるまで負担することになるんです。

それはなぜかという、施設に入居する前に住んでいた市町村の介護保険を利用できることなんです、1つは介護保険施設がたくさんある市町村に財政負担が集中してしまうおそれがあるわけです。そうした財政上の不均衡負担の制度で、もう最初からつくられていたものです。やはりこれを知っておかないと、鮫川の介護保険認定者が減ったとしても、住所のある、減ったとしても負担は続くということです。だから、安心はできないということです。やはり村内でここに行き着いた人たちが、村外に施設利用のために行ったとしても、鮫川村はきちんとその人たちに介護認定を受けてもらって負担も続けるわけです。

こういうことをきちんと認識しなければならないと思いますし、やはり住所地特例というのをきちんと判断して、だからこそ大変な仕組みなわけです。それを含めて、村長、これらもご承知であったのかも含めてご答弁いただきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） ただいま議員から再質問ありました件につきましては、昨年の議会が否決後の3月24日の全員協議会におきまして、介護保険料の算定の仕組み、これは係のほうから丁寧にご説明があつて、議員の皆様もどのように算定されているのか、また今、住所地特例の件につきましても昨年の全協の中でご説明をさせていただいて、本村の実態につきましては私も勉強になりましたけれども、議員の皆様にもご承知をいただいたものと思っております。

じゃ、介護料を今後、第9期には7,182円と推定される。1,500円も高くなると、これを待たなし、致し方ないとして受け入れるのかどうかということではありますが、私どもで去年も同じ答弁をいたしました。まず基準額の現在の5,700円、5,400円から300円という小さな上げ幅にしましたが、他町村は既に6,000円を超しております。三島町は、もう既に高齢化率51%で8,000円台になっています。これをどのように一気に1,500円上げるだけにただ算定するのかということではありますが、1つできることは、去年も同じ答弁をいたしましたけれども、まず介護を必要とする高齢者を少なくすることしかありません。

まずは、今、企業人の派遣をいただいております。住民課の中に、広報紙にも登場しましたがルネサンス株式会社から派遣されている健康づくりの派遣人と、住民課のほうで細かく今、計画を練っております。まずは高齢者の社会参画であります。できるだけ地域サロンを繰り返しながら社会参画をする。そして、当てにされる高齢者をつくる。うちに入り込まないで外に出る高齢者をつくることによって、そしてまたその高齢者の健康状況をデータとして捉えていくと。まさに介護事業と高齢化率のフレイル防止策の一体化であります。

これを繰り返しながらも、実は埼玉県鳩山町は介護保険料3,800円です。これは異例であります。考えられません。こういった町場でも4,000円弱という介護保険料に抑えている町も実はあるところでもありますから、どのような施策に転じているのかも研修をさせて情報を入れながらも、この保険料を安易に1,500円アップすることのないような努力を、最大限、行政とすればしていかなくてはならないというのが大きな課題であります。しかしながら使う方と払う人のバランスによって算出されるこの仕組み、それと一般財源を投入できないという法の縛りがあります。この中で算定される金額が無理なのか無理でないのかというの

は、我々も今後2年の中で挑戦していかななくてはなりません。

議員各位にもご理解と、また介護を受ける人を少なくするための知恵がおりでありましたら、お貸しいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） いずれにしても、亡くなる高齢者もいらっしゃるし、人口減少の中でそんなに毎年変更する対象者が大幅に変更しないとしても、やはり先ほど最初に私が質問したとおり、県内で59市町村ある中で2番目に位置する実績があるわけです、鮫川って。すばらしいですよ。鮫川だからできるという人もいますけれども、鮫川だからやってきたんだよと私は反論するんです。

だけれども、これを維持するためには、やはりきちんとした保険料を集めないと、その制度を運営するために努力していかないと、なかなか成り立たない。この県内59市町村の2つの事業をなくしちゃう、それももう先が見えないという話になります。すばらしい活動をやっているんです、介護事業に対してはね。これを維持するのも大変でしょうけれども、やはりそこは行政が努力して、職員が努力してやられてきたわけですよ、村民が納得して。これを減らすということになったら、また村民が苦しむと私は思うんです。

維持するためには、やはり負担も必要だ。そこは曖昧にしないで、きちんと基準保険料を算出することを村民に説明しながら、やはり必要なものは必要な負担をいただいて、よりよい介護保険、そして医療制度を持続していただきたいというのが私の思いであります。

いずれにしても、本村の現在の介護保険料の基準額設定を含む事業計画は、2年後の第9期計画に重大な影響を及ぼしていくと考えます。繰り返し今回以上の課題と問題が起こることが想定されます。極めて残念であります。改めて制度への理解と協力を得ながら、全力で取り組むことを提案するものであります。

以上、2点目の質問を終わります。

次に、3点目、移住・定住・空き家対策について質問をいたします。

人口減少対策と地域創生の実現を図るため、移住・定住の促進、空き家対策、子育て世帯に対する住宅建設やリフォーム支援など、地域の活性化及び良質な住宅のストック形成の観点が重要であります。我が村でも第4次振興計画後期基本計画、令和2年から令和6年度、それから、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略、令和3年から令和6年度、過疎地域持続的発展計画、令和3年から令和7年度において、過疎を食い止める重要施策として位置づ

けられております。

これらの重要施策の中で次の項目、1つは移住コーディネーターの設置と総合的支援について、2つ目は短期移住等体験プログラムについて、3つ目は空き家の貸出しと管理組織「空き家管理ネットワーク」の創設について、4つ目は子育て世帯に対する住宅建設支援とリフォーム支援策について、これらの進捗経過状況を村長にお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 6番、北條利雄議員の3点目のご質問、移住・定住・空き家対策についてご質問にお答えをさせていただきます。

本村では、令和2年3月に策定しました第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の8つのプロジェクトの一つ、移住・定住支援、空き家の活用プロジェクトにおいて、議員おただしの4点を取組の柱として計画を進めてまいりました。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、生活様式の変化やテレワークの普及により、地方移住の関心が高まり、昨年8月、9月の県緊急事態宣言期間に人の移動、往来を抑制するため、空き家バンク紹介を停止していたにもかかわらず、今年度4月から1月までの10か月間において電話等による聞き取りのみが12件、空き家バンク利用登録が12件、計24件の問合せ対応とともに、令和2年11月に空き家バンク登録された方1件が、今年度6月に他県より移住しております。

ご質問の第1点目、移住コーディネーターの設置と総合的支援についてであります。まず移住コーディネーターとは、移住者に対する適正な情報提供や相談対応の支援及び移住者の定住・定着に向けた支援策を行うもので、昨年3月に設置要綱を設けております。今年度、地域おこし協力隊の応募がなく、人の往来を抑制する背景等もあったことから、今年度の取組は見送らざるを得ませんでした。新年度に改めて地域おこし協力隊を募集、活用していく中で移住コーディネーターを設け、移住者の総合的支援を進めてまいります。

ご質問の第2点目、短期移住と体験プログラムについてであります。第1点目にお答えしましたように、今年度、地域おこし協力隊の配置が図れず、また短期移住の拠点としていた農家民宿はコロナ禍により余儀なく休業するなどにより、取組を延期しております。

ご質問の第3点目、空き家貸出し等管理組合「空き家管理ネットワーク」についてであります。これは民間団体、または事業所等が主体となり、空き家を貸出しするための総合組

合を設立し運営するものであります。対象となり得る団体等の発掘をするとともに、関係団体の参入を促してまいります。

ご質問の4点目、子育て世代に対する住宅建設支援とリフォーム支援についてであります。西野団地において宅地分譲地を購入し住宅を購入した方に、15歳未満のお子さん1人当たり10万円の子育て加算額とともに、購入費用を補助する鮫川村宅地分譲地販売促進事業補助金がございます。西野団地以外の建設支援としまして、移住者向け支援とともに定住者向け支援として、45歳未満で村内において住宅を取得したい方を対象に補助する移住定住促進補助金を令和3年4月に創設しております。また、リフォーム支援策に関しましては、既存事業の見直しを含めて、限りある財源を有効に活用すべく検討を今後進めているところであります。

村では、移住・定住、子育て支援を新年度の重点施策として位置づけ、昨年11月に各課を横断する移住・定住、子育て支援プロジェクトチームを庁内に立ち上げ、将来を見据えた様々な意見、提言を受けながら重点事業を進めてまいります。

第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の移住・定住支援、空き家の活用プロジェクトは、前述のとおりコロナ禍により地方へのニーズは高まりつつあるものの、コロナ禍により定住に関しましては事業推進が難しい面もございます。今後、指標の見直しも含めて、移住・定住、子育て支援プロジェクトチームの提言を踏まえながら取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いしたいと思っております。

以上で、北條議員の3つ目の質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） 今、重要施策の中で、取りあえず4点、気になった項目を質問いたしました。移住コーディネーターの設置、こういう部分、それから短期移住とか体験プログラム、これがコロナ禍で延期されたりというのは十分、それはもう含めて、ここ現在まで1年以上、2年くらいまではとどまっているというのは十分分かります。

さらに、ご覧のとおり多くの自治体、鮫川村も含めて、その自治体が移住定住促進施策を展開しているんですね、どこでもやっています。どこの自治体でもやっていますが、多くがその入り口の認知とか興味獲得、そういう段階でまさに苦戦しているんですね。成功例が逆に少ない。有名な観光地や産地でもない限り、選ばれる地域になるのは本当に厳しい。そうした中に鮫川も置かれているんだなと私は思っております。

じゃ、どうしてこれを鮫川村が進めていくのかということになると、やはり移住・定住の

ような様々な形態の中で、要するに帰る人と待つ人の2つというものが存在しているんですね。その引き合う力に寄り添った地域のアプローチ、鮫川村に住んでいる人たちのアプローチが一番大事なんだと私は思うんですよ。それは親戚が住んでいる、親が住んでいるという、それから土地と家があるよ、血縁や友人知人をその理由に、それから職場、そういうものも含めて全国的にアンケートされたものはありますが、やはり9割近くがそういう地縁、職員を頼って移住したと言っている話があるわけですよ。厳密な意味でUターンなどとは言えないとは思いますが、やはり鮫川に縁を頼って移住してくる人たちの情報源は、村行政が発するものだけじゃなくて、やはり血縁とか地縁に頼っているというところは分かっているんです。

そういう部分では、移住・定住をどうしたらいいかと悩んでいる人よりも、鮫川に住んでいる人が、早く帰ってこいと、ここに家があるよ、土地があるよということで、迎え入れる側が、待つ側がきちんと理解していないと、なかなかそれを達成することはできないんじゃないか。やはり帰ってきてほしい、そしてここで住んでほしいということを確認すれば、やはり迎える側、地元で土地や家の保有、それも含めて解決する手段はないのかなと私は思います。やはり待つ側、鮫川に住んでいる人たちの逆アプローチで、非常に戦略的には有効じゃないかと私は思っているんです。

移住・定住者への有力な武器である空き家もありますけれども、これも待つ側の、要するに鮫川村民の視点に立って、待ちと呼ぶのかどうか分かりませんが、そういうもので地元が帰ってくるのを待っているよという、準備する、そういう空き家を提供する取引も必要じゃないかと私は思っています。やはり地縁、血縁、それから職員を頼った中では、ここにそう考えた人に安心とか信頼感が生まれるんじゃないかと私は思っているんですね。

そういう部分で、そういう人のアプローチの仕方、実際、行政施策として移住・定住、空き家の利用も含めてなんですが、中でそういうアプローチの転換がやはり必要じゃないかと私、提案したいんですね。

やはり、本当に厳しいよね、いつもこの議会で空き家がある、おんぼろになったうちが並んでいる、人もいない。悔しいですよ。そういう部分では、やはりこれをそのままにしておくわけには私はいかないと思うんです。やはり、それを武器にすることが必要なんだと私は思うんです。

そういうことで、ぜひ村長に考えていただきたいのは、移住・定住のような中で、帰る人と待つ人という存在の中で、そういう引き合う形に十分に寄り添った村内に住んでいる人た

ちに対するアプローチ、これをぜひ時間がかかるとしてもやってほしいんです。

我が村の過疎化を防ぐ重要な施策であります移住・定住、空き家利用、そんなことを言っても、なかなか十分に納得するような事業成果が生まれていないんです。これは鮫川に限らず、相当どこの自治体も苦しんでいますけれども、やはりここは、ぜひいろんな知恵を出して突破していただきたいと思います。

今週ですか、今、ロシアがウクライナに侵攻していて避難民をどうするかというときに、この移住・定住、空き家を利用して避難民を受け入れますよという自治体があります。将来的にはこの人たちを、外国人ではありますが長く住んでほしい施策を、行政自らが必死になって考えているところもあります。それがいいものであるのか悪いものであるのか、私は判断しませんけれども、そういう部分で、やはり人がいないと何事であっても失敗する。事業をやれば本当に金もかかる。そういう状況になっています。やはりそこを突破するのは、そこに住む、移住する人たちが多ければ多いほど事業施策はものすごく楽なんだと思うんです。

そういうことも含めて、私の頭では考えられないような施策を展開する自治体もあります。そういうことも含めて参考になるかどうか分かりませんが、そういうことも見ながら、やはりこれからの施策の方法をもう一度見直して取り扱って、この事業をみんなで成功させていければなと私は思います。

最後になりますけれども、村長から私からの今の話でご答弁をいただければと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） まさに、村内をくまなく歩かせていただきますと、集落間の中で年々空き家が当然目立ってきておりますし、あと数年後、集落の半分くらいは空き家になるのではないかという、そういった懸念もしながら、これは皆さんも同じだと思います。多くの村民も、いや、このままいったのでは集落は半分以下になってしまうという危機感を持っております。

今、議員提案のアプローチ型、そして新しい定住促進の施策を考えるべきというお考え、本当に心からありがたいと思っております。やはり、職員だけの対応では限度がございます。空き家コーディネーター、また民間の事業所のお力もお借りしなくてはならないと思いますし、まして地域おこし協力隊も応募された後には、そういった専門の分野で、それだけに専従するそのような職員、協力隊も雇用しながら本村の空き家対策、あと移住・定住につながるような方策を進めてまいりたいなと思っております。

一番肝腎なのは、やはり生産年齢の人口、要するに若い方々が子供と一緒に移住してくれ

るのが一番理想的であります。問合せを見ますと現役引退した方々が結構多くございます。しかし、私は来村されたときには必ずお会いさせていただくことにしております。面接をさせていただいた後に、ご要望をお聞かせいただいたり、また村の中の慣習、その集落、集落に1つの今までつないできた様々な伝統とか、そういった集落のつながりがございますから、そこをよく理解していただいた方、そしてまた近所の方々とうまく交流していただけるような方をお願いできればなと思っておりますが、今後また新しい立案の中でアプローチ型、移住・定住につきましては係とともに皆さんのご提案もいただきながら、新しい受入体制、これをまた構築してまいりたいと考えております。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） 大変、村が考えている重要施策でもあります。こういう定住、空き家について一層ご尽力をいただいて、私も含めて議員の皆さんからの知恵を借りながら、やはり皆さんでこういうところに参加しながら議論をする、多い人で大いに議論をする、いろんな成功できるような方策も見いだせないかと思うんですが、やはり議論をして、本当にここにどれだけの人口がいて、あなたはどうしてほしいのという話は、やはり直接生の声を聞きながら、いい方向性を導き出せることができれば最高かなと思うんです。

そういう部分で、移住・定住に働きかける人も含めて、村内に住む私たちも含めて、やはりアプローチの仕方、もう少し変えていただいて、ぜひ一つでも二つでも前進させていただければと思います。

以上をもちまして、私からの一般質問を終わります。ありがとうございました。

◇ 前 田 武 久 君

○議長（星 一彌君） 9番、前田武久君。

〔9番 前田武久君 登壇〕

○9番（前田武久君） 令和3年度の最後の定例議会、1点について村長から答弁を求めたいと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず最初に、長の専決処分について。

令和4年1月8日付で、村長から一般会計の補正を含む4事業、総額7,104万円の令和3年度追加補正予算の専決処分執行報告書が郵送されてまいりました。正直、目を疑った次第であります。専決処分ができるのは、地方自治法第179条規定に掲げる以下4つの理由がある場合であります。

長は、議会の議決すべき事件について議会に代わってできるとなっている。専決処分事項とは、1つ、議会が成立しないとき、2つ、地方自治法第113条ただし書であります、議長外2名以上の議員の出席がないとき、3つ目、長が議会を招集する暇がないとき、4つ目、議会が議決すべき事件を議決しないとき、以上4つの項目に該当されたのか、具体的な理由について伺いたい。

以上、村長の答弁を求めます。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 9番、前田武久議員のご質問に対しましてお答えいたします。

さきに各議員にお知らせしました一般会計補正予算（第8号）につきましては、地方自治法第179条の規定に基づき、1月14日付で専決処分をさせていただいたものであります。補正の内容につきましては、住民税非課税世帯の臨時定額給付金10万円の支給、生活困窮世帯等に対する暖房用灯油購入代1万円の給付、戸草・関口線などの村道3路線に係る道路工事及び田尻・関口線などの村道2路線に関わる11月末の豪雨災害復旧工事の4件であります。

議員おただしの地方自治法第179条の第1項に規定するいずれの条件に該当したのかということにつきまして、法律上はいずれかの条件に該当すれば専決処分ができるとされていることから、本予算は対象世帯に対する早急な支援金の給付、村道路線の早期改良と供用開始、また災害現場の速やかな原状回復を図る必要があるために、特に緊急を要するために議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときに該当するものと判断し、専決処分をさせていただいた次第であります。

専決処分は、円滑な行政サービスの執行の観点から、長に専決による処分権限を与えるものではありませんが、議会の権限に属する事項について、長がやむを得ない場合に代わって行う制度であることを踏まえ、その運用に当たりましては制度の趣旨を逸脱することがないようにすべきであり、今回の補正予算のように円滑で速やかな予算執行が必要であったとはいえ、専決処分をむやみに行うことは議会軽視とみなされかねず、議員を含め村民の行政に対する信頼を損ねることにもなりかねないと認識をしております。

今後は、専決処分を実施しなくてはならない場合でも、その内容や緊急性の有無をしっかりと見極めながら、まずは臨時議会の開催の必要性を十分に検討するなど、議会としっかり意思疎通を図ってまいるとともに、安易に専決処分を実施することがないようにしてまい

考えであります。

以上、9番、前田武久議員のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 村長、2月28日、この通告、我々、多分一般質問の通告後でもって全協を開催しましたね。令和4年度の当初予算についての趣旨説明等を兼ねての席上、私から通告あった専決処分の件について、3月の議会で丁寧に説明をするというようなお話でありましたが、今まず簡略な答弁をいただいたわけであります。

それで、その暇がないと、余裕がないと。どういった理由で余裕がないのか、全然私たち議会には説明がない。当時は、これは14日付で通告されたわけですね、郵送されてきたわけです、14日付で19日に届いたんですけれども、その間、鮫川村のコロナの話は出るのかなというように私、考えておったのが、コロナの言い訳はなかった。当時は、たしか感染者はそんなになかったね、10名以下だったね。それで本格的に鮫川が増え始めたのが、21日あたりから10名以上になったということでありまして、コロナの言い訳は聞かない。

それと、緊急性、これは4事業ですよ。5,000万以上というのはもう必ず議会にかけなくちゃならないし、この4事業は、かなり住民の生活に直結するような事業でしょう、この緊急対策事業なんていうのは。これは、執行状況なんかは全然我々にまだ示されてはいないんですね。その緊急性のものが執行状況も示されない。まさに我々、そして村長として就任する前の公約だね、先ほども大分述べられておりますけれども、住民との対話、それから協議、そしてその問題点を十分受け入れて村政に反映させると。住民との対話なども持たれておりますけれども、我々議会は、村長も住民の代表であるけれども、我々も住民の代表、代弁者ですね。その議員との議会も開催しないで、どうして対話、住民に理解を求められるような行政執行ができるのか、私はちょっと甚だ疑問を感じるわけなんですよね。

それで、一番最初に19日に届いた補正予算、専決処分した内容。概要で当初、今までの予算が34億2,572万9,000円ですね。それに先ほど言った専決の金額が追加されたと。そうすると総額34億9,677万3,000円。その内訳としてここに記されておりますけれども、渡邊直樹副村長、よくこれは説明をされると思うんですけれども、この総額、計算が合わないんですよ。そういう専決の、ちょっと金額が多いんですよ、差額が。122万8,000円ぐらいの差があるんです。これは概算だから構わないということなんですか。ちょっとその辺、答弁を村長。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 議員の再質問に、ただ先ほどのとおり、まず答弁にも申し上げましたとおり、大事な案件、村長は住民との対話を重視しているのに、なぜ議会に諮らなかったということに関しては全くおっしゃるとおりであります。私も丁寧に臨時会を開催して、それで時間にいとまがなかったといえど開催をして、これだけの事業、金額だけの問題ではなくて、ご説明をしながら皆様のご承認をいただいて、それで執行すべきであろうということで反省をしております。今後、また答弁にも入れましたように、皆様とこの場で議論をして、建設的に事業の執行の内容とか、それから経緯、それをつぶさに説明した上で皆様のご意見をいただいて、そして大事な案件は決定していきたいと思えます。

また、補正の金額の詳細につきましては、副村長より答弁を申し上げます。

○議長（星 一彌君） 副村長、渡邊直樹君。

○副村長（渡邊直樹君） 今ほど、前田議員のほうからおたしございました私から発出いたしました通知文書につきましては、議員おたしのとおり一部概算で記載しておりましたので、差額が生じてしまったことにつきましては、この場をお借りしておわび申し上げたいと思えます。申し訳ございませんでした。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） おわびはいいですけれども、その122万8,000円の差額というのはどういう内容なのか、それ説明できないんですか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） その差額については答えられますか。

副村長、答弁いたします。

○議長（星 一彌君） 副村長。

○副村長（渡邊直樹君） ただいまの122万8,000円の差額につきましては、通知文書の中には、あくまで4つの事業の事業費のみを掲載させていただきましたが、実際、補正予算の中身につきまして予備費の部分を122万8,000円減額しているものも含まれておりましたので、あくまで通知文書に記載したのは、あくまでその事業を行うための経費だけでして、予備費の122万8,000円につきましては、すみません、通知文書のほうに掲載しておりませんでした。申し訳ございません。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 我々議員は、さっき言ったように村民にも説明する責任があるんですよね。それで、こういう数字的なことは一般の村民もよく分かるんですよね。そういうこと

を、だから予備費なら予備費とちゃんと書いておけばいいんですよ、分かるように。こんなところで一々質問される問題ではないと思うんですよ。

それで、先ほど村長、4項目、これは専決処分に適合しているというような、はっきり言ってそういうふうな答弁ですね。それで、一番先の議会が成立しないとき、これは議員の総辞職があった場合、それから定数の半数を超える欠員があるとき、それから議会が適法に活動、どこか海外にデモで行って亡くなっちゃったとかそういうことですね。そういうような状態のときなんだわね、1つ目はね。これは問題点として、地方自治法第108条第1項の規定を受けて制定している村長の専決処分条例。これは今の村長の答弁からすると、1つ目はまるっきり該当しない、逸脱しているね。

それから、2つ目の113条、これは特例なんですけれども、これは例えば議員が拒否して議会開催しても出席できない。しかしながら、特例として議長のほかに2名の議員が出席すれば開催できるんですよ。そうすると、いくら緊急だって3名の議員が集まれば議会成立するんですよ。だけれども、これは3名というのは、わざと議員が出席しないで拒否して行政を混乱させるというような、そういう状態ではないと思うんですけれども、そういう状態は全然該当していないと思うんですよ。

それと、3つ目の、長において議会の議決をすべき事件について特に緊急を要する、議会を招集する時間的余裕がないと。先ほど余裕がないという答弁されましたけれども、どういうわけで余裕がなかったんですか。その辺、よくきちんと答弁いただきたいと思います。

それと、4つ目ね、議会が議決すべき事件を議決しなかった場合、議会を招集して議員が提案された議案を議決しなかった場合には、議会が故意に議決をしなかった場合、そういう場合にはこれは専決できるんですよ、村長。こういう特権を持っているんですよ、村長は。持っているけれども、それを濫用する村長ではないと思うんですけれども、そのような該当するような項目には全然当たらないと思うんですよ、今回。

当時は、さっき言ったようにコロナも、ある程度鮫川は停滞していたから、全然議員研修もやっていないんですよ、ここ何年も、やるべき議員研修。それを計画していたんですよ、議員が。ちょうど終息していたから、じゃ、いわきの原発、よその自治体議会では研修に行っているから、我々はすぐそばにいて原発の状況も全然分からない。不安を村民にあおるような風評を払拭するためにも、一回この目で見てこようということで我々計画したんですよ。十分時間があつたしね。ただ、余裕がない、緊急性があつたからと言っているのは執行者側だけなんですよ。我々には全然一言もない。そういう状況の中で、これ村民に当然聞こえ

ていると思う。これ、公表されている議会ですからね。議会だよりでも周知されますけれども、村民もおかしいと思うんですよね。

それで、村民との対話は続ける、議会は開催できない。議会も、あまり私どももちょっと役職不足で問題もあるんですけれども、何とか任期は一生懸命務めるつもりでみんなやっているんですけれども、もう少し議会を考えてほしいんですよ。我々はやる気でしているんですよ、一生懸命。いつでも議会優先で、行政に村長とともに村のために幾らかでも貢献しようというような気持ちはあるんですから、だから今、言った点について緊急性があつて全然やる暇がなかったというような答弁なただけけれども、そんなことはちょっと納得できないので、十分納得いくような説明をお願いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 1月14日に送付を申しあげました各事業につきましては、コロナの件は言い訳ではありません。非常に給付することを早くしたいということと、あと災害が起きていると国の査定の日が決まってきたと。暮れに閣議決定がされて、そちらの予算配分が該当になったということで、早急に工事を発注したいという思いで緊急性があると判断をいたしました。議員おただしのように、緊急性があつても3日間あれば議会は招集されるということでもありますので、議員各位にご通知を申し上げて、コロナ禍の中でも臨時議会に臨んでいただいて、大事な案件、そしてまた住民に直結するような、そのような事業を早く執行できるような体制を取るべきだったなということで、大変反省をしております。

また、議員もおっしゃるように、皆様が本当に真剣に毎回議会に臨んでいただいて、そして村民の負託を背負って議員としてこの議場に臨まれていて、真剣な質問をいつもいただいております。その中で、今回のような専決処分を発令してしまったことは、何度も言うように反省をしておりますが、今後やっぱりこの議場で分かるように丁寧に説明をしながら、あと一番は、やっぱり村民に私どもも議員の皆さん方も説明をしなくてはならないという大事な村民の代表の立場にありますから、今後またそのように皆さんとお話を進めまして、納得いくように協議をして、限りある財源の有効活用、これに心がけていきたいと思っています。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） その緊急性のある道路工事、これは説明にもありましたけれども、それは内容も全然分かんないですよ。これに岩野草線とか関口線とかと書いてありますけれども、事業内容が今年の災害、大雨か何かで損壊した。これは通行止めとかなんかになったような区間とか、住民がとても生活できないような状態のところとか、それから工期がいつ

だとか、村長、令和元年災、まだ終わらないで、この前も全協で話しましたがけれども、約束を守らない業者、そういう業者に村で発注しているんですよね。今回もそういうことで、我々議員もちゃんと工期とかなんかを守らせる。緊急性のある、いつ始まって、いつ終わるんだか。村民に迷惑をかけるような事業の発注の仕方、村長も私の一般質問に3回も4回も約束しているんですよ。それ全然守っていないね。3月25日まで3年繰越しの事業、3回にもまたがった事業を必ず終えさせると。そういったものも終わっていないよ、全然。

そういうことで、つい最近発生した災害、緊急性があるからそれをやらせる。その内容を全然議員にも示さない。何かそういう発注の仕方、何かきちんとした契約を結ぶような、そのできない理由でもあるんですか。そういうことで我々は毎回、そのことについては村長に答弁を求めて答弁を受けているんですよね、答えを。しかし、それを守っていない。

それで、ちょっと聞きますけれども、村長、令和元年から就任されてあれなんですけれども、2年度から3年にかけての専決処分の回数は何回ありますか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） これについては、詳しく分かりますか。

専決処分の回数につきましては、明確な回答を後でお知らせをいたします。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 我々議会も毎回の専決処分、専決は11月にやったね、臨時議会に報告されたけれどもね。だから、もうかなりの回数になっているはずだよね。マンネリ化しているんですよね、専決処分。だけれども我々は軽微な金額、軽微な内容、事件であるから容認はしてきましたけれども、こういった7,000万以上の4事業もあるような大事業、住民に直結するような事業を、これをマンネリ化されたのでは困るんですよね。これ、我々専決を承認してしまえば、もう村長、執行者の言いなりなんですよね。これを覆すには住民訴訟を起こしてやらないと撤回できない。だから、もう独裁政治と同じですよ、これを続けていかれたのでは。

それで、村民の信頼を得るために行政を執行するなんていうことは、ちょっと誰もがやっぱり納得できないと思うんですよね。だから、こういうことはもう真摯に、村民優先ということで村民にわびを入れるとか、この前、まさか全協のときに本当に丁寧に説明しますというような答弁だったから、私、それを期待していたんですけども、先ほどの答弁では全然村民が不信感を持つと思うんですよね。そういったことで、今回専決処分の問題について、十分これを今後の教訓にさせていただきたいというふうに考えております。

最後に、村長、このような専決処分を続けていった場合に最後はどうかということ、それを自分でのお考えを十分示されて、村民に対しての自分の執行者としての気持ちをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） まず、このたびの専決処分の緊急性、その他、答弁をいたしました。まず議会制民主主義の中で、執行者と議会は二元代表制の中で同等の立場であるということ。専決処分の執行権は長にあっても、このような村民に直結するような大事業でありますから、これを処分したことは何度も申し上げますとお反省をして、今後また皆さんと協議をしながら、十二分に熟した議論を経て、村民のためになるような事業を選択していきたいと思っております。

また、これらの案件につきましても、先ほど専決処分、何回やったのかということも踏まえまして、専決処分の性質、あともう一つは、今後どうしても専決をせざるを得ない案件も、緊急性の高い、これは災害等になるかと思いますが、その以外は小刻みに臨時議会を開かせていただきたいと思っておりますし、そのための資料、そして説明責任を丁寧に果たしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 以上で質問を終わります。

（午後 零時02分）

○議長（星 一彌君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時05分）

○議長（星 一彌君） 村長より発言の申出がありました。それを許します。

村長、関根政雄君。

○村長（関根政雄君） 先ほど、9番、前田議員のほうから、過去にあった専決処分の件数はどのくらいあるかという質問に対しまして、その内容をご説明したいと思います。

○議長（星 一彌君） 総務課長、齋藤利己君。

○総務課長（齋藤利己君） 総務課長です。前田議員の質問にお答えいたします。

令和3年第1回定例会から第6回定例会の1年間において13件ございました。内訳を申し

上げていきたいと思えます。

第1回議会定例会は3月10日にご承認いただきまして、2件でございました。1件が簡易水道の専決の補正でありましたが、これは内訳の変更のみでありまして変更の額はありませんでした。もう1件は一般会計の専決でありまして、これは275万7,000円でございます。

続きまして、第2回の3月29日の臨時会でございますが、この際の専決は2件でございますが、これは契約の変更2件でございました。契約の内容は、宿泊施設の件と青少年広場の大規模改修工事の2件でございます。

続きまして、第3回議会定例会、6月9日の承認でございましたが、これは9件でした。内訳は条例が7件と補正が2件でございますが、一般会計が2,624万7,000円。これが一般会計でして、あと直診勘定が417万8,000円の減額でございました。

それで、4回から6回についての専決はございませんでした。

ご質問のお答えは以上であります。

◇ 森 隆 之 君

○議長（星 一彌君） 引き続き、一般質問を行います。

2番、森隆之君。

〔2番 森 隆之君 登壇〕

○2番（森 隆之君） 2番、森でございます。

私のほうからは、新型コロナウイルス感染症対策について、村長のほうに3点ご質問したいと思えます。

新型コロナウイルス感染症は、徐々に終息に向かっているとはいえ、オミクロン株やオミクロン亜種BA.2などの感染拡大により、安心できない状況でございます。村として、この感染症を乗り切るためにどのような対策を行っているのか、以下3点の質問にお答え願います。

まず1点目、行政職員や関係者が感染した場合、業務体制継続のための村独自の救急対応マニュアル等があるのかどうか。

2点目、濃厚接触者の認定や基準やその対応。

3点目、コロナワクチンの3回目接種の現在の状況。

以上、3点お伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 2番、森隆之議員のご質問、新型コロナウイルス感染対策についてのご質問にお答えをいたします。

議員おただしの第1点目、行政職員や関係者が感染した場合の業務体制継続の対応マニュアル等につきましては、本村におきまして新型コロナウイルス感染症が発生する以前に、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、鮫川村新型インフルエンザ等対策行動計画を平成29年4月に策定しております。

この計画は、今回のような新型コロナウイルス感染症など新たな脅威となるウイルス感染症が蔓延した際、感染症対策を的確かつ迅速に実施するために、職員の配置等、感染症対策に必要な体制、参集基準、連絡手順等を整備するものとした対応などを盛り込んだ計画となっております。

また、平成31年3月に策定した自然災害や大規模事故に対応する災害時業務継続計画は制定してございますが、感染症の対応とは想定される被害の対策や期間等に違いが見られるようであります。災害時業務継続計画における非常時の優先業務の視点を参考に、大規模に新型コロナウイルス感染症が発生した際の対応について議論を重ね、検討を進めてまいりたい考えであります。

次に、2点目の濃厚接触者の認定の基準やその対策であります。濃厚接触者の認定基準としては、陽性者がマスクなしで、手が触れる距離1メートル以内で15分以上の接触があった場合に、濃厚接触者と考えられるようであります。そもそも各市町村の判断で濃厚接触者などを認定するわけではなく、県南保健福祉事務所が陽性者への聞き取りなどにより、濃厚接触者、接触者の判断をしているところです。

また、陽性者の住宅療養者へは、生活支援として県より提供されている健康管理表、パルスオキシメーターなど、さらに希望者に対しては約4日分の食事の配付を市町村が実施しておりますが、そのほか健康状態の聞き取りなどは全て県南保健福祉事務所の対応となっております。以後、村として対応する必要がある場合には、迅速な対応をしてまいりたいと考えております。

次に、3点目のコロナワクチンの3回目接種状況であります。議員もご承知のとおり、村では2月21日月曜日より3回目のワクチン接種を開始したところであります。まず、今回のワクチン接種対象者である18歳以上、2回接種が済んでいる2,473人のうち、接種を希望

している2,145人を対象として75歳以上の高齢者から接種を始め、3月7日まで約460人の高齢者の方への接種が完了しております。残りの約1,700人の方へも順次接種を進めているところであり、希望者への接種を5月末までと見込んでおりましたが、現在の接種状況から見ますと4月末には完了する予定であります。一日も早く完了できますよう対応しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で2番、森隆之議員の1つ目のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 2番、森君。

○2番（森 隆之君） ありがとうございます。

まず、1点目のマニュアル等は、新型インフルエンザのマニュアルを活用して対応したということですが、実際に役場の庁舎内で感染者が出たときの状況を私なりにちょっと振り返ってみますと、そのとき、まだ全職員にすぐに周知はされていなかったような感じはしました。なぜかといいますと、まず住民福祉課の窓口に来たときに、窓口対応の方が村民の人に「何のご用で来たんですか」ということで尋ねて、「どこどこの課に用事があります」、「じゃ、どうぞ」という形で通していたかと思えます。

まず、そういう感染者が出た場合には課長が集まって話合するのは当然ですが、その前に最前線で窓口にいる職員とかに、こういう状況になってしまったので、取りあえず村民が来たらここで止めておいて、事情を説明して、今後消毒しなきゃいけないかもしれない、庁舎内。あと、感染者の把握しなきゃいけない。なので、ここで一応待たせておいてください等の対応もするべきではなかったのかなと私は思います。

それと、あともう一つ、課全体で今日は帰っていいよという形で担当がいなくなったと思うんですけれども、やっぱり分散出勤等をするようなことの対策を取って、その課においてリーダー的な存在の人を2パターンに分けて、どちらかが休んでも業務が滞らないような対応をするべきではなかったのかなと私は思うんですけれども、そういった場の状況によって、この対応マニュアルというの組み込まれて対応はされているのでしょうか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 職員がまず1人感染をいたしまして、その時点で濃厚接触者、それから接触者ということで、その感染者の課内の内容を総務課長のほうでつぶさに保健福祉事務所と連絡を取り合って、今は各事業主が濃厚接触者か接触者か判断するようになってきましたけれども、あの当時はまだ保健所の指導を仰がなくてはならないということで、平面図を基に接触者なのか濃厚接触者なのかということの判断を仰ぐという、そういった慌ただし

い作業になってまいりました。

それで、当然、濃厚接触者となれば自宅待機ということになりましたし、また私としても県南保健福祉事務所に、接触者であって分からないまま感染していたということになると役場内のクラスターになりかねないということで、検査キット、それを速やかにワンフロア、その後3人感染者が出てしまったわけなんです、ワンフロアも2階も合わせて検査キットをお願いしたいということで、こちらから総務課の係長が保健所に何度も足を運んで、その人数分の検査キットを頂いてきたということで、今ご指摘にあるとおり、マニュアルに沿った対応ということは、まずできない状態でありました。

ですから、まず職員が感染しているか否かというのをきちんとPCR検査を経て、その前の抗原検査をしても陰性だとなった後にPCR検査で陽性になってしまったという結果が出ていますので、唾液の検査、PCR検査を県南保健福祉事務所に持って行って、それを検査して結果を待つという大変な作業を繰り返したわけです。一度に職員が感染したわけではなく、日を置いて感染してしまったものですから、そこで濃厚接触者に関しては自宅待機ということで、要所要所の課長には残っていただいた経過もありますが、そのような状態で新型コロナウイルスの感染対策のマニュアルはあっても、あの当時はそのマニュアルどおりにはいかなかったというのが現実であります。

それと、もう一つは、やっぱり業務停滞をしてはならないということで、特に税務関係と住民課関係で、証明書を出さなくてはならない業務があります。そこについては課内の税務係を経験した職員がお互いにフォローし合いながら、業務を滞りなくストップさせないようにいたしました、ただ1つだけ、保健センターの一職員が感染してしまったことについては、同じ部屋の中で業務をしておりますから、数日間の業務は保健センターの健康係のところではストップした経過がございますので、これについてもやっぱり大変申し訳ないなと思っておりました。

まず、村民には大変な不安を抱かせてしまったということと、その後、検査の結果が濃厚接触者、接触者には感染者が出なかったことだけが救いであって、それにまたオミクロン株の待機日数が縮小されたものですから、何とか税務、それから住民課も、特に税務課は確定申告を控えていた時期で発生、感染者が会議に出てしまい、その近くの係に出てしまったということもあって、大変、休んでしまっただけで村民の皆様にご迷惑かかるなという懸念はいたしました、職員の皆さんで応援をしながら何とか切り抜けたというところがございます。

なお、今回のコロナ感染は、今日あたりは400人ですか、決して安心はできませんから、

どのくらい増えていくのかというのは、まだ予想も私たちもつきませんので、まずは村民も合わせて職員間の感染防止には努めていきたいと思っております。

○議長（星 一彌君） 2番、森君。

○2番（森 隆之君） そうですね、対応マニュアルも完璧なものではございませんので、今回の経験を踏まえて再度考え直していただいて、いろいろな意見を出して最善の策を尽くしていただきたいと思います。

なお、今後3月終わると大体人事異動が出てくると思うんですけども、やっぱりバランスを考えて、各課どんな状態でも誰が来ても業務が滞りなくできるように、その人事のほうの体制もしっかりと考えていってほしいと思います。

じゃ、2点目なんですけれども、先ほど村長がおっしゃいましたけれども、当時、県南保健福祉事務所が濃厚接触者かどうかというのを判断して、そこから指示を仰いでの対応だったということなんですけれども、今現在は事業主、事業者、あとは団体等が濃厚接触者かどうかを判断して、それで指示するという形になっているかと思うんですけども、小学校なんか教育長、分かると思うんですけども、小・中学校、これは校長先生とか教育委員会が判断しなきゃいけないので、大変デリケートな問題になっております。なぜかといいますと、コロナウイルスの感染者は本人は仕方ない。その周りにいた濃厚接触者に当たる人をどう判断していいかというのは、その自治体というか事業主のさじ加減で、基準はあるんですけども、じゃその微妙なところを広く取るのか狭く取るのか、そのさじ加減でちょっと変わってきてしまう。

なぜかという、濃厚接触者になる方とならなかった方では、すごくその後の対応が大きな違いが出てきてしまう。濃厚接触者に認定された方が、例えば子供だったら子供が学校から帰ってきます。そうすると、そのうちに生活していた家族の方、お父さん、お母さん、おじいちゃん、おばあちゃんが今度接触者になってしまうんですね。接触者になってしまうとどうなるかという、今度、お父さん、お母さんが職場に行くときに職場に相談すると、ちょっと様子を見てください、PCR検査やって陰性であれば出勤してきていいですけども、ちょっと待ってください。二、三日様子を見てくださいという状況になってしまいます。

ただ、今現在PCR検査を受けたいんですけども、どこもやってくれません。病院に電話すると、「あなたは何か症状が出ていますか」、「出ていません」、「じゃ、ちょっと様子を見ていてください」。もちろん保健所に電話すると、「保健所はもういっぱいいっぱいなので受付しませんよ」と。

そういった場合、正職員であればお金は月給制ですので有給休暇もしくは特別休暇、そういう形で対応はできます。ただ、シングルマザーだったり、お母さんで時間給、日給、そういう方が例えば接触者扱いになった場合、何の補償もないわけですよ。もらうとしても、そういう職員の方が全くいないわけではないので、そういった場合、村としての対応はどういった補償というのがされるのか、されないのか。職員以外、パートさん、臨時の職員。結局、こちらから休んでくださいねと言っているわけなんで、そういう方たちの対応というのはどうされますか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 村の職員は正職員と会計年度任用職員というのがございますし、職員の感染者につきましては有給休暇を消化しない特別休暇ということで、お休みしても出勤するまでの間は有給休暇を消化しない休暇を与えているようであります。

ただ、今おただしの民間の方々というのは大変厳しい状態で、どのような対応をされているのか、有給休暇消化なのか、またあとパートさんの場合には休んだだけ当然お給料が減ってしまう現状には、多分民間の中ではあると思いますが、本村の場合には職員はそのような対応をしておるということでもあります。

○議長（星 一彌君） 2番、森君。

○2番（森 隆之君） 関連施設でいうと、手・まめ・館の従業員だったり、そういう方というのも特別休暇みたいな形で給料をあげて休ませているような形になるのでしょうか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 手・まめ・館は、手・まめ・館の職務規定の中で雇用されておりまして、村の正職員、堆肥センターは会計年度任用職員であります。手・まめ・館は村の公務員の中の制度の中での雇用形態ではありません。ですから、手・まめ・館は多分有給休暇を持っておりますけれども、そちらの消化になるかと思いますが、ちょっと確かな状況は今のところ申し上げられませんが、特別休暇を与えているかどうかはちょっと調べてご返答したいと思います。

○議長（星 一彌君） 2番、森君。

○2番（森 隆之君） 要は、国のほうで弱者、コロナで生活に困窮している方にいろいろな対策をしているんですけれども、やっぱり国のほうで見切れない、保健所のほうで見切れないということで、事業主の方とか各団体の方が、こういうふうに簡単ではないんですけれども濃厚接触者の扱いをしてしまうと、その濃厚接触者の家族、接触者になった方がもう働き

に行けないという、そういうマイナスの面も出てくるので、そこをちょっと皆さん見落としがちなのかなという。弱い人たちを助けますよ、お母さん方を助けますよといっても、やっぱり接触者になった時点で、会社は来ないでください、給料は払いません。時給ですよ。あなた正職員じゃないですよ。月給制じゃないので有給もないですよ。特別休暇も与えませんとなると、やっぱり生活としては困窮してってしまうので、そういった方たちも村として何らかの対策、補助ないし何か対策を国でやる前に制度的に設計してやっていくのも手じゃないかなと私は思っているんですけども、どうでしょうかね。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 今、ご提案がありました村民の生活困窮している方々は大勢いらっしゃいますから、その中でそのような感染によってお勤め先を休まなくてはならない状況においては、優しい村づくりをこれから構築していく中で、ひとつ大いに検討する余地があるかなと思って、今、再質問を聞いておりました。そのような状況の中で救える道があるのかどうか、これから模索をして、さらに検討してまいりたいと考えております。

○議長（星 一彌君） 2番、森君。

○2番（森 隆之君） ちなみになんですけれども、私もちょっと勉強不足で申し訳ないんですけれども、今、村の職員というか採用している方で、臨時も含めてパートというか時給制、日給制という方は別に採用していないという形ですか。そういう形態の採用方法ではないということですか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） そのパートタイマー的な職員につきましての対応、お答えできますか。じゃ、総務課長からお答えいたします。

○議長（星 一彌君） 総務課長、齋藤利己君。

○総務課長（齋藤利己君） 総務課長です。

職員につきましては、以前、臨時職員とか嘱託職員がいたかと思うんですが、その制度が会計年度任用職員制度に移行しまして、それでまた会計年度任用職員の中でもパートタイムとフルタイムというような2種類に分かれておまして、それぞれの形の中で募集をかけまして、そして試験、面談等を行って採用に至っているところでございます。よろしいでしょうか。

○議長（星 一彌君） 2番、森君。

○2番（森 隆之君） ということは、村の職員の中でもパートで働いている方、フルパート

で働いている方という、もちろんパートですと時給ですよ。時給という形であれですね。そういう方がいるということであれば、なおさらその方たちの補償、ほかの事業者はほかの事業の規定があるかと思うんですけれども、村としては、やっぱりそういうパートの方の補償もちょっと考えていかなきゃいけないのかなと私は思います。いるのであればですよ。今いるということだったので、と思います。この件はちょっと後々考えていただいて。

もう1点なんですけれども、3点目、今の3回目の接種状況で、白河市なんかは先週、5歳から11歳までの子供たちに対してワクチン接種を始めました。村としてはそのお考えはあるのかどうか、よろしくをお願いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 5歳から11歳の子供たちへのワクチン接種であります。まずは管内と申しますか、郡内の医師会との協議を町村会のほうで2回ほど会議を経ておりますが、進めておるところであります。対象者が約1,700人以上、子供さんたちがいらっしゃるということではありますが、全て100%とはならないということではありますが、医師会のほうの会長さんと、また町村会のほうで協議した結果、どうしても内科医、また外科医さんですと子供の接種そのものをなかなかしたがないと申しますか、専門分野ではないということで、接種した後で容体が変わったりする場合がありますので、小児科医でないとならして接種ができない状況にあるとお聞きしておりました。

郡内には3人の小児科医さんがいらっしゃるようなんですね。あと、塙厚生病院には福島医大から派遣されてくる小児科の先生が1人いらっしゃいますが、午前中だけの診療で帰ってしまうと。その中で郡内の対象者1,700人、50%ぐらいでないかと言われておりますが、そういった子供たちの接種を少ない小児科医でどのようにするのかということで、このまま希望者を週に1回、塙厚生病院でやると9月までかかってしまうというデータがあります。

それでは遅過ぎるということで、町村会で提案しているのは、1人の小児科医がいらっしゃって、その周りに何人かの内科医、外科医の先生もいらっしゃる、打ち手ですね。1人の先生、専門科医が集団接種の中において、それで何グループ化で小児科でない先生が打ち手となれば、万が一、子供に異変が起きたときでも対応ができるのでないかという提案を町村会ではしております。この結果はまだ出ておりません。でも早くしないと子供たちの接種を、もう他市では、白河市はお医者さんが非常に多い市でありますから、どんどんと進めておりますけれども、管内には小児科医の先生が少ない中で進めるということで、できるだけ早く接種をお願いできる交渉と申しますか、小児科医の先生と医師会の先生方で協議をお願いし

たいということで今、要望しております。早急に結果は出るかと思いますが、またその状況が出た次第には村民にもお伝えしていきたいなと思っております。

○議長（星 一彌君） 2番、森君。

○2番（森 隆之君） なかなか専門の先生が管内には少ないということで、前には進まないということなんですけれども、これどうでしょうか、白河市辺りで先行してやっているのであれば、村として接種券だけを発行して、それを個人的に白河市辺りのお医者さんに行って打ってもらうと、町村をまたいで自治体をまたいで接種してもらうという形も取れるのではないかと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 接種券の希望をお取りするのは、業務上できることだと思います。

あともう一つは、様々なご意見が、今、情報が、前回と同じように後遺症が残るという、そういった根拠があるのかどうかはちょっと分かりませんが、そういった情報もインターネットや、そういう集会も実はしている。集会といいますか、接種によって後遺症が残るシンポジウムみたいな、そういったことで反対をされる方々はしているようでありましてけれども、判断するのはやっぱり保護者ということになりますから、接種券の配付、それから集団接種を選ぶのか開業医の個人接種を選ぶのかというのは、その村民、保護者の判断でもありますから、希望する方においてはできるだけ早く接種できるような方策を講じてまいりたいと思います。

○議長（星 一彌君） 2番、森君。

○2番（森 隆之君） そうすると、集団的に子供が、例えば鮫川小学校11歳以下の子たちは全員でやると決めるのではなくて、個人の判断で接種券をお渡しするので、ほかの自治体で打ってくれるところがあれば、そちらで打ってもいいですよという形でよろしいでしょうか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 保護者の判断もございまして、何月何日、あなたはここという指定ばかりではなくて、やっぱり希望ですから、ですから、その保護者の判断で子供がどこの会場に行く。ただ予約が多分必要になるかと思えますよ。1日のワクチンの量というのは決められているかもしれませんが、そこはやっぱり予約をしていただいて接種をしていただくという方向で村民には案内している。

確かな情報、決定した内容が分かれば、速やかに村民には告知をしていきたいなと思っております。

○議長（星 一彌君） 2番、森君。

○2番（森 隆之君） 状況が状況ですので、なかなか感染状況が高止まりして終息が見えないということなので、村長を含め教育長もそうですけれども、子供たちの対応は冷静に慎重にやらなければいけないと、間違いがあってはいけないということで冷静に対応しているかと思えます。なので、今後ともいち早く行動を起こして、周りの状況を見て、このコロナというのは、やっぱりはやっているときに抑えないと、後々こうすればよかった、ああすればよかったでは遅いので、なるべく早め早めの手続、対応で行ってほしいと思います。

以上をもちまして私の質問に代えさせていただきます。ありがとうございました。

◇ 関 根 浩 治 君

○議長（星 一彌君） 1番、関根浩治君。

〔1番 関根浩治君 登壇〕

○1番（関根浩治君） 1番、関根浩治です。

今回の定例会に、私、1項目だけ質問させていただきます。

まず、森林再生事業及び広葉樹林整備による林業の振興についてご質問したいと思います。

日本の森林は、昭和20年代、戦後の復興に必要な木材確保のために、政府による拡大造林政策により人工林が増加している。当時、木材は生活に欠かせない家庭燃料（木炭やまき）でしたが、その後、石油やガスに置き換わり、雑木林は経済性の高い杉、ヒノキ等の人工林となり、この頃の木材自給率は9割以上でした。

しかし、木材の輸入自由化により低価格の外材需要が高まり、国内材の使用は急速に下がりました。こうして膨大な人工林が残り、森林への手入れがなされなくなり、森林の健全性が失われていったのです。

一方で、外国の森林伐採で砂漠化や地球温暖化等が問題視され、伐採が規制されるようになりました。豊富な森林資源を活用することは、森の手入れや洪水の土砂災害の防止、さらに二酸化炭素の吸収等、地球環境を守り、また林業・林産業の再生や木材の安定供給にもつながります。

こうした事態を踏まえ、国は森林・林業再生プランを制定し、2025年に国産材利用50%の目標を掲げています。村では森林再生事業や広葉樹林整備事業に取り組んでいますが、震災、原発事故以降の放射能による影響で、シイタケ栽培用の原木産地としての雑木林の活用が止まっています。山林は荒廃が進行しており、鳥獣被害の拡大要因にもなりつつありますが、

この有効にある資源の利活用について、森林整備や広葉樹整備、森林環境保全事業等の今後の事業計画についてお伺いしたいと思います。

また、森林整備事業等について、当初から現在までの事業実績をご提出いただきまして本当にありがとうございました。よろしくお願いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 1 番、関根浩治議員のご質問、森林再生事業及び広葉樹林整備による林業振興につきましてお答えをいたします。

国では、令和3年6月に新たな森林・林業計画を閣議決定し、今後の森林・林業・木材産業に関する施策の基本方針を定めました。国土の約3分の2を占める日本の森林は、国土保全や水源涵養など国民に恩恵をもたらす緑の社会資本であり、林業・木材産業は、地域の社会経済の維持、発展に必要な産業であり、木材を利用することによりCO₂の排出抑制など循環型社会の実現に大きく寄与するものであります。

近年は、気候変動に伴う山地災害等の増加、人口減少による人手不足や国内新築住宅市場の縮小、新型コロナウイルス感染症の流行など大きな課題に直面をしております。特にウッドショックと呼ばれている木材供給不足は、日本で利用する木材の70%を輸入に依存しているために、コロナ禍による労働力不足、アメリカの住宅ローン金利引下げによるアメリカや中国での需要拡大、在宅ワークによる住宅需要の増加などの要因により、木材価格が跳ね上がっておりますが、国産材の供給が追いつけていないのが現状であります。

新たな基本計画においては、森林・林業・木材産業によるグリーン成長を掲げ、2050年、カーボンニュートラルを見据えた社会経済を目指し、適正な伐採と再生林の確保、治山対策等による国土強靱化など、森林の適正な管理、利用を進めるものでもあります。

カーボンニュートラルとは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、植林、森林管理などによる吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しております。本県の森林・林業につきましては、東日本大震災による原子力災害からの復興のため、ふくしま森林再生事業をはじめ様々な施策が行われており、本村では3つの事業に取り組んでおります。

1つ目は、ふくしま森林再生事業で、平成25年度から取組を始めた森林整備を実施してまいりました。

平成30年度には当初に策定した実施計画地区が終了したことから、当時で定められていた事業期間の平成32年度までに行う地域を募集し、1地区を選定しました。

また、平成32年度で事業終了となると、放射性物質による森林汚染の影響により、キノコ及び山菜の採取、キノコ原木や炭、薪炭材等への影響があったため、村や東白川地方町村会では、国・県を通じて事業延長の要望を実施してきたところでもあります。そのかいもあって、国による復興期間の延長が決定し、この事業も令和3年から7年度までの5年間で延長されたものの、空間線量が0.1マイクロシーベルト・パー・アワーを上回る林班、森林簿で区分けされた地域を林班というんですね、林班のみが実施できることに条件が追加されました。そのため、平成30年度に要望を受けた残りの12地区から、酒垂、遠ヶ竜、森ノ前、道少田、見渡地区を実施する計画を立てております。これまでの9年間における森林整備の面積は6地区、280ヘクタールとなっております。

2つ目は、広葉樹林再生事業であります。

この事業は、放射性物質の影響を受けたキノコ原木から、次世代の原木林となる広葉樹の再生を図るための事業として、平成26年度から会津地区を限定に実施されており、令和2年度から県内全域に区域拡大されたのに伴って、本村でも令和2年度から実施しております。キノコ原木として再生するために広葉樹の更新伐を行うもので、見渡地区3ヘクタール、前沼地区2.5ヘクタールで実施しております。

実施に際しては、原木となる広葉樹の放射線量が50ベクレル・パー・キログラムを超えることが実施のための要因となっております。次年度も前沼地区を継続して実施する予定となっております。

3つ目は里山・広葉樹林再生事業であります。

この事業は、令和4年度に新規に取り組む事業で、県内3地区、二本松市、田村市、鮫川村をモデル地区としてキノコ原木と生産森林の再生に取り組むものであり、本村では令和7年度まで4年間で18ヘクタールを実施する予定であります。また、国・県の要綱等が整備された後に実施区域を選定していくこととなっております。

以上、1番、関根浩次議員のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 1番、関根君。

○1番（関根浩治君） 森林は、国土保全や水源の涵養、地球温暖化防止等の多面的機能を持ち、国民の生活、経済、文化などに大きな影響を与えております。こういった中、国では森林・林業基本計画方針について定めております。森林を適正に管理して、林業・木材産業の

持続性を高めながら成長、発展させることで、2050年のカーボンニュートラルも見据えた豊かな社会経済の実現を図る目的で、森林資源の適正な管理、利用、新しい林業に向けた取組の展開、木材産業の国際プラス地域競争力の強化、都市などにおける第二の森林づくり、新たな山村価値の創造などにより、農林地の管理、利用を通じた集落の維持、活性化を図るものでございます。

森林の有する多面的機能を発揮する施策とは、森林計画、制度運用の見直しで適正な伐採更新の確保、優良種苗生産体制の整備、野鳥鳥獣被害対策の推進、間伐、再造林推進と、貴重な森林生態系の保護・管理、国土強靱化加速化対策による治山事業の推進、災害発生形態の変化に応じ、きめ細かな治山、森林土壌の保全・強化、農林複合的な所得確保、広葉樹、キノコなどの資源の活用、関係人口の拡大、国民参加の森づくりなどの推進が上げられます。

また、森林の持続的かつ健全な発展に関する施策とは、長期にわたる持続可能な経営ができる林業経営体の育成、生産性の安全性を抜本的に改善する新しい林業の展開、担い手となる経営体の育成、人材の育成・確保、林業従事者の労働環境改善及び他産業並みの所得確保と労働安全対策の強化など。

そのほか、林産物の供給及び利用の確保に関する施策とは、原木の安定供給、木材産業の競争力強化、国際競争力の強化、板材、平角などの多品目生産に向けた施設の切替え、大径木の活用、J A S 製品の供給促進、都市等における木材利用の促進、木材等の輸出の促進、木質バイオマスの利用拡大などが上げられます。

国は、国産材利用目標を、現状は38%しか使われておりませんが、2025年には先ほど申し上げましたように50%の目標を掲げております。コロナ禍によるウッドショックによる外国産材の入荷減少とロシアによるウクライナ侵攻による経済封鎖による影響で増幅が懸念され、国内材利用拡大のチャンスではないでしょうか。こういった中での村の山林資源活用のチャンスはあると思います。ある資源で村の活性化を図るべきではないのでしょうか。今後の計画について村長のお考えを伺います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 再質問の内容のとおりであります。今、国際情勢が非常に悪化しておりますし、ウッドショックですか、外材が入ってこない。国内産材の見直しが非常に高騰もしておりますし、内需拡大の今チャンスであります。さらに農産物も同じであります。自給率を高める、この地で取れた農産物は国内で消費をするという自給率アップのチャンスだということ、本村にとっても森林資源があります。農産物も確保はできていますから、これ

らの世界の経済の輸入輸出の低迷から、私たちの産業の振興に大きくつながるチャンスだと思っております。

なお、今後の森林整備の計画につきましては、ただいま答弁したとおりであります。森林材の有効活用についての考え方は大いなるチャンスだと。

それから、国策として日本の山林を守っていく。六、七十年前ですか、80年前から植林を続けてきた。しかしながら、今、伐期を非常にもう過ぎているにもかかわらず、大木が、大きい直径の太い林産材が歓迎されないという皮肉な状況になっておりますが、国内産材も見直されて、村内でも全伐する、そのような届出が、ここ近年一、二年、非常に増え続けておりますので、材料を有効活用するということと、あと、さらにこれから広葉樹林の再生を図って、新しい萌芽の中で次のシイタケ原木、木炭の原材料の確保のために広葉樹林を再生するのも、国の事業を入れながら大きなチャンスであるかなと思っております。

なお、今後の計画につきましては答弁したとおりであります。担当課長から答弁させますか。よろしいですか。いいですか。

答弁、じゃ今後の森林再生、さらに広葉樹林再生の3つの事業につきまして、詳細を担当課長のほうから答弁をさせます。

○議長（星 一彌君） 農林商工課長、星徹君。

○農林商工課長（星 徹君） 農林商工課長です。

先ほど、村長の答弁でも申し上げましたとおり、まずふくしま森林再生事業です。こちらは令和7年まで実施する地区ということで、ただいま酒垂地区で実施をしております。今月中に工期完了を迎えるということで、今現在、もう山の伐採も終わりました。作業道の手入れ等を進めているところでございます。

次年度につきましては、遠ヶ竜地区の森林整備に入るところでございます。今年度、年度別計画並びに同意取得等の事業を実施しております。地権者からは全て同意をいただいておりますので、来年度の事業実施に向けての予算化ということで、今、国の予算割当てを待っているところでございます。

再来年度につきましては、石井草森ノ前地区を今のところ計画しておりますので、そちらの事業年度別実施計画並びに同意取得のほうを手がけていくという工程となっております。そのほか、今のところ、道少田、見渡地区を実施する計画となっておりますが、事業の進捗によって、その辺は流動的になるかと思われま。

広葉樹林再生事業、2つ目の事業ですが、こちらにつきましては昨年度、見渡地区という

ことで、村の分譲地に隣接した広葉樹林を伐採しまして、広葉樹の再生を図っているところでございます。今年度につきましては前沼地区ということで、前沼地区の2.5ヘクタールの雑木林を伐採して、今ほぼ伐採も終わりましたので、作業道の手入れも含めまして最終的な取りまとめになっているところでございます。

3つ目の里山・広葉樹林再生事業ですが、こちらにつきましては令和4年度新規事業というふうになっておりますので、まだ事業の詳細は詳しくは分かっておりません。ただ、復興庁も含めての事業創設のモデル事業でありまして、田村市と二本松市を含む3地区で今のところ県で計画をつくりまして、そちらの実施に向けて、村では4年間で18ヘクタール実施するということでの計画をしております。

また、事業に当たっては各種要件等もありますので、その要件が整い次第、実施地区の要望を受け付けていくということで考えております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 1番、関根君。

○1番（関根浩治君） 2011年3月11日に発生した東日本大震災に伴う福島第一原子力事故により、県内森林は広く放射能により汚染され、森林施業停滞、キノコや山菜等の林産物の出荷停止を余儀なくされ、本村でも産業面でも住民生活の面でも多大な影響を受けています。東日本大震災に伴う原発事故の影響で、森林所有者の経営意欲減退や被曝などの不安により、林業生産活動が停滞し、森林荒廃や林業・木材産業の影響が懸念されます。

森林所有者に代わって、森林整備、木材利用の推進を図るために、先ほどお話しありましたように25年度から、ふくしま森林再生事業に取り組み、現在までに作業道、約280ヘクタールほどの人工林や広葉樹林の整備を実施してはありますが、これらについて先ほど計画については報告があった内容でございますが、今後、雑木については、かつて炭焼きや原木のシイタケの産地として発展して、村民の暮らしを支える資源として重宝されてはいたしましたが、原発事故による放射能汚染により、それらのなりわいは止まってしまっております。シイタケ原木として伐期を経過し大径木化しており、山林の手入れもされず荒れ放題で、鳥獣被害の温床になっているのが現状ではないでしょうか。

県では、里山・広葉樹林再生プロジェクトとして推進連絡会議が実施されておりますが、鮫川村ではその内容について把握されているのか伺います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 県の事業の内容を把握しているのかという再質問に対してであります

が、担当課長のほうから答弁を申し上げます。

○議長（星 一彌君） 農林商工課長、星徹君。

○農林商工課長（星 徹君） ただいまの里山・広葉樹林再生プロジェクトの件ですが、そちらの実現した事業としまして、来年度から取り組む事業の先ほど申し上げました里山・広葉樹林再生事業、そちらが鮫川村で行われるというものであります。

そちらにつきましては、まずそちらの県と復興庁で進めているプロジェクトにつきましても、3回ほど連絡推進会議が行われておりまして、その会議の都度、県南農林事務所森林林業部との打合せも含めまして、その事業構築を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 1番、関根君。

○1番（関根浩治君） 現在、モデル地域において震災以前の原木林の把握を進めるとともに、各町村、団体等からヒアリングを実施して、伐採、更新の実行体制等について地域関係者と検討を進めていますが、当村の原発事故の原木林面積については150ヘクタールということで、会議の資料には提示されております。更新面積については120ヘクタールということですが、この雑木林面積についてはちょっと少ないのではないかと思います、その辺の確認について返答願いたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 面積が少ないのではないかとという再質問であります、担当課長のほうから答弁申し上げたいと思います。

○議長（星 一彌君） 農林商工課長、星徹君。

○農林商工課長（星 徹君） 農林商工課長です。

第3回の推進会議プロジェクトの資料にも、鮫川村では原発事故前の原木林面積約150ヘクタールというふうに示しております。こちらにつきましては、実際、森林組合等も含めまして面積の調査を行っておりますが、正式にシイタケ原木林として生産、出荷していたという実績が、なかなか数量として出てきておりません。統計上も出てきておりません。

実際、その150ヘクタールというふうな積算根拠ですが、現在、森林簿のデータの中から、ナラ、クヌギが4.35ヘクタール、その他広葉樹が302ヘクタールということで、おおよそ、その他広葉樹の半分の面積とナラ、クヌギの森林面積を足して155ヘクタールほどになるんですが、それが原木林面積の推計というふうになっております。そのうちの原木林として残す箇所を120ヘクタールというふうに計画上しておりまして、当面4年間の伐採は24ヘクタ

ール、1年間に6ヘクタールずつ伐採していくというような計画で、プロジェクトの中では話し合われております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 1番、関根君。

○1番（関根浩治君） 放射性物質対処型森林・林業再生総合対策事業が令和4年度から予算で36億1,800万円で森林・林業の再生を通じた被災地の復興事業がありますが、当村で該当になるのかどうか、検討をしたことがあるのかどうか、伺いたと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） ただいま再質問の件につきましても、検討したのかということですが、担当課長のほうから答弁を申し上げたいと思います。

○議長（星 一彌君） 農林商工課長、星徹君。

○農林商工課長（星 徹君） その情報、詳しくは県のほうからもまだ何も指示もありませんので、検討はしておりません。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 1番、関根君。

○1番（関根浩治君） 広葉樹林の活用については、シイタケの原木や木炭ではなく、バイオマス発電の燃料、菌床シイタケのおが粉の利用や大径木のフローリング加工など、利用法はたくさんあると思います。村内の有効にある資源で豊かな暮らしにできると思いますが、検討する価値はあると思うのですが、村の考えはどうでしょうか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 冒頭の私の施政方針の最後に述べましたとおり、やはり森林資源、これは大事な本村の資源でございます。広葉樹の大径木の利活用も含めて、既に広葉樹林の再生事業で伐採した広葉樹林につきましても、まきとして、またチップとして、燃料として業者のほうで運ぶものもありますが、本村としても、まきボイラーの主燃料として活用していますので、今後そういった森林資源の活用につきましても、大いにこれは検討する余地があると認識をしております。

○議長（星 一彌君） 1番、関根君。

○1番（関根浩治君） 森林・林産資源として竹林の関係について質問してみたいと思います。

竹林は、イノシシの餌になっているのが現状の状態だと思います。この放置竹林の活用もあるのではないかと思います。そういった検討はどうでしょうか。竹細工、竹炭、国産メ

ンマ加工製品等がありますが、これから村の観光公社の設立等に当たって、国産メンマ材の加工販売なんかは、若干竹が大きくなってもメンマ加工になるので、そういった方法も一助ではないかなと思うんですが、そういったことについてどうでしょうか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 本村の農業が非常に今から50年前、また30年前ですか、農業が振興していた時代には、竹は欠かせない農業資材の資源でありました。しかし、どんどんと水田の収穫の方法も変わってきていたり、また様々な竹利用の活用がなくなってきておりましたし、近年では逆に、今度はその植えたはずの竹が非常に森林まで侵入して行って邪魔者扱いをされているのが現状でありますし、今、議員ご提言の竹林のタケノコの利用も含めて、竹の利用を考える必要があるのではないかというのは私も同感であります。

竹のチップは施設園芸の方々に非常に重宝され、竹のチップの堆肥ですか、竹チップから成る堆肥、これはメロン農家とか、特に柿農家には非常に竹堆肥は重宝がられて高価に扱われているということでもありますし、また竹の炭、例えばメンマと今、話もありましたが、本村では過去に手・まめ・館でタケノコを集荷したときもありましたが、自家製メンマができるのかどうか。西郷の道の駅には、西郷で自家製メンマを作っている方がいらっしゃいます。非常にすぐに店頭からなくなる、食べ応えのある厚みのあるメンマを生産している方もおりますが、こういった限りなき、どんどんと再生できる資源、これは当然バイオマス発電にも大いにこれから活用される。竹材を今バイオマス発電の主燃料として活用をしているプラントも出てきておりますから、これも視野に入れて創設する振興公社の中で、竹林の伐採も含めてどのように利活用できるかというのは、大いに検討する余地があると思いますので、今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（星 一彌君） 1番、関根君。

○1番（関根浩治君） ありがとうございます。そういったことで、山林資源についてはいろんな活用方法、震災以降、いろんな点で一時期滞りになっておりますが、今後やはり十二分、それらについてもいろいろと検討しながら、やはり村に豊富にあるこの資源を生かして計画して、豊かな村づくりに取り組んでいただきたいと思います。

今後、高齢化率が高くなり遊休農地の耕作放棄地の拡大が懸念されますが、農地の適正な管理のために、人・農地プランを作成して耕作放棄地の森林・林業の地目変更を適正に管理・運営するために、プラン作成を進めることが大切だと思われませんが、それらについてどのように思っているか伺いたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 人・農地プランも国のほうで打ち出している大事業で、里山、私どものような中山間に値する事業でもございます。まず、森林資源の活用も併せて耕作放棄地の整備というか解消を、これも農業振興と併せて進めていかななくてはならないと思っております。

まず、森林が荒れる、それから耕作放棄地がどんどん増えてくるというのは、まさに人口減もあります担い手不足、それから中山間の農業が生活できるだけの生産力を失っているというところでもあります。まずは農業の振興が促進されれば里山の保全も守られるし、またそこに手を打って、環境公社も含めて里山の整備に手を入れて、そしてまた資源をさらに有効活用できるような施策に転じていかない限りは、本村のこの環境はどんどん荒れていく一方でございますので、ただいままで様々なご提言をいただきました。そちらにつきましても1項目ずつ検討しながら、村民が本当に鮫川村に生まれてよかったと、ましてこの村に住みたいという、そのような生活環境を守っていくための施策を講じていきたいなど、検討していきたいと考えております。

○議長（星 一彌君） 1番、関根君。

○1番（関根浩治君） そういった中で、有効にあるこの森林資源を十分生かすことが、やはり村の事業に、あるいは村民の心、あるいは懐具合が豊かになる方法だと思っておりますので、十分ご検討いただきたいと思っております。ないもの探しで村おこしするよりも、あるものでやはり村おこしをやるのが先決だと思っておりますので、今後十二分に職員の皆さん、それから私たちもそうではありますが、そういったことで検討して、一日も早く村が豊かになる日常を取り戻していただきたいと思っておりますので、よろしく今後ともお願いしたいと思っております。

以上で質問させていただきました。どうもありがとうございました。

◇ 宗 田 雅 之 君

○議長（星 一彌君） 10番、宗田雅之君。

〔10番 宗田雅之君 登壇〕

○10番（宗田雅之君） 令和4年第1回定例会において、緊急時の体制づくり1点について行政の対応策をお伺いいたします。

消防団は、地域防災の中核的存在として、平常時においても地域に密着した活動を展開しており、消防・防災力の向上、コミュニティーの活性化にも大きな役割を果たしております

が、現状、社会構造と就業構造の変化に伴い、日中は村外へ、夜は村外から村内へと、人口移動によって昼と夜における地域防災力の差異が起きているのが現状であります。

今後、有事に対する一層の体制整備を図るためにも、地域性、時間帯に即した消防団の体制を検討する必要があると思うが、村長のご所見をお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 10番、宗田雅之議員のご質問、緊急時の体制づくりについてのご質問にお答えを申し上げます。

消防団は、昭和23年3月に施行された消防組織法によって、自治体消防の原則に基づく今日の制度が確立し、昭和32年から7つの分団で編成されて以来、以後、数次の条例改正を経まして、平成23年4月から3つの分団へ組織を改め活動を行っております。

本年3月1日現在、消防団員数は分団員が186名、機能別消防団員が25名、本団員5名であり、定数に対し14名の欠員であります。また、機能別消防団員とは、平成31年4月から消防団入団者の減少対策として、村内に在住する18歳以上の消防団経験者を対象として、活動範囲を地元内として消防車両出動を機能別消防団員のみでは認めていないなど、特定の消防活動のみを行う本団づきの団員であります。任期は2年として、再任は妨げておりません。

次に、消防団員の処遇改善といたしましては、昨年4月の消防庁長官通知に基づく報酬等の見直しについて、東白川郡内4町村担当課の2度にわたる協議を踏まえ、東白川郡内統一の年額と出動報酬へ改定するものとして、新年度から適用するために今定例議会に条例改正案を提案したところでございます。

議員おただしの地域性、時間帯に即した消防団の体制の検討であります。以前は隣接しない分団への出動は第2次要請時に求めるとしておりましたが、現在では村内で火災が発生した際には、分団員、本団員の全員が出動することとしておりますので、地域別の出動の差異はございません。

次に、過去5年間の火災発生状況及び出動数を調べましたところ、6件の建物火災が発生し、うち4件の時間帯は休日の日中が2度、ほかに祝日の夜間、平日の夜間であり、いずれも100名を超える出動がありました。残る2件は、ともに平日の日中に発生し、出動数は平均70名程度であります。平日の日中と休日及び夜間の出動数は差異があることを認識したところでございます。

棚倉消防署鮫川分署は、火災発生後いち早く消火活動を行うのは鮫川分署であり、火元に近い防火水槽や消火栓から速やかに初期消火を行います。それぞれ水量に限りがあることから消防団の支援が不可欠であります。

消防団は、河川や水路から、消防団員4名程度で構成する消防団ポンプ車や、狭い箇所において小型動力ポンプの操作にて取水、中継、分署ポンプ車につなぐことが求められる体制としています。こうした消火活動に必要な消防団としての初動体制は、2月27日に実施しました鮫川分署村消防団合同火災防御訓練のほか、文化財防火デーに合わせた火災防御訓練を含めまして、年3回の合同訓練の中で常時実施しているものであります。

今般、火災の発生に加え、全国各地では地震や風水害等の大規模災害が発生した際に、多くの消防団員が出動しております。消防団員は災害防御や住民の避難支援等大きな成果を上げており、地域住民から高い期待が寄せられております。消防団が支援する消火体制について改めて周知を進め、時間帯によることのない消防団を中核とした地域消防力の充実・強化を図れるよう、調査、研究し構築してまいりたいと考えております。

以上で宗田議員のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） ただいま日中火災が起きた場合、消防団員、みんな結構多くの方が村外に出ていますよね。そういうときに村として、団員の少ない中でどういう対応を図っているのか、それとも現在図っているのか、そこをお聞きます。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） おただしのお通り、日中は村外の勤務をしている消防団員が非常に多うございます。さらには村内で仕事をしているという商店主も合わせて自営業、それから村内にお勤めの方というのは限られております。村内の最大の事業所、最大のといえますかね、誘致企業もございますが、村内にお勤めの若い人たちもいらっしゃいます。

まずは、毎年1月中旬のときに企業を訪問させていただいております。十数社、法人がございまして、その中で当然、本村の村民で消防団員がお勤めの事業所も数多くございまして、経営者の方々に日中の火災発生、それから災害発生時には確かに通報が来ますので、業務には大変支障を来すと思いますけれども、ぜひご協力をお願いしたいとお願いをしております。

さらには、村の職場もJAもございまして、また役場もあります。本村の役場内に全部で26名の職員が消防団に入っております。この職員は、有事の際には当然地元に戻り出動でき

る。日中はどうしても何人集まるか分からない状態でありますから、平日の日中は消防自動車を出せない状況も考えられますので、職員については26名は率先して地元の消防屯所に戻り、そして出動体制を組むという、そのような状況であります。

一番心配するのは、やっぱり平日の日中でありますから、消防団員が集まるのかということが一番議員おただしの心配事でありまして、常備消防と連携を取りながら、村内在住、また村外から駆けつける消防団員も数多いと聞いておりますが、平日で約70名ということですが、どうしても今まで動かさなかったという消防、特に中央のポンプ車については非常に団員が少ないという話も聞いておりますから、中央の広畑と新宿ですか、ここの2つのポンプ車につきましても、消防団長を含めてお互いに連携を取って、そして団員の融通をしていただけるようにという指示をしております。日中の少ない団員が招集できないという状況ができるだけ避けるようにして、初期消火に努めてもらうように指示をしたところでもございます。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 私も消防団員、18年間やらせていただきました。私の頃は地域で商売やっている方もいっぱいいて、対応はかなり早くできたと思うんですけども、現状は若い人が減少している中で、また村外に若い人が出ている状態です。

私、この質問を今日したというのは、去年の真坂の日中の火災、夕方ですか、火災起きたときに、いつも私、危惧するわけなんですけれども、うちの近くのポンプ車、あとは聞いたところによると中央のポンプ車、火災発生して連絡が入って、もちろんサイレンも鳴りますよね。うちのほうのポンプ車は私も気をもんで、消防団員だったから何やっているのかなと思って何回も見ているわけなんですよ、出動するまで。これは私、時間は計らなかつたんですけども、サイレンが鳴って30分以上はかかっていますよ。

ということは、これはどういうことかということ、団員は1人来ても、今度はポンプの延長だとか、そういう現場に行って活動ができないわけなんですよ。今、もうこういう団員が少なくなっている段階で、村としてそういう対応というのは各事案、事案で検討しなきゃならない、もう早急にやらなきゃならない現状なんですよ。そういう現状を考えてどのような対応を取るのか、それで質問しているわけなんですよ。だから、村長、もう一回答弁をお願いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 前回の真坂の火災は夕方5時頃でしたね。5時前後、5時をちょっと回った頃でしたか、2回ありましたけれどもね。あの時点でお休みの日だったですね、あの日はね。それでも中央のポンプ自動車が出動できなかったというのは、やはり団員が不足していたのか、要員数は確保されていたとは思いますが、本団団員というのは真っ先に消防ポンプを出す前に現地に駆けつけるわけなんですけど、実際、要員と言われる機械要員につきましては、1人では出動しなくて待っている状態になっていると思います。

ですから今、再質問されてそういう状況であったということは消防団長にも伝えますし、まして私が先ほど答弁したのは、中央に限って意外と人が集まらない状況があります。実際いないんですね。ですから、それは各消防団で申合せをしておいて、この新宿地内には何人しかいないので、集まったときには新宿のポンプを応援してねという、そのような申合せを団長に、昨年4月以降、この26人の職員の中で総務課に配属される中心部にいる消防団員もいたものですから、ポンプ車が動かさなくなってしまうという、そういうような状況に陥りまして、そのところは申合せしていただきたいということも申し伝えております。

なお、その出られなかった要因をもう一回、出動に30分かかったというのはなぜなのかという要因をもう一度究明して、それに対応する対策を消防団と合わせて検討して、初期消火に出動できる体制を構築していきたいなと思っております。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） まさに、住宅火災でも人命にかかわらない事案だったから私らは安堵はしていますけれども、これはまず人命に関わったら大変なことだと思うんですよ。それで、先ほど村長が各会社をお願いをしていると。ただ、お願いしただけではお願いで終わっちゃうんですよ。ぜひとも出動、そういう組織まで考えてくれないかと、組織に交ざってくれないかという取決めもこれからは大事なんですよ。

あと1つ、これは役場、私は職員と言って、いつも職員に負担かけるようなことを言っていますけれども、職員が各分団、例えば1人しかいなかったって、私は3人いれば出動してホース延長から、これはできると思うんですよ、機械元と2人いれば大体はね。だから各分団に2人くらいは、もし有事になったときに出ていただけるような組織づくり、これはこれだけ人口が減っちゃっている村ですから、もう行政に負担かけるのは私も大変申し訳ないと思いますけれども、住民の一人として、やっぱり一番職員を抱えている企業は村行政、役場なんですよ。そういう組織づくり、それもひとつお願いしたいのと。

これは広域消防でやっているんですよ、今は広域整備組合で一緒になっていますけれど

も、だから広域消防でやっているんだから広域消防団、例えば4町村だけでもいいですから、万が一何かあったときに、そこに勤めている方、例えば村の中に入ってきている方が村の消防団に出動できるような、そういうお願いというのも私は必要だと思うんですよ。そういう体制づくりも検討できると思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 職員の出動できる体制づくり、これにつきましても今後検討してまいりたいと思います。

広域圏の中で、ただいまのようなご意見がおありだということも併せて、今、宗田議員は広域圏の議員の一人でもありますから、広域的に消防団の確保、それから有事の際のお互いの支援の仕方、これもぜひ提案していただきたいと思いますし、本村としても棚倉や埴や白河市とはまた違って、日中の若者が非常に少ない状況になっていますから、そちらの体制につきましても今後検討してまいりたいと思っております。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） ますます少子高齢化が進んで、単身高齢者、ましてあとは老人だけのご夫婦さんが増えてくる状態ですよ。だから、そういうことに対応するためにも、ぜひともそういう組織づくりというのは、もう早急にやるべき事案だと思いますので、ぜひともお願いいたしまして質問を終わります。ありがとうございます。

◇ 遠 藤 貴 人 君

○議長（星 一彌君） 3番、遠藤貴人君。

〔3番 遠藤貴人君 登壇〕

○3番（遠藤貴人君） どの議会もひとしく大切であるというふうに考えておりますが、特に3月の議会定例会はその性質からも非常に重要な議会であると考えております。そのための緊張からか、この一般質問の演台の中の足は震えておりますが、村長、常々心がけておられるように、異性に思いを伝えるような落ち着いた気持ちで発言をさせていただきますので、お付き合いをどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、1つ目の質問です。人事評価制度の活用についてです。

人事評価制度は、能力・実績に基づく人事管理を進めていく上での基礎となるものとともに、人材育成の意義を有するものでもあると記載されています。目的は、人材育成、組織の活性化、適材適所の人事となっており、本村の規模では難しい現実も理解はしており

ますが、年功序列ではなく能力や業績が評価されるようになれば、職員のモチベーション向上につながるとともに、適材適所の人事が行政サービスを向上させ、住民の求めに応えることができると考えられています。

本定例会が終了すれば、いよいよ年度末となり、本村の人事異動の時期ともなりますが、人事評価制度をどのように活用されているのかをお尋ねいたします。

また、村長が最終確認した評価の結果をそれぞれの職員の開示の求めがあれば開示をしているのかについても、併せてお尋ねいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 3番、遠藤貴人議員の1つ目の質問、人事評価制度の活用についてのご質問にお答え申し上げます。

地方公務員における人事評価の実施を制度化した改正地方公務員法が平成28年4月1日から施行されることに伴い、村では同日付にて村人事評価実施規程及び村人事評価実施要領を制定し、同年10月より村人事評価制度を開始しております。

本村の人事評価制度は、職務遂行能力と業績を公正に把握して、職員の主体的な遂行及び人材育成を行うとともに、人事管理により組織全体の士気高揚と公務効率の向上につなげ、住民サービス向上の土台をつくることを目的として実施してございます。

具体的には、職員本人が業務目標を制定し、それにつつまして評価者が面談を行い、助言や指導を行ってまいります。対話を通じて職員自らの能力や今後の課題について認識して、自らの成長に向けての気づきの機会として機能しており、職員の意欲的な行動につながっているものと感じているところであります。

議員おただしの人事異動に関する人事評価の活用につつましては、職務職階による評価項目は異なりますが、倫理、課題対応、協調性、説明力、業務執行などに対する評価、被評価者の自己申告と評価者の評価を通年の判断材料の一つとして活用しているところでもあります。

また、確認者が確認した結果の開示につつましては、現状、希望する職員に対して評価の開示を行っておりますが、前に述べました村職員人事評価実施要綱において、全体評語は開示を希望しない旨の意思表示をしなければ開示されるとあることから、被評価者の意思確認とともに評価の開示を進めてまいりたいと考えております。

以上で遠藤議員の1つ目の質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 3番、遠藤君。

○3番（遠藤貴人君） 行政職のお仕事というのは、拝見していて非常に結果を出すのに多くのプロセスと長い年月がかかるなどというふうに感じているのが、私の率直な感想です。こういう高い目的意識を持って入庁してきても、やはり結果が出ない試練というものに、なかなか長い年月耐えることというのは非常につらいだろうなどというふうに感じておりました、1つ、この人事評価制度というものが、そういった職員の方の何かモチベーションを上げる一つの策となれば、それはそれですばらしいことなんだろうなどというふうに感じております。目的は人材育成と組織の活性化ということでもありますから、ぜひこの制度を上手に活用していただいて、組織の活性化を図っていただければということをお願いしております。

続きまして、2つ目の質問に入らせていただきます。

さきの一般質問と重複する部分もありますけれども、業務継続計画の策定についてをお伺いさせていただきます。

業務継続計画とは、「大規模な地震災害等によって、ヒト、モノ、情報といった利用可能な資源が制約される状況で、応急業務や業務継続の優先度の高い通常業務を特定し、非常時優先業務の継続に必要な資源の確保・配分や、そのための手続き、指揮命令系統の明確化等を図ることで、適切に業務が執行できるようにするための計画」と、総務省消防庁のホームページに記載されていました。

1月下旬、役場内から数名の疫病感染者が確認されましたが、その後の拡大にはつながらず通常業務に影響はありませんでしたと一般質問通告書に記載しましたが、その陰では多くの職員の業務のカバーリングがあったことをここで感謝申し上げます。

しかし、同じ頃、80名ほどの職員が勤務する北海道小清水町役場でも感染者が確認され、最終的に35名まで感染が広がり、最小限の窓口業務に縮小して開庁したといったことがありました。このことから、疫病や自然災害等の理由によって業務が機能不全に陥った場合、業務をどう遂行していくのかを定めた業務継続計画の策定が不可欠と思われませんが、お尋ねいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 3番、遠藤貴人議員の2つ目のご質問、業務継続計画の策定について

の質問にお答えを申し上げたいと思います。

業務継続計画は、優先度の高い応急対応や通常業務を定め、非常時優先業務に必要な資源の確保や配分を全庁横断的な体制で実施する計画であり、本村は平成31年3月に策定しております。

新型コロナウイルス感染状況は、県内の新規感染者や病床利用率等が一定程度改善したことから、今月6日で県のまん延防止等重点措置が全面解除したところでありますが、1月下旬に発生しました村職員の感染におきましては、村民の村様に大変ご迷惑をおかけしたことを大変申し訳なく思っております。引き続き、感染対策の徹底を図り感染防止に取り組むよう、改めて職員に指示をしたところでもあります。

1月下旬における感染判明及び濃厚接触による療養や自宅待機職員数は、フルタイムの会計年度任用職員を含め総職員の22%に当たる数でありました。業務代替が可能な職員を確保し、対応させていただいたところがございます。ただ全職員の半数に近い数の感染者が発生した場合に、議員ご指摘のとおり限られた業務を優先する対応が求められるものと考えられます。

感染症は、災害のように建物やインフラでなく人への影響が大きくなることから、感染拡大時の職員確保が課題となります。また、庁内職員に感染が発生しても、健康、身体、生命を守る機能を最優先に維持しつつ、出勤可能な職員による不可欠な住民サービスの提供を継続させることを目的とすることとなります。これら現実に向けた取組について検討を重ね、対応策を構築してまいりたいと考えております。

以上で、遠藤議員の2つ目のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 3番、遠藤君。

○3番（遠藤貴人君） 疫病の原因が確認されてから2年数か月がたったかと思いますが、その2年数か月を振り返ってみますと、私たちを苦しめているのはコロナウイルスではなくて、コロナ対策ではないのかなというような気がしている昨今でございます。

先ほど、村長、コロナのワクチンの子供の接種に関して少し答弁があったかというふうに思いますが、この庁舎の中にも小さなお子さんを持つ保護者の方がたくさん働いているかというふうに思いますが、決してみんながしているからといったような集団心理や同調圧力に屈することなく、しっかりと自分自身でリスクとベネフィット、そちらの両方の情報をたくさん仕入れていただいて、そして最終的にそれぞれの判断で愛する我が子と家族を守っていただければと感じております。

私は、この場で決してワクチンを否定するものではありません。しっかりと学んで、それぞれが考える最善の方法で皆さんの子供と家族を守っていただきたいといったことを、このマイクを通して聞いていただいている庁舎の保護者の方もいらっしゃるかというふうには感じますが、ぜひそちらを切にお願いして、私の今般の一般質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（星 一彌君） これで一般質問を終わります。

15時まで休憩をいたします。

（午後 2時47分）

○議長（星 一彌君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時00分）

◎承認第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（星 一彌君） 日程第5、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

なお、議案の詳細につきましては、渡邊副村長よりご説明を申し上げます。

○議長（星 一彌君） 副村長、渡邊直樹君。

〔副村長 渡邊直樹君 登壇〕

○副村長（渡邊直樹君） では、ご説明申し上げます。

議案書の1ページから5ページ、令和3年度一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書の1ページから7ページをご覧願います。

補正前の予算総額34億2,572万9,000円に対し、今回7,104万4,000円を追加し、補正後の予算総額を34億9,677万3,000円とするものであります。

初めに、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

事項別明細書の2ページをお開き願います。

14款国庫支出金、2款国庫補助金、4目土木費国庫補助金1,614万2,000円の増額につきましては、令和元年度から進めております戸草・関口線、岩野草・水口線及び青少年広場線の村道3路線の舗装補修工事の予算財源であります社会資本整備総合交付金につきまして、昨年11月に閣議決定のありました国の1次補正予算におきまして、昨年12月下旬に国から交付の内示があったものについて補助金として受け入れるものであります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

事項別明細書の3ページをご覧ください。

初めに、2款総務費、1項総務管理費、9目臨時特別給付金給付事業費2,898万円の増額につきましては、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響により家計急変のあった世帯を支援するため、臨時特別給付金として対象世帯1世帯当たり10万円を給付するために要する経費であります。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費185万2,000円の増額につきましては、原油価格の高騰による生活困窮世帯への影響を緩和するため、令和4年1月1日から3月31日まで購入した暖房用灯油の購入費として、対象世帯1世帯当たり1万円を給付するために要する経費であります。

次に、8款土木費、2項道路橋りょう費、2目道路新設改良費2,833万円の増額につきましては、令和元年度から進めております戸草・関口線、岩野草・水口線及び青少年広場線の村道3路線の舗装補修工事に要する経費であります。

事項別明細書の4ページをお開き願います。

次に、11款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費、1目現年度土木施設災害復旧費1,311万円の増額につきましては、田尻・関口線及び江竜田・塙線の村道2路線において、昨年11月30日から12月1日における豪雨によって崩落したのり面を速やかに復旧するために要する経費であります。

これら補正予算の計上に当たりましては、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている住民税非課税世帯等を早急に支援する必要があること、また原油価格高騰対策につきましては、原油価格の高騰による暖房用灯油の購入費の値上がりの影響を受けている生活困窮世帯を早急に支援する必要があること、また戸草・関口線など村道3路線の道路改良工事につきましては、速やかな予算措置とともに早期の工事発注が求められており、当初の計画よりも工事完了や工期の前倒しが図

れること、また田尻・関口線など村道2路線の豪雨災害復旧工事につきましては、崩落したのり面を速やかに復旧させる必要があることから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和4年1月14日に専決処分をしたため、同条第3項の規定により承認を求めるものがあります。

以上で、承認第1号の説明とさせていただきます。ご承認賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（星 一彌君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番、関根英也議員。

○7番（関根英也君） 今回の承認第1号 専決処分の承認を求めることにつきましては、鮫川村が地方自治法第180条第1項の規定を受けて、村で制定しております村長の専決処分条例を大きく逸脱しているんじゃないかと感じます。専決処分ができる軽微な事項には該当しないと思います。特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がなかった、これにも該当しないと思っております。

今回の専決処分を承認することは、我々議員自身が自ら二元代表制を否定することになります。議会の権限である行政の監視機能が果たせなくなり、住民からの負託に応えることができなくなると私は大変危惧をしております。

よって、私は今回の専決処分は承認をしかねます。反対をいたします。

○議長（星 一彌君） ほかにありませんか。

6番、北條利雄議員。

○6番（北條利雄君） 今回の専決処分の承認を求めることについて、私の意見も含めて質問、最終的には村長の決断をお話を聞きたいと思うんですが、専決処分の対応に関しては、まさに昨年、私も数が多いということで指摘しておりますが、今、全員協議会、それから今般の同僚議員の一般質問のやり取りも聞いていても、そこはやはり慎重に進めるべきだと思うんです。

自治法の第179条のやつで決められている4つのやつについては許されるということになっているとありますし、それが該当するかしないかでありますけれども、私は給付金等は基本的には問題ないと。ただ、安易に議会に話した中でやはりやるというのは、これは慎重になるべきだと私は注意を促したいと思うんですね。

やはり、多くの市町村ではコロナ感染に関する急を要する場合でも、その方法というのは

臨時議会とか緊急議会を招集する最大限の努力を行っているというのが周りの議会の在り方
であります。

さらに、先ほどいろいろ議論がありましたけれども、専決処分を常態化させて繰り返すこ
とというのは、やはり最終的には議会軽視になっているんだという話も、そういった面が出
てくるものであります。そして、議会本来の役割を果たしていないというのは、やはり私も
心配しているところであります。

やむを得ない場合に限られた専決処分ですが、先ほどから言われている予測困難な大災害
とかがあって、その最終手段として認められておりますけれども、行政施策、当然誰でもが
分かっていると思うんですが、行政と議会が議論によって政策が論じられて、さらによいも
のにするものであります。住民が議論することで政策の実効性を高めることは当たり前のこ
となんですが、専決処分というのはそういう機会を奪ってしまう、そういうことになります。
やはり、行政は可能な限り議会を招集して努力すべきでありまして、対応は慎重に行うべき
であります。

先ほど来の同僚議員のやり取りも含めて、私の判断では、やはり専決処分が不承認になっ
た場合は地方自治法第179条第4項の規定によって、速やかに専決処分に関して必要と認め
る措置を講じ、次の議会に報告しなければならないということになっています。現時点では、
こうした経過を踏まえて必要と認める措置である経緯とか内容説明、それから改善に向けた
取組などが果たされていると私は感じています。

既に行われた専決処分は、当然それらに関係するものの利益、それを害したり、それから
行政の安定を損なって当該処分の目的を達成することも不可能なことがあり得る場合も考え
られた。そういうことも考えると、これは不承認になっても、ただあとは逆に言うと、今、
私が言ったやつの報告にすべきだったということで、議会で議決されることと同じような
話になっちゃうんですね。

そういうことで、行政側の提案する側も、これから慎重な対応をしていただきたい。そう
いうことも含めて、やはりこれからのそういう対応をやっていくということで、私は今回い
ろいろ事情があって、それぞれの議員の皆さんが判断するのは私は強制も何もありませんけれ
ども、そういう事情があるとすれば、やはり今回は承認すべきだということであります。

そういうことで行政側の反省も含めて、もう一度村長にお尋ねしたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君。

○村長（関根政雄君） 先ほどの一般質問の中で、9番議員からもただされた内容の議会の本

質的な機能を失うということも指摘されまして、私としても身の中に、このたびの専決処分の方法は大変誤った方法だったなと反省しておりますし、また7番議員の二元代表制、これは全く逸脱しているというご意見も顧みますれば、全く身に反省をしながら、専決処分のその趣旨、さらには今6番議員の言うように専決処分が承認されなくても事業は執行してしまうということであるとすれば、さらに慎重に臨時議会を小刻みに開いて、他町村のように毎日、新聞を開くと下の欄に臨時議会の開催、コロナ臨時交付金の補正とか、どうしても専決をしなくてはならないときには速やかに臨時議会を開いて、時間を置かないで承認を得るといような各他町村の議会の在り方も見ておりますので、今回深く反省しながらも、緊急性が高いといえど専決処分したことは、職員からの申入れがあったにしても私の決断の誤りでありますから、ですから大変深く反省をしておりますながら、今後また皆さんときちんと議案をこの議場に持ち込んで、そして様々な角度から議論を深めていただいて、そしてご承認をしていただいた上で事業執行に取り組みたいと考えております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） あと、ほかに。

9番、前田武久君。

○9番（前田武久君） 先ほどの村長の答弁から、執行部、それから我々議会に対して相当持っているはずなんですよね。それで、先ほど言ったように、まさか住民訴訟なんていうのは起こらないと思うし、起こさせないように我々は努めるためにも、今回、私は毅然とした態度で、一応これに対しては不承認の形で取りたいというような考えでおります。

今後、執行部側、それから我々も反省しながら健全な行政運営のために尽力していきたいなど、そのような考えでおります。

以上です。

○議長（星 一彌君） ほかに質疑ありませんか。

[発言する人なし]

○議長（星 一彌君） これで質疑を終わります。

専決処分ですので、討論を省略します。

これから承認第1号 専決処分の承認を求めることについて採決をします。

本案に異議がありますので、起立によって採決します。

賛成の方の起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（星 一彌君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第1号～議案第12号の上程、説明

○議長（星 一彌君） 日程第6、議案第1号 鮫川村個人情報保護条例の一部を改正する条例から日程第17、議案第12号 鮫川村交通教育専門員設置条例を廃止する条例までの12議案を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、議案第1号から議案第12号までの12議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

なお、議案の詳細につきましては、渡邊副村長よりご説明を申し上げます。

○議長（星 一彌君） 副村長、渡邊直樹君。

〔副村長 渡邊直樹君 登壇〕

○副村長（渡邊直樹君） それでは、ご説明申し上げます。

議案書の6ページをお開き願います。

初めに、議案第1号 鮫川村個人情報保護条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本案は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の廃止に伴い、条文の整備を行う必要があることから、条例の一部を改正するものであります。

議案書の7ページをお開き願います。

次に、議案第2号 鮫川村特定個人情報保護条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本案は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止に伴い、条文の整備を行う必要があることから、条例の一部を改正するものであります。

議案書の8ページをご覧ください。

次に、議案第3号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本案は、令和3年10月に福島県人事委員会から発表されました職員の給与等に関する報告

及び勧告に基づき、妊娠、出産、育児等と仕事の両立を支援するため、非常勤職員についての育児・出産に係る休暇の改善、育児休業等の取得要件の緩和及び育児休業を取得しやすい勤務環境の措置が義務化されることに伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案書の9ページをお開き願います。

次に、議案第4号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本案は、令和3年10月に福島県人事委員会から発表されました職員の給与等に関する報告及び勧告に基づき、最近のガソリン価格の変動など職員の通勤実情等を踏まえ、通勤手当の上限額を改定するため、条例の一部を改正するものであります。

議案書の10ページをご覧ください。

次に、議案第5号 鮫川村教職員住宅設置条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本案は、赤坂中野字宿ノ入地内に所在する教職員住宅につきまして、長年、教職員の入居がない状況が続いていたことから、教職員住宅としての用途を廃止するため、条例の一部を改正するものであります。

議案書の11ページをお開き願います。

次に、議案第6号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本案は、地方税法の改正に伴い、未就学児に属する世帯に係る国民健康保険税の減額について定めるもののほか、令和4年度の税制改正大綱に盛り込まれました国民健康保険税の賦課限度額を改定するため、条例の一部を改正するものであります。

議案書の13ページをお開き願います。

次に、議案第7号 鮫川村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本案は、さきにご説明いたしました議案第5号で、教職員住宅としての用途を廃止する予定の宿ノ入教職員住宅を定住促進住宅に加えるもの、また住宅区分が改良住宅として登録されている茅、巡ヶ作、見渡の各住宅につきまして、当該建物の老朽度合いを考慮し、改良住宅よりも家賃がより安価なその他の住宅に区分を変更するため、条例の一部を改正するものであります。

議案書の15ページをお開き願います。

次に、議案第8号 鮫川村消防団条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本案は、消防団員の処遇改善につきまして、令和3年4月13日付消防庁長官通知、消防団員の報酬等の基準の策定等について及び消防団員の処遇等に関する検討会における最終報告書を踏まえ、年額報酬の改定や出動報酬の創設など消防団員の処遇の改善を図るため、条例の一部を改正するものであります。

議案書の17ページをお開き願います。

次に、議案第9号 鮫川村交流施設設置条例を廃止する条例につきましてご説明申し上げます。

本案は、農林水産省の補助金を受けて建設しました村交流施設ほっとはうす・さめがわにつきまして、農林水産省に対して所定の報告及びその承認を受けることにより、補助金を返還せずに宿泊施設として継続して使用できることから、本条例を廃止するものであります。

議案書の18ページをご覧ください。

次に、議案第10号 鮫川村文化文芸振興基金条例を廃止する条例につきましてご説明申し上げます。

本基金は、平成19年に村民の方から寄附のあった浄財を原資として設置したものであり、これまで文化及び文芸振興に資する事業の予算財源として活用してまいりましたが、令和2年度末時点で残高が数万円と少額であること、また今年度中に残高全額を当該事業予算の財源として充当するとともに、今後、本基金への新たな積立は実施しないことから、本条例を廃止するものであります。

議案書の19ページをお開き願います。

次に、議案第11号 鮫川村企業立地促進区域及び避難解除区域等における固定資産税の特例に関する条例を廃止する条例につきましてご説明申し上げます。

本条例は、福島復興再生特別措置法の規定に基づき、避難解除区域等における企業立地促進区域において、特定の事業に要する土地家屋に対して課する固定資産税について5年間課税免除するため、平成25年9月に制定したものであります。当初、本村も当該区域に含まれるものと解釈して制定したところ、実際は浜通りの避難解除区域等の自治体のみを対象とした制度であり、本村は対象外であることが判明したことから、本条例を廃止するものであります。

議案書の20ページをご覧ください。

次に、議案第12号 鮫川村交通教育専門員設置条例を廃止する条例につきましてご説明申し上げます。

交通教育専門員の災害補償につきましては、これまで会計年度任用職員として公務災害補償が適用されておりましたが、令和3年4月1日に私人の有償ボランティア等を対象とした自治体委託業務等災害補償保険制度が開始されたことに伴い、当該専門員の身分を会計年度任用職員から有償ボランティアに改めるため、本条例を廃止するものであります。

以上で、議案第1号から議案第12号までの説明とさせていただきます。

議案に賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

◎議案第13号～議案第21号の上程、説明

○議長（星 一彌君） 日程第18、議案第13号 令和3年度鮫川村一般会計補正予算（第9号）から日程第26、議案第21号 令和3年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）までの9議案を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、議案第13号から議案第21号までの9議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

一般会計補正予算につきましては、主に年度末の実績に基づく整理予算など所要の経費を計上いたしました。

特別会計等補正予算につきましては、国民健康保険特別会計など8会計につきまして、それぞれ所要の経費を計上いたしました。

補正予算の事業費内容等につきましては、議案書及び令和3年度一般会計・特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書をご覧ください。

これらを用いた議案の詳細につきましては、渡邊副村長よりご説明を申し上げます。

○議長（星 一彌君） 副村長、渡邊直樹君。

〔副村長 渡邊直樹君 登壇〕

○副村長（渡邊直樹君） それでは、ご説明申し上げます。

初めに、議案第13号 令和3年度鮫川村一般会計補正予算（第9号）につきましてご説明を申し上げます。

議案書の21ページから27ページ、令和3年度一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書の8ページをお開き願います。

補正前の予算総額34億9,677万3,000円に対し、今回2億1,083万4,000円を追加し、補正後の予算総額を37億760万7,000円とするものであります。

初めに、歳入の主なものにつきましてご説明申し上げます。

以下、事項別明細書でご説明いたします。

10ページをお開き願います。

初めに、7款1項1目地方消費税交付金、2節地方消費税交付金（社会保障財源分）1,300万円の増額は、社会保障財源分の割当ての増額によるものであります。

次に、10款1項1目1節地方交付税2億113万7,000円の増額は、普通交付税の交付額の確定によるものであります。

11ページをお開き願います。

次に、14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金1,827万7,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の受入れによるものであります。

14ページをお開き願います。

次に、18款繰入金、2項基金繰入金、11目1節主食用米価下落対策基金繰入金2,000万円の減額は、12月議会でご議決いただきました稲作農家元気回復支援事業の予算財源を新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に財源変更したことに伴うものであります。

次に、歳出の主なものにつきましてご説明申し上げます。

事項別明細書の16ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、10節需用費のうち、説明欄に記載の燃料費23万3,000円の増額は、昨今の原油価格高騰に伴う暖房用灯油代の値上がりによるものであります。

17ページをお開き願いまして、同じく5目財産管理費、24節積立金2億7,396万7,000円の増額は、普通交付税や予算整理に伴う歳入歳出の差額の一部を原資として各基金に積み立てるものであります。

同じく6目企画費、14節工事請負費489万9,000円の減額は、県の発注の国道289号の道路工事における光ファイバーケーブルの移設工事費用の実績額の減額に伴うものであります。

同じく9目臨時特別給付金給付事業費、18ページをご覧願いまして、18節負担金、補助及び交付金400万円の減額は、給付の対象となる住民税非課税世帯数について、当初想定して

いた世帯のうち要件に合致しない一部世帯があったことから、当該世帯分の予算額を減額するものであります。

次に、2款総務費、3項1目戸籍住民基本台帳費、12節委託料156万7,000円の増額は、マイナンバーカード所有者の転出・転入手続のワンストップ化を推進するため、住基ネットシステムを改修するための経費であります。

19ページをお開き願います。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費、20ページをご覧願いまして、19節扶助費501万1,000円の減額は、入所者数の減に伴い老人保護措置費を減額するものであります。

同じく5目障害者福祉費、19節扶助費100万6,000円の増額は、障害福祉サービスの利用が増加したことにより、給付費が不足することから増額するものであります。

次に、3款民生費、2項児童福祉費、21ページをお開き願いまして、2目児童措置費154万円の増額は、児童手当の特例給付支給の所得上限額の対応及び現況届の提出が省略されることに伴い、給付システムを改修する必要が生じたことから増額するものであります。

22ページをご覧願います。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、27節繰出金250万円の増額は、国民健康保険加入者のこども医療費の給付費が当初見込みより増えたことに伴い、一般会計から国民健康保険特別会計（事業勘定）に繰り出しするものであります。

同じく4目環境衛生費、18節負担金、補助及び交付金458万4,000円の減額は、東白衛生組合負担金について、東京電力株式会社から原子力損害賠償金などの収入により、組合の前年度繰越金が増えたことに伴い、各自治体の負担金が減額されたことから減額するものであります。

23ページをお開き願います。

同じく5目診療所費、27節繰出金1,300万円の減額は、診療所医師への業務委託料につきまして、4月から9月末まで常勤医師が不在であったこと及び10月から勤務している医師の業務委託料が当初見込額よりも安価であったこと、また患者に処方します医薬品の購入費用が当初見込みより少なかったことなどから、国民健康保険特別会計（直診勘定）への繰出金を減額するものであります。

次に、6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、7節報償費400万円の減額は、大豆生産の実績に基づき減額するものであります。

また、24ページをご覧願いまして、18節負担金、補助及び交付金81万5,000円の増額のうち、農地等小規模災害復旧支援事業102万4,000円の増額は、補助事業の申請件数が当初見込みよりも増えたことに伴い増額するもの、また農業次世代人材投資150万円の増額は、村内の担い手農家に対して農業次世代人材投資資金を交付するものであります。

同じく6目農地費57万9,000円の増額は、水田の暗渠排水などの水田作付条件整備補助事業の申請件数が、当初見込みよりも増えたことに伴い増額するものであります。

25ページをお開き願いまして、同じく8目多面的機能維持支援費230万7,000円の減額は、中山間地域等直接支払事業及び多面的機能支払事業などの事業費の確定によるものであります。

26ページをご覧願います。

次に、8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路維持費、10節需用費83万2,000円の増額は、降雪量の増加に伴う融雪剤の購入費用のほか、村道の維持管理に使用する軽自動車等の車両の修繕に要する経費であります。

28ページをお開き願います。

次に、10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、10節需用費49万2,000円及び17節備品購入費49万3,000円、また3項中学校費、1目学校管理費、10節需用費55万3,000円及び17節備品購入費30万1,000円の増額については、国から交付されます学校保健特別対策事業費補助金を活用して、新型コロナウイルス感染症対策に要する消毒用アルコール及び非接触型体温計などの消耗品及び空気清浄機、二酸化炭素濃度計などの備品類を購入するものであります。

次に、議案書の26ページをお開き願います。

第2表繰越明許費につきましてご説明申し上げます。

本表に記載します9事業、合計金額の記載はございませんが、合わせまして7,370万6,000円ありますが、各事業とも進捗状況により翌年度に事業を繰越しして実施する必要性が生じたものであります。

続きまして、特別会計の補正予算についてご説明を申し上げます。

議案第14号 令和3年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の28ページ、事項別明細書の35ページをお開き願います。

補正前の予算総額4億3,131万3,000円に対し、今回427万1,000円を追加し、補正後の予算

総額 4 億 3,558 万 4,000 円とするものであります。

初めに、歳入につきましてご説明申し上げます。

事項別明細書の 36 ページをお開き願います。

3 款 県支出金、1 項 県補助金、1 目 保険給付費等交付金 262 万 2,000 円の増額は、へき地診療所運営費に対する特別調整交付金などの確定によるものであります。

次に、歳出につきましてご説明申し上げます。

事項別明細書の 37 ページをご覧ください。

8 款 諸支出金、2 項 繰入金、1 目 直営診療施設勘定繰入金 208 万 5,000 円の増額は、県のへき地診療所運営費に係る特別調整交付金が確定したことによる直診勘定への繰入金の増額であります。

次に、議案第 15 号 令和 3 年度 鮫川村 国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第 5 号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の 30 ページ、事項別明細書の 41 ページをお開き願います。

補正前の予算総額 6,760 万 9,000 円に対し、今回 1,145 万 8,000 円を減額し、補正後の予算総額を 5,615 万 1,000 円とするものであります。

初めに、歳入の主なものにつきましてご説明申し上げます。

事項別明細書の 42 ページをお開き願います。

1 款 診療収入、1 項 外来収入の計 82 万 1,000 円の減額は、診療収入が当初見込みよりも減収となるものであります。

次に、3 款 繰入金、1 項 他会計繰入金、1 目 一般会計繰入金 1,300 万円の減額は、4 月から 9 月まで常勤医師が不在であったこと及び 10 月から勤務している医師への業務委託料が当初見込額より安価であったこと、また患者に処方します医薬品の購入費用が当初見込みより少なかったことなどから、一般会計からの繰入金を減額するものであります。

同じく 2 項 1 目 事業勘定繰入金 208 万 5,000 円の増額は、へき地診療所運営費に係る特別調整交付金を増額するものであります。

44 ページをお開き願います。

次に、歳出につきましてご説明申し上げます。

1 款 総務費、1 項 施設管理費、1 目 一般管理費、12 節 委託料 530 万円の減額は、4 月から 9 月末まで常勤医師が不在であったこと及び 10 月から勤務している医師への業務委託料が当初見込みより安価であったことに伴うものであります。

次に、2款1項医薬費、3目医薬品衛生材料費612万円の減額は、患者に処方します医薬品の購入費用が当初見込みより少なかったことなどから、医薬材料費を減額するものであります。

次に、議案第16号 令和3年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の32ページ、事項別明細書48ページをお開き願います。

補正前の予算総額1億6,205万8,000円に対し、今回173万9,000円を追加し、補正後の予算総額を1億6,379万7,000円とするものであります。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

事項別明細書49ページをお開き願います。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目施設使用料173万9,000円の増額は、所要見込みに伴う補正であります。

次に、歳出でございますが、事項別明細書の50ページをご覧願ひまして、1款総務費、1項総務管理費、2目財産管理費799万9,000円の増額は、令和6年度の公営企業会計への移行を見据え、簡易水道事業基金に積み立てるものであります。

次に、議案書の34ページをお開き願います。

第2表繰越明許費につきましてご説明申し上げます。

本表に記載します地方公営企業法適用固定資産台帳整備事業620万円につきましては、進捗状況により、翌年度に事業繰越しして実施する必要が生じたものであります。

次に、議案第17号 令和3年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の35ページ、事項別明細書の51ページをお開き願います。

補正前の予算総額1,154万8,000円に対し、今回33万6,000円を減額し、補正後の予算総額1,121万2,000円とするものであります。

初めに、歳入につきましてご説明いたします。

事項別明細書の52ページをお開き願います。

1款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務費使用料33万6,000円の減額は、利用者数の減に伴うものであります。

次に、歳出でございますが、事項別明細書の53ページをご覧願ひまして、1款総務費、1項村営バス事業費、2目財産管理費100万1,000円の増額は、村営バス財政調整基金に積み立

てるものであります。

次に、議案第18号 令和3年度鮫川村集落排水事業特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の37ページ、事項別明細書の55ページをお開き願います。

補正前の予算総額4,017万5,000円に対し、今回380万円を減額し、補正後の予算総額を3,637万5,000円とするものであります。

初めに、歳入につきましてご説明申し上げます。

事項別明細書の56ページをお開きいただきまして、6款1項村債、1目公営企業会計適用債380万円の減額は、令和6年度の公営企業会計への移行準備のために実施しております農業集落排水事業、地方公営企業法適用基本計画策定業務委託事業の予算財源としまして活用している村債につきまして、事業の実績額が確定したことに伴い減額するものであります。

次に、歳出でございますが、1款施設費、1項施設管理費、2目財産管理費139万9,000円の増額は、簡易水道事業特別会計予算と同様に、令和6年度の公営企業会計への移行を見据え、集落排水事業基金に積み立てるものであります。

次に、議案第19号 令和3年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の40ページ、事項別明細書の58ページをお開き願います。

補正前の予算総額5億1,411万5,000円に対し、今回208万8,000円を減額し、補正後の予算総額を5億1,202万7,000円とするものであります。

初めに、歳入につきましてご説明いたします。

事項別明細書の59ページをお開き願います。

6款繰入金、2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金246万6,000円の減額は、国・県の介護給付費負担金等の収入により支出の一部財源が賄えることから減額するものであります。

次に、歳出でございますが、事項別明細書の60ページをご覧いただきまして、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費の補正額の合計108万円の減額は、サービス利用者の死亡や特別養護老人ホーム利用者数の減少などに伴い、施設介護サービス給付費は減額する一方で、在宅サービスの利用者数の増加に伴い、居宅介護サービス計画給付費が増額するもの。

61ページをお開き願いまして、同じく2項介護予防サービス等諸費100万円の増額及び4款地域支援事業費、2項介護予防・生活支援サービス事業費の補正額の合計額145万円の増

額は、要支援者の各種サービス給付費が増加しているに伴い増額するものであります。

次に、議案第20号 令和3年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第4号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の42ページ、事項別明細書63ページをお開き願います。

補正前の予算総額9,900万7,000円に対し、今回128万2,000円を減額し、補正後の予算総額を9,772万5,000円とするものであります。

なお、歳入歳出とも事業費の確定等に伴う補正でございます。

次に、議案第21号 令和3年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明を申し上げます。

議案書の44ページ、事項別明細書の69ページをお開き願います。

補正前の予算総額3,943万7,000円に対し、今回3万5,000円を追加し、補正後の予算総額を3,947万2,000円とするものであります。こちらも歳入歳出とも事業費の確定等に伴う補正でございます。

以上で、議案第13号から議案第21号までの9議案につきましての説明とさせていただきます。

原案に賛同賜りますようお願いを申し上げ、説明を終わります。

◎議案第22号～議案第30号の上程、説明

○議長（星 一彌君） 日程第27、議案第22号 令和4年度鮫川村一般会計予算から日程第35、議案第30号 令和4年度鮫川村後期高齢者医療特別会計予算までの9議案を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、議案第22号から議案第30号までの9議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

令和4年度当初予算の編成に当たりましては、さきに申し上げました施政方針や令和4年度予算編成方針に基づき、事業予算を計上させていただきました。

当初予算の事業費内容等につきましては、議案書及び令和4年度一般会計、特別会計予算書及び予算説明書をご覧ください。

これらを用いた議案の説明につきましては、渡邊副村長よりご説明を申し上げます。

○議長（星 一彌君） 副村長、渡邊直樹君。

〔副村長 渡邊直樹君 登壇〕

○副村長（渡邊直樹君） それでは、ご説明申し上げます。

説明に当たりましては、以下、令和4年度一般会計、特別会計予算書及び予算説明書でご説明いたします。

1ページをお開き願います。

議案第22号 令和4年度鮫川村一般会計予算につきましてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、第1条に記載ございますとおり28億9,300万円でございます。

次に、7ページをご覧ください。

第2表地方債についてご説明申し上げます。

なお、各起債の詳細につきましては、26ページをお開きいただきまして、21款1項村債をご覧ください。

まず、1目辺地対策事業債2,790万円につきましては、大房地区携帯電話等エリア整備事業や、鹿角平観光牧場排水路整備事業などに充てるものであります。

次に、2目過疎対策事業債5,170万円につきましては、村道舗装補修工事測量設計業務委託事業や公共交通維持対策事業などに充てるものでございます。

次に、27ページをご覧くださいまして、財源の不足に対処するために発行いたします3目臨時財政対策債につきましては2,660万円を計上してございます。

次に、4目緊急防災・減災事業債960万円につきましては、Jアラート自動起動装置更新事業などに充てるものであります。

次に、8ページにお戻りいただきまして、一般会計の歳入歳出予算事項別明細書でございます。

令和4年度の当初予算総額につきましては、前年度当初予算額と比較いたしますと、歳入歳出の各合計欄のとおり2億400万円、率にいたしまして107.6%増となっております。歳入予算における村税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入など、いわゆる自主財源につきましては約6億3,350万円、予算総額の約22%を占めておりますが、昨年度よりも約2,800万円の増となっております。また、地方譲与税、地方交付税、国庫支出金、県支出金、村債などのいわゆる依存財源につきましては約22億5,900万円、予算総額の約78%を占めてございますが、昨年度よりも約1億7,600万円の

増となっております。

次に、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

10ページをお開き願います。

1 款村税、1 項村民税は、合計 1 億556万8,000円を計上してございますが、こちらは人口減少や新型コロナウイルス感染症の影響なども踏まえつつ、昨年度とほぼ同額を見込んでございます。

また、2 項固定資産税から 5 項入湯税までは、昨年度とほぼ同額を見込んでございます。

11ページをご覧願います。

次に、2 款地方譲与税につきましては、各項の税目とも昨年度とほぼ同額を見込んでございますが、4 項 1 目森林環境譲与税につきましては、令和 2 年度から国で森林環境譲与税の譲与額を増額していること、また県と市町村の譲与割合において市町村分の割合が令和 3 年度に比べ若干増えたことなどを踏まえ、令和 3 年度当初予算ベース比で500万円多い1,800万円を見込んでおります。

13ページをお開き願います。

次に、10 款地方交付税は15億3,783万2,000円を見込んでおり、昨年度と比較いたしますと 1 億2,177万5,000円の増となっております。増額となりました主な要因につきましては、デジタル・トランスフォーメーションをはじめといたしました地域デジタル社会推進費の増や、臨時財政対策債の減に伴います国全体での地方交付税の増額、また令和 3 年度から来ていただいております地域おこし協力隊の経費に係る特別交付税の措置などによるものでございます。

21ページをお開き願います。

次に、16 款財産収入、1 項財産運用収入につきましては、前年度比424万9,000円の増となっておりますが、これは青生野地区で令和 2 年度から事業を開始しております太陽光発電事業の敷地として、事業主体の合同会社鮫川エナジーに貸し付けております村有地の貸付料収入が主な増額の要因でございます。

23ページをお開き願います。

次に、18 款繰入金、2 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金 1 億1,000万円につきましては、こどもセンター運営事業費ほか 2 事業の財源として繰り出すものであります。

次に、歳出予算についてでございますが、先月21日の議会全員協議会におきまして主要な事業につきましてご説明させていただきましたが、その他の事業につきましては、お手元に

配付いたしました議案要旨に記載の令和4年度一般会計予算案主要事業調書をご覧ください
ますようお願いいたします。

111ページをお開き願います。

次に、議案第23号 令和4年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）予算につ
きましてご説明申し上げます。

115ページをお開き願います。

歳入歳出予算総額は4億2,053万7,000円、前年度比16万5,000円増とな
っております。

116ページをお開き願います。

国民健康保険の被保険者の状況につきましては、1つ目の表の欄外に記載ござ
いますとおり、世帯数が450世帯、被保険者数は769人となっており、前年度
比17人減となっております。また、1人当たりの保険料額は12万525円、前
年比0.5%増となりますが、保険料の本算定におきましては村の国民健康保
険事業の運営に関する協議会において審議され、6月定例議会において決
定いただくこととなっております。

130ページをお開き願います。

次に、議案第24号 令和4年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）予
算につきますご説明申し上げます。

132ページをお開き願います。

歳入歳出予算総額は5,772万円、前年度比1,278万円減となっております。

133ページをお開き願います。

1 款診療収入、1 項外来収入の合計2,620万円につきましては、前年度比
732万8,000円の減で見込んでございますが、こちらは外来患者数の減少に
伴うもののほか、令和4年度の薬価改定の引下げなどによるものでござ
います。

135ページをお開き願います。

歳出の主なものにつきましては、1 款総務費、1 項施設管理費、1 目一般
管理費につきましては、医師に対する業務委託料を含む総額で3,758万円、
前年度比1,091万8,000円減となっておりますが、これは主に令和3年度
までは役場職員として医師の給料や諸手当などの人件費を予算計上して
おりましたが、昨年10月から業務委託として診療所の医師に医療を提供
していただくため、委託料として予算を計上したことから大幅に減額とな
るものであります。

137ページをお開き願います。

2 款 1 項医業費につきましては、前年度比240万円減となっておりますが、
これは主に外

来患者数の減少に伴う医薬品の購入費の減少に伴うものであります。

141ページをお開き願います。

次に、議案第25号 令和4年度鮫川村簡易水道事業特別会計予算につきましてご説明いたします。

145ページをお開き願います。

歳入歳出予算総額は9,358万8,000円であり、前年度比6,062万2,000円減となっておりますが、これは寅卯平地区配水管布設整備工事が令和3年度で終了し、舗装の本復旧工事のみとなるため減額となるものであります。

148ページをお開き願います。

歳出の主なものについてでございますが、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、12節委託料のうち説明欄に記載ございますとおり、令和6年度の公営企業会計への移行に向けた準備のための公営企業会計移行支援業務930万4,000円は、令和3年度に引き続いて計上いたしますとともに、149ページをご覧願いまして、2款施設費、2項1目施設整備費1,300万円は、寅卯平地区配水管布設整備工事に伴う草牛地内での舗装本復旧工事など所要の経費を計上してございます。

155ページをお開き願います。

次に、議案第26号 令和4年度鮫川村村営バス事業特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

157ページをお開き願います。

歳入歳出予算総額は970万2,000円であり、前年度比139万8,000円減となっております。これは修明高等学校鮫川校の生徒を含む昨年度の利用実績などを踏まえ減額するものであります。

なお、歳出につきましては、バス使用料の減額に合わせて、それぞれ予算額を計上するものでございます。

163ページをお開き願います。

次に、議案第27号 令和4年度鮫川村集体排水事業特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

166ページをお開き願います。

歳入歳出予算総額は4,426万6,000円であり、前年度比717万円増となっております。これは主に169ページをお開き願いまして、1款施設費、1項1目施設管理費、12節委託料の説

明欄の最下段に記載ございますとおり、最適整備構想策定等業務委託475万円を新たに計上したことによるものでございます。

なお、本業務委託につきましては、施設の長寿命化を図るため、供用開始後20年を経過する集落排水施設につきまして、劣化の状況に応じた施設の補修、更新等を適時適切に実施するための個別施設計画を策定するものでございます。

172ページをお開き願います。

次に、議案第28号 令和4年度鮫川村介護保険特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

175ページをお開き願います。

歳入歳出予算総額は4億7,853万8,000円であり、前年度比2,538万8,000円減となっております。

176ページをご覧願います。

歳入でございますが、1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料につきましては、昨年度より481万9,000円少ない8,446万1,000円を見込んでございます。

次に、歳出でございますが、181ページをお開きいただきまして、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費から、185ページに記載のあります6項特定入所者介護サービス等費までにつきましては、2款保険給付費全体で前年度比2,575万7,000円減となります。これは令和3年度の給付費の実績を考慮し、令和4年度の事業予算を編成してございますが、この減額は主に令和3年度の介護給付費全体について、実際の給付費が当初想定より伸びていないことや、特に介護給付費全体の半分以上を占めている施設サービス費において、村外の介護施設の利用者が減っているため、施設サービス費が大きく減額していることによるものであります。

192ページをお開き願います。

次に、議案第29号 令和4年度鮫川村学校給食センター特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

194ページをお開き願います。

歳入歳出予算総額は9,062万4,000円であり、前年度比972万3,000円減となっております。

195ページをお開き願います。

歳入の主なものにつきましては、1款分担金及び負担金、1項負担金、1目古殿町負担金5,249万5,000円は、前年度比772万2,000円減を見込んでございますが、これは児童・生徒数

が前年度比37名減となることによるものであります。

次に、歳出でございますが、197ページをお開きいただきまして、1款1項1目一般管理費、12節委託料のうち、198ページをご覧願いまして、説明欄に記載のあります給食調理業務につきましては前年度比331万1,000円減となっております。

また、2款1項1目給食費は、児童・生徒数の減少に伴い、前年度比333万9,000円減となっておりますが、これら以外の予算につきましては前年度並みの予算額を計上してございます。

204ページをお開き願います。

議案第30号 令和4年度鮫川村後期高齢者医療特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

206ページをお開き願います。

歳入歳出予算総額は4,010万9,000円であり、前年度比67万円増となっております。

なお、歳入歳出とも多少の増減はございますが、前年度並みの予算額を計上してございます。

以上で、議案第22号から議案第30号までの9議案についての説明を終わります。

原案にご賛同賜りますようお願い申し上げます、各議案の内容の説明とさせていただきます。

◎議案第31号～議案第35号の上程、説明

○議長（星 一彌君） 日程第36、議案第31号 鮫川村過疎地域持続的発展計画の変更についてから日程第40、議案第35号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてまでの5議案を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、議案第31号 鮫川村過疎地域持続的発展計画の変更についてご説明を申し上げます。

議案書の46ページをお開き願います。

本計画につきましては、昨年9月の定例会におきまして議員各位にご賛同賜りご議決をいただいたものであります。村道世々麦・西谷地線及び村道姿平・鹿角平線の2路線につきまして、今後実施する予定の舗装工事業の予算の財源として過疎債を活用するに当たり、

当該事業を追加する計画変更が必要となったために、過疎地域持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第32号から第35号までの4議案につきまして提案理由をご説明いたします。

議案書の48ページをお開き願います。

このたび、計画を変更しようとする西野、遠ヶ竜、渡瀬及び青生野の各辺地につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、令和2年度から令和6年度までの5か年を計画期間とする総合整備計画を策定しておりますが、その辺地において来年度に実施予定の事業が既存計画に登載されていないことから、当該事業を追加する計画変更が必要となったために、同法第3条第8項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

各辺地における総合整備計画の変更内容につきましてご説明を申し上げます。

議案書の48ページから49ページをお開き願います。

初めに、西野辺地におきましては、さめがわこどもセンターにおいて災害発生時などに迅速な対応や安全の確保を図るため、総合防災盤を更新するものであります。

議案書の50ページから51ページをお開き願います。

次に、遠ヶ竜辺地におきましては、携帯電話の不通話地域を解消するために、移動通信用基地局の鉄塔施設を大房地区に設置するものであります。

議案書の52ページから53ページをお開き願います。

次に、渡瀬辺地におきましては、住民の暮らしを守るため、災害発生時に迅速な対応が可能となるよう、小型動力ポンプを搭載した軽自動車1台を整備するものであります。

議案書の54ページから55ページをお開き願います。

次に、青生野辺地におきましては、鹿角平観光牧場周辺の排水路につきまして、老朽化や気候変動による雨量の増加により度々越水が発生していることから、排水路の大規模改修を行うものであります。

以上で、議案第31号から35号までの提案理由の説明とさせていただきます。

原案に賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

◎議案第36号の上程、説明

○議長（星 一彌君） 日程第41、議案第36号 村有財産の無償貸付についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、議案第36号 村有財産の無償貸付についてご説明を申し上げます。

議案書の56ページをお開き願います。

まず初めに、先月21日に開催いたしました議会全員協議会で説明いたしました村交流施設ほっとはうす・さめがわのトライアル・サウンディングにご提案をいただいた事業所につきましてご説明を申し上げます。

提案のありました事業所は2社であります。事業所名及び提案内容につきましては、お手元にお配りしている資料のとおりでございます。

1社は、星真希子氏が代表を務めますラジオスター企画。もう1社は、渡部安彦氏が社長を務めます株式会社H i k o B e r 及び清水大翼氏が代表を務めるファームつばさであります。2社からは、事前に具体的な提案書は頂いておりましたが、先月4日に実施しました事業内容のプレゼンテーションにおきましてはラジオスター企画のみの参加でありましたが、慎重なる審査の結果、当社を貸付先として選定した次第であります。

それでは、改めまして議案第36号の提案内容につきましてご説明をいたします。

本案は、村交流施設ほっとはうす・さめがわにつきまして、土地の所在地、大字赤坂東野字葉貫70番。地目、宅地。地積、2,039.10平方メートルのうち2,037.66平方メートル。所在地、大字赤坂東野字葉貫71番地。地目、宅地。地積、2,110.71平方メートルのうち2,101.71平方メートルであります。

次に、建物のうち本館、所在地、大字赤坂東野字葉貫71番地。構造、鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建て。床面積、1階423.48平方メートル、2階は272.16平方メートル及び附属建物、物置。所在地、大字赤坂東野字葉貫71番地。構造、軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建て。床面積、14.0平方メートル。

また、建物のうち体験館、所在地は大字赤坂東野字葉貫70番地。構造、木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建て、床面積が229.65平方メートル。

なお、土地、建物及び附属建物につきまして、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間に於いて経営者を一般募集し、慎重なる審査の結果、決定をいたしました。福島県石川郡石川町大字中田字八又396-1、ラジオスター企画、代表者、星真希子氏に無償で

貸し付けるため、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の承認を求めるものであります。

以上で議案第36号の提案理由の説明とさせていただきます。

原案に賛同賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

◎散会の宣告

○議長（星 一彌君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

9日から11日までは常任委員会で議案調査及び現地調査をお願いいたします。

14日は午前10時から本会議を開きます。なお、12日、13日は休会といたします。

これで本日、散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 4時27分）

第 1 回 定 例 村 議 会

(第 2 号)

令和4年第1回鮫川村議会定例会

議事日程(第2号)

令和4年3月14日(月曜日)午前10時開議

- 日程第 1 議案第 1号 鮫川村個人情報保護条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 2 議案第 2号 鮫川村特定個人情報保護条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 3 議案第 3号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 4 議案第 4号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 5 議案第 5号 鮫川村教職員住宅設置条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 6 議案第 6号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 7 議案第 7号 鮫川村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 8 議案第 8号 鮫川村消防団条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 9 議案第 9号 鮫川村交流施設設置条例を廃止する条例
質疑・討論・採決
- 日程第10 議案第10号 鮫川村文化文芸振興基金条例を廃止する条例
質疑・討論・採決
- 日程第11 議案第11号 鮫川村企業立地促進区域及び避難解除区域等における固定資産税の特例に関する条例を廃止する条例
質疑・討論・採決

- 日程第12 議案第12号 鮫川村交通教育専門員設置条例を廃止する条例
質疑・討論・採決
- 日程第13 議案第13号 令和3年度鮫川村一般会計補正予算（第9号）
質疑・討論・採決
- 日程第14 議案第14号 令和3年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算
（第4号）
質疑・討論・採決
- 日程第15 議案第15号 令和3年度鮫川村国民健康保険特別会計（直進勘定）補正予算
（第5号）
質疑・討論・採決
- 日程第16 議案第16号 令和3年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
質疑・討論・採決
- 日程第17 議案第17号 令和3年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第3号）
質疑・討論・採決
- 日程第18 議案第18号 令和3年度鮫川村集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
質疑・討論・採決
- 日程第19 議案第19号 令和3年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第3号）
質疑・討論・採決
- 日程第20 議案第20号 令和3年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第4号）
質疑・討論・採決
- 日程第21 議案第21号 令和3年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
質疑・討論・採決
- 日程第22 議案第22号 令和4年度鮫川村一般会計予算
質疑・討論・採決
- 日程第23 議案第23号 令和4年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
質疑・討論・採決
- 日程第24 議案第24号 令和4年度鮫川村国民健康保険特別会計（直進勘定）予算
質疑・討論・採決
- 日程第25 議案第25号 令和4年度鮫川村簡易水道事業特別会計予算
質疑・討論・採決

- 日程第26 議案第26号 令和4年度鮫川村村営バス事業特別会計予算
質疑・討論・採決
- 日程第27 議案第27号 令和4年度鮫川村集落排水事業特別会計予算
質疑・討論・採決
- 日程第28 議案第28号 令和4年度鮫川村介護保険特別会計予算
質疑・討論・採決
- 日程第29 議案第29号 令和4年度鮫川村学校給食センター特別会計予算
質疑・討論・採決
- 日程第30 議案第30号 令和4年度鮫川村後期高齢者医療特別会計予算
質疑・討論・採決
- 日程第31 議案第31号 鮫川村過疎地域持続的発展計画の変更について
質疑・討論・採決
- 日程第32 議案第32号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（西野辺地）
質疑・討論・採決
- 日程第33 議案第33号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（遠ヶ竜辺地）
質疑・討論・採決
- 日程第34 議案第34号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（渡瀬辺地）
質疑・討論・採決
- 日程第35 議案第35号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（青生野辺地）
質疑・討論・採決
- 日程第36 議案第36号 村有財産の無償貸付について
質疑・討論・採決
- 日程第37 請願について
請願第 1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願
について
審査結果の報告・質疑・討論・採決
- 日程第38 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第38まで議事日程に同じ

追加日程第1 発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について

趣旨説明・質疑・討論・採決

追加日程第2 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
提案理由の説明・採決

追加日程第3 同意第1号 副村長の選任につき同意を求めることについて
提案理由の説明・採決

追加日程第4 同意第2号 鮫川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
提案理由の説明・採決

出席議員（10名）

1番	関根浩治君	2番	森隆之君
3番	遠藤貴人君	5番	堀川照夫君
6番	北條利雄君	7番	関根英也君
8番	前田雅秀君	9番	前田武久君
10番	宗田雅之君	11番	星一彌君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	関根政雄君	副村長	渡邊直樹君
教育長	武藤誠君	総務課長	齋藤利己君
住民福祉課長	鈴木隆寛君	農林商工課長	星徹君
地域整備課長	舟木正博君	教育課長	渡邊敬君
代査委員	森洋君	会計兼出納室長	鈴木千鶴子君

職務のため出席した者の職氏名

議事
事務局

会長

古 舘 甚 子

書 記 矢 吹 かおり

◎開議の宣告

○議長（星 一彌君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

◎諸般の報告

○議長（星 一彌君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長、古舘甚子君。

○事務局長（古舘甚子） 諸般の報告をいたします。

議会運営委員長から、お手元に配付しました閉会中の継続調査申出が提出されましたので、ご報告いたします。

以上であります。

○議長（星 一彌君） これで諸般の報告を終わります。

◎議事日程の報告

○議長（星 一彌君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎議案第1号～議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第1、議案第1号 鮫川村個人情報保護条例の一部を改正する条例から日程第12、議案第12号 鮫川村交通教育専門員設置条例を廃止する条例までの12議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号 鮫川村個人情報保護条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第2号 鮫川村特定個人情報保護条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第3号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第4号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第5号 鮫川村教職員住宅設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第6号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第7号 鮫川村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第8号 鮫川村消防団条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第9号 鮫川村交流施設設置条例を廃止する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第10号 鮫川村文化文芸振興基金条例を廃止する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第11号 鮫川村企業立地促進区域及び避難解除区域等における固定資産税の特例に関する条例を廃止する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第12号 鮫川村交通教育専門員設置条例を廃止する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号～議案第21号の質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第13、議案第13号 令和3年度鮫川村一般会計補正予算（第9号）から日程第21、議案第21号 令和3年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）までの9議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番、関根英也君。

○7番（関根英也君） 日程第19、議案第19号 令和3年度鮫川村介護保険特別会計補正予算案について、少しお聞きをいたします。

令和3年度の補正予算について、歳入について2点ほど、それから歳出について1点お聞きしたいと思います。

介護保険料の決算見込額について、予算計上額は8,928万円を計上しておりますが、この計上額について、年度見込額は幾らになるのかお聞きいたします。

それと、低所得者保険軽減繰入金、これは一般会計であります。当初予算では計上されておりましたが、最終的にはどの程度の額が見込めるのかお聞きいたします。それと、軽減対象者数は何名ぐらいいるのかお聞きしておきたいと思います。

それと、歳出について、保険給付費全体の決算見込額について、最終的にどのくらいの額になるとお考えなのかお聞きをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長。

○村長（関根政雄君） ただいまの補正予算の質疑に対しましては、数値、また見込み、これにつきましては担当課長のほうから答弁をさせます。

○議長（星 一彌君） 総務課長。

○総務課長（齋藤利己君） 総務課長です。

ただいまのご質問について、資料をまとめて答弁したいため、一時休議をお願いしたいと思います。

○議長（星 一彌君） ここでちょっと休議しますので。

（午前10時12分）

○議長（星 一彌君） 会議を再開いたします。

（午前10時23分）

○議長（星 一彌君） 総務課長、齋藤利己君。

○総務課長（齋藤利己君） 総務課長です。

ご質問のございました介護保険料の歳入についてお答えしたいと思います。

調定額が8,342万5,940円でありまして、それに対しての収入額のほうが8,322万6,360円あります。徴収率のほうは95%となっております。

歳出につきましては、今回補正がございませんので、ある予算の中からこれからの歳出分を支出していくようになります。

それと、減免の数でございますが、今、数がちょっとまとめ切れないものですから、後ほど減免の数については報告したいと思います。

以上です。

○議長（星 一彌君） 7番、関根英也君。

○7番（関根英也君） 歳出についての介護保険給付金全体の決算見込みについては幾らなんでしょうか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 歳出の質疑に対しましては、住民福祉課長、担当課長のほうから答弁させます。

○議長（星 一彌君） 住民福祉課長、鈴木隆寛君。

○住民福祉課長（鈴木隆寛君） 住民福祉課長です。

今回の補正予算案につきましては、歳出なんですけど、4億5,873万5,000円というところでの介護給付費の予算化をしておりますが、今回、総額での移動はございません。ただ、施設介護サービス給付費につきまして減額というようなことで、利用者の減というところでの議案調査の中でも説明をさせていただいたかなというふうに思っているところですが、居宅介護サービス計画給付費のほう若干伸びているというところでの今回の補正をさせていただいております。全体額としましては、3億9,859万6,000円というところでの予定となっております。

ります。

以上です。

○7番（関根英也君） 了解しました。

○議長（星 一彌君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号 令和3年度鮫川村一般会計補正予算（第9号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第14号 令和3年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第15号 令和3年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第5号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第16号 令和3年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第17号 令和3年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第18号 令和3年度鮫川村集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第19号 令和3年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第20号 令和3年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第21号 令和3年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号～議案第30号の質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第22、議案第22号 令和4年度鮫川村一般会計予算から日程第30、議案第30号 令和4年度鮫川村後期高齢者医療特別会計予算までの9議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、前田武久君。

○9番（前田武久君） 質疑に入りたいと思います。

議案第22号 令和4年度鮫川村一般会計予算、事項別明細書、ページ数75の7款1項12節委託料の交流宿泊施設に係る項目についての具体的な説明と、それから議案要旨の7ページの7款1項3目交流施設管理事業費223万8,000円、これについて説明を求めたいと思います。

質疑、3回で制限されておりますので、ちょっと具体的に質疑内容を申し上げたいと思います。

それで、令和3年度の先ほどの5項目、これも予算計上されて、これは9月の決算議会で主要内容は分かると思うんですけども、今回、それと同じ項目が4年度の一般会計に計上されておりますよね。それで、金額が多少違うんですけども、それで令和4年度のこの施設への総合した金額を合わせると320万になっておるわけですね。それで、今、閉鎖でもって前は3年度の予算が74万くらいだったんですが、今回77万5,000円と。それに、先ほど要旨にある223万という、320万のまた支出ということですね。

それで、村長、これは昨年3月10日の当初予算議会、それで否決された件なんですけれども、当然村が求めた民営宿泊施設、昔のつるやさん、それは今、結びというようなことで営業しております。これは、村で公設民営として貸与しておる施設ですが、それとオープンが3月ということだったんですが、オープンと同時に、もう長年、毎年、あれは平成7年に設立されて34年の耐用年数、もうあと7年で鉄骨造りの建物が耐用年数を迎えると。あと7年でですよ。それで、あの施設、多くの村民が望んでいない施設で、とにかくあの建物の国への償還金というのはもう既に償還済み、残っているのが耐用年数だけですね。

それで、設立以来、二十数年の運営をされてきたが、一回も健全財政はなく、毎回赤字補填ということで、3億5,000万から4億近い貴重な村の財源を費やして赤字補填をしてきたわけですね。それで、それを我々議会では随分、執行者側に申入れをしておいた、村民からもそういう、もう十分目的は達した施設であるから、そしてまたそういう大金、貴重な税を、財政措置としても不健全財政だったね、鮫川では。村長自ら、そういう不要なものは廃止すると。それで、交流施設の閉鎖、村からの切り離し、行く行くは法的な制約が解除された後には民間に譲渡ということで、貸与というような言葉は全然出していなかった、貸し出すということは出していなかったね。

それが、今回、後で提案されると思うんですが、貸与するような形になって、去年の否決の内容としては、村側で言いだした村から切り離し、それから民間に譲渡するというのでやりますから、その民間宿泊施設を1億円で買い求めたいと、議会の議決をお願いしたいということで、それを条件に我々議会は議決したんですよ、その1億円の予算を。

そして、それを、新しい村長に移り変わったんですが、村長も当時、議員だったからよくその内容は承知のはず。それで、政雄議員も村長に就任してからも、そのことはちゃんとやりますよと、結びがオープンと同時に交流施設を閉鎖すると、ちゃんと我々議会に断言し、公約している。それを、去年の3月10日の当初予算に、また継続の予算計上をしたから、我々議会はあまりにも村民を愚弄するということで、当初予算、これは認められないということで否決しているわけです。

そして、3月29日に修正議会を持たれて、村長も真摯に修正案を出してきたと。それは、さっき言ったことは全部詳しく承知しているはずですよ。そういうことで、我々はその修正案、そして閉鎖継続というようなことで承認しているわけですよ。

ところが、今、言ったように、300万以上の予算、これは5年間、後で出てくるんですけども別な人に貸すと、これは全然鮫川の住民でない人に貸すと。これは5年間したら幾らになりますか。1,520万なんですよ、ざっとこの予算計上したものに対してだけで。そのほかに、修繕料とか、さっき言ったように老朽化してあと7年しかないと、もうどんどん修繕料がかかってきますよ。そういうものに対して、まだ村民にその支出を強いるというような、こういう予算。

それで、貸与についても去年、議会が終わってから、譲渡に対しては村で努力するというようなことでありましたが、その結果は全然我々議会には報告なしと。それで、今度の貸与の話も、つい2月21日に全員協議会を開いて、そのときにその他の件で我々に説明があった

と。そして、それと同時に今回の当初予算に計上しますと。計上したものがこれに入っているわけなんですよ。

今、言った5項目、それと要旨の225万幾ら、それについての詳しい説明を求めたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長。

○村長（関根政雄君） 交流施設の件につきましては、昨年3月の定例議会におきまして否決をいただきました。今、議員がただされるように、質疑のとおり、長年、繰出金をしながらも、都市との交流、また里山の保全等も含めて、村に1か所しかない宿泊施設の確保に努めてまいったわけですが、昨年否決をいただきました。これは、もうこれ以上ならないと、皆様のご意見だと思います。これは私も真摯に受け止めました。

当然、3月末で閉鎖という判断をいたしまして、それ以降、譲渡、またあるいは貸与、併せてトライアル・サウンディングというお試し期間を設けて、この施設を利用していただける方がないかということで、今回公募をしてきたわけでありまして、11月から1月末にかけて、公募の期間、公募といいますか中を見ていただく期間を今年の1月末、トライアル・サウンディングの期間を設けまして、1月末をもって応募してきた団体が2団体でございます。この団体に計画書を出していただいて、それで審査をして、そして3月の今回の議会の前の全員協議会で皆さんにご説明をしたわけでありまして。

今回、無償貸付けの議案として上げさせていただきましたが、私は基本的にあの施設は宿泊機能を有する施設だということで、長年目的を果たしてきたという建物であるという認識はしておりますから、あの建物はこれからどんどんと鹿角平周辺、さらにはアウトドア、キャンプが今、非常に高まっている中で、今回提案してきた団体の皆様、議会の中で常任委員会で議案調査をしていただいて、建物を見ていただきながらも、経営しようとする方とのヒアリングですか、これも議案調査の中でしていただいたと思いますが、そういった中で、なかなかこういう施設、あの建物はもう27年ですから、26年ですか、こういう施設を全国的に各自治体も、例えば土地と建物もゼロ円でお譲りしますというのがよくインターネットで出てきますが、なかなか建物と施設を買う方がいないんですね。

近隣町村では、リゾート地として大きな施設である西郷のキョロロン村、これも第三セクター、村のお金が入っての経営をされてきた公社といいますか株式会社であります。今、経営をしておりません。

このような状態の中で、なかなか買っていただける、当然あと7年後、期間を終えれば、当然処分できる状態となれば、買っていいという方があればご相談に応じたいと思いますが、今回、あの建物、この後でも議案では出てきますけれども貸与ということで踏み切ったわけでありませう。

なお、新年度予算の支出する内容につきましては、議案調査の中で皆様に調査をしていただいたと思いますが、再度、担当課長のほうから答弁をさせていただきたいと思ひます。

○議長（星 一彌君） 農林商工課長、星徹君。

○農林商工課長（星 徹君） 農林商工課長でございます。

まず、4年度当初予算に見込んでおりますのは225万5,000円、これは交流施設運営に係る費用でございます。

ただし、今回の無償貸付けの議案が通らない場合ということも考慮しまして、1年間の施設運営に係る費用を取りあえず計上してあります。ただ、この中には光熱水費、火災保険料、浄化槽の委託費、あと消防設備の点検費用、あとボイラー、冷蔵庫の保守契約、コピー機、AEDの使用料等、それぞれ入っております。運営が無償貸付けで契約が成立すれば、光熱水費等の運営に係る直接経費については予算の支出はなくなるかと思ひますので、上限値は225万5,000円かもしれませんが、実際運営にかかればそれよりも支出は減るということを見込んでおります。基本的に、光熱水費等、かなり施設等で係る費用を計上してありますので、半減するぐらいは最低でもかかるのではないかというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 農林商工課長、この前、議案調査で我々が説明を求めて、答弁をされたね。それで、先ほどこれは村が言った民間に譲渡するということを言っていて、もう1年なんですね、否決して、臨時議会をもって修正議案を通した時点から。

それで、この前聞いたところ、ホームページで譲渡のPRはしていないと言ったね。譲渡を前提にして、1年間もホームページに掲載もしない。今、村長がそれはよそのあれで大分募集をかけたが、ただで譲渡するといってもなかなか買手がいない、もらい手がないというような話だけれども、課長の言っているのはやっていないと言っているんですよ。

それと、今、別な施設を利用した事業の内容を課長が言ったけれども、議会でもし否決されればもっと予算が減るとか、でもこの事項別明細書に上げておく5項目というのは、昨年度も載っている項目ですよ。

それと、この前、事業調査で課長が言われた、もしも星真希子という人が、この前接見して分かるんですけども、私、内容も質問して聞いた状況をよく知っていると思うんですけども、何か今までのあそこの施設を運営する内容等が全然我々には知らされていない。

それと、私、今日まで石川町の星真希子が入っている中谷第二小学校、これはNPO法人に石川町が施設を貸し与えて、その中に温泉施設とか宿泊施設とか事務所貸出しとか、あらゆるものを町が全部自由にNPO法人に利用させているわけだ。その一室に、星真希子というのが矢吹町出身なんだけれども、それが入る。ところが、その名簿等が私に送ってもらえるわけなんですけれども、この前、土曜日、日曜日に入っちゃって、急に連絡したもので、先ほど議場に来る前に電話を受けたんですけども、ちょっと間に合わないの、その資料が手に入らないんですけども、私に提出していただくということで、しかしその人の話からすると、それはそれほどの施設を無償で、その人は薄々は何かはっきり分からないみたいですね。大丈夫ですかと、そういうような話をお聞かせいただきました。

それで、この前も本人に質問したところ、いや全然、経営経験は私はありませんと。それで、町のNPO法人の一室を借りて、これから石川町を巡回して歩いて、そして石川町の活性化になるようなアイデアを生み出して、それを町に売るんだと、そういう商売をやるんだと。それから、全国一人歩きで放浪している人たちを交流施設に迎え入れて、そして商売をしていくと。何か全然、もう不安だらけなんですよね。

それと、あと課長、浄化槽、星真希子が受け入れたお客がトイレを利用するわけですね。そうすると、トイレから浄化槽に行く、浄化槽に行ったものに対してのくみ取り、そういうものはみんな村で負担すると言ったね。どういうことなんですか、これは。無償で貸して、用足したものを、村が、村民が負担すると。

それで、経費がこれよりもっと落ちるといような話ですけども、幾ら落ちるんですか。

それから、あと7年しか耐用年数ないあの老朽化した建物、修繕料が莫大にかかりますよ、あそこを稼働させれば。今は1年間閉鎖して、74万くらいの経費で、これ全部使い切ったんだかなんだか、まだ決算が出ていないから分からないけれども、今、実際に。だから、譲渡の進捗状況、ホームページかなんかでやっているんだかやっていないんだか分からないけれども、実際にやっていないと言ったね、この前。

その進捗状況と、トイレの問題と、それからこれから予想される修繕料、あと耐用年数7年残っているので、7年間のうちにPRして譲渡先を見つけて、そして7年後にはもう自由にあの施設を処分できる。村からの切り離しもすっきりとできる。そういう状況を分かって

いるにもかかわらず、まだあそこに投資をする。村民は全然もう必要ないと言っているんですよ。

どうしても我々の話を聞けないのなら、住民アンケートでも取って、27年間も運営してきた、やっと去年閉鎖したんですよ。それももう10年前から閉鎖する、閉鎖すると約束して、そしてどんどん毎年1,500万以上の財政を持ち出して、その分を村民に還元してやったら大変に村民が潤ったんですよ。何のために、あの施設を残さなくちゃならないのか、私は不思議でならない。

あれは平成6年に、私も議会議員だった当時2期目の選挙が平成7年の4月にある間際だったね。当時の村長は2期目に入るとき。我々議員が、12月まで全然その内容を知らなかった。それを、福島民報にすっぱ抜かれたんですよ、あの事業。それで、我々議員が1月に集まって、村長、これは何の話だと。我々議会が知らないうちに、そうしたら3月定例議会でそれを議決してもらおうと。場所をどこに造るんだと、当時、私らはさぎり荘がもう老朽化して改築しなくちゃならない状態で、だから宿泊施設として造るならば、場所を言わないから、さぎり荘を改築して宿泊施設併用の施設にしたほうがいいということをやったら、全然聞かない。もう既に、ある数人の者からあそこに建てろと。あとで聞いたら、もう既に土地を買収されていた。そういう、何か利権絡みみたいな状況で、あそこに設置されたんですよ。3月の定例議会にかけるまで、場所は絶対言わなかったんですよ、あれは。

私は、当然、もうこれは駄目だということで反対したけれども、当時の議員、多分14人だったかな、もうみんなこれは私たちを出し抜いて、村民に黙って数人の者で企画したもので、これは許されないということで、最終的には議決に入ったんだけど、俺は絶対立たないということだったけれども、採決に入ったら次から次へと立ってきちゃった。私のそばにいた同僚議員、私より十幾つ大きい議員で、俺は絶対立たないといったら、そろそろ立ってしまったから、何で立つんだと、私、袖を引っ張ったんですよ。そうしたら、いや立たないかと思ったけれども、みんな立ってきたから俺も立っちゃったわいというような状況で、まさに議会の議決、議長が議事進行して採決に入って、この雰囲気、これは私も分かります。同僚議員の心境もよく分かります。立たないと思っても、立ってしまうこともあるんですよ。それほど大変なんですよ、我々の使命は。

だけれども、村長、我々は今まで言ってきたけれども、村長が真摯に受け止めてやったこと、これは村民の声で、我々は村民の代弁者として議決しているんですよ。それを重んじてもらえないようなことでは困るんですよ。

村長、今のことについて、課長ももっと具体的に説明をお願いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 議会は議論をして、いいものをつくっていくと、村民に寄り添ったものをつくっていくのが議会でありますし、前田議員におかれては、私が議員のときから長年、この交流施設の件に関しては意見を呈してこられたのを、私もサイドから議会では常々招致をしておりました。皆様の意見も、昨年3月の定例議会の否決、これも併せて真摯に受け止めながら、今年度のトライアル・サウンディングという新しい今の時代に見合った制度で公募したわけであります。

あの建物、あと7年ということでありますけれども、若干修繕費は今回計上させていただきましたけれども、その金額ができるだけ、議案調査で関根英也議員からも、村の持ち出し、これを低くしなさいというような議案調査の意見も報告を受けておりますから、計上した予算もいかに抑えることで、そしてまたあの建物が宿泊施設としての当初の目的、そしてまた村の持ち出しに負担をかけないような形での宿泊施設として民間にお貸ししたいと考えております。

あと、詳細につきまして課長のほうから答弁させます。

○議長（星 一彌君） 農林商工課長、星徹君。

○農林商工課長（星 徹君） 農林商工課長でございます。

まず、譲渡というお話があったかと思えます。その点につきましては、補助金等に係る予算執行の適正化に関する法律に基づきまして、補助年限が34年を経過しておりませんので、そこについてはまだ取組はしておりませんが、公有施設、公共施設を有効に活用するためにということで、今回トライアル・サウンディング方式という形で事業者の募集をいたしまして、今回議案として上程させていただいているところでございます。

行政財産を原則貸付け、交換、売払い等を行うことは、補助金を受けた施設としてはできません。ですので、今回交流施設条例の廃止条例を提出しまして、行政財産から普通財産に財産の目的を変えまして、無償で貸付けするという提案をさせていただいております。

その際、有償で貸し付けたり、有償で売買した場合は、補助金を返還しなくてはならないという条項もありますので、当面7年間の間は無償での貸付けというふうな方向で検討しておりまして、今回5年間の議案提案をさせていただいているところです。

また、トイレのくみ取り料等については、まだ契約の取り交わしをしておりませんので、その点についてはこれから契約書をつくって、どこまでの費用を負担するかということの協

議になります。トイレの清掃料につきましては、事業者負担ということで、こちらのほうでは提案していきたいと考えております。

また、施設の修繕費等ですが、建物本体に関わる、建物が修繕しないと維持できないというような大規模な修繕については、所有者である村が行うべきというふうに思っておりますが、運営に係りまして故障した場合等の修繕料については運営者負担ということで、今後検討していく予定であります。

また、これまでの多額の費用を支出しているということで、村民が潤っていないのではないかという意見につきましては、村民の雇用、また宿泊者への食材の提供については村の食材を基本的に使う、また維持管理に係る費用のうち、村で調達できるものは村で調達しておりますので、村民に一部還元はしているのではないかというふうには思っております。

以上でございます。

○9番（前田武久君） 議長、3回目ね。

○議長（星 一彌君） 9番、前田武久君。

○9番（前田武久君） 今、農林商工課長が答弁された修繕費は、村がやるべきものはやらなくちゃならないという答弁だね。

これは、当然見込まなくちゃならないよ、もし火事出したとすれば。幾らただで貸出ししたって、貸与者が営業する分の修理は自分でやるといっても限られるんじゃないの、建物設備を貸し付けているんだから、村では貸し付けるというんだから、当然これは、もし貸付けが決まったらば予算計上しなくちゃならないでしょう。我々に議決を求めなくちゃならない。

それと、まだ補助金返還の期間にあるから、譲渡の仕事ができないと。これは閉鎖時点から、もうとうにやっていると思っているんですよ、こっちは。7年間あるけれども、もはや1年目に入っているんですよ。5年や7年の経過はあつという間ですよ。

そして今、先ほど村長が言ったように、幾らPRしてもなかなかもらい手がないと。そういうときに、全然ホームページにも何も掲載しない、譲渡の作業もしないで、全然我々が求めている貸与、そしてまたこの220万円の必要経費は、恐らくその経費をみんなつぎ込むというような予算であると思うけれども、そういうような我々村民が求めているような事業支出に充てるという予算を組んでいる。これは容認できないですよ。

それで、もうやることありきでもってやっているんでしょう、これは。何でこういう大事業を、1年前に否決され、修正議案が通った時点で我々に声をかけないんですか、議会に。陰でこそこそやって、そしてこういう大事な一般会計当初予算の予算議会に、たった数日前

に提案する。まさに、村民から疑義を生じると思うんですよね。

村長、どうなんですか、もう一回。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） まず、譲渡するか否かということではありますが、私は就任後に重なる質問を受けまして、譲渡または貸与を基本として、宿泊機能を失わないような方向で、方法でいきたいという話はしております。

ただ、譲渡ができる時期が決まっているということであれば、まして本当に買っていただける方があれば土地ごと、当然建物もだんだんと古くはなってきますけれども、本村とすれば、解体費用を考えれば本当に譲渡して使っていただいたほうが村民の持ち出しは少なくなるわけですから、それを視野に入れながら、もう1年過ぎたべという話ですけれども、また7年の間にも、今回議決をいただいて5年の契約ができたにしても、そういった方向で団体が終わりであれば視野に入れながら、譲渡は考えております。

また、アウトドアのメーカーですか、モンベルというアウトドアの最大手メーカーも視察をして、鹿角平の開発とか、またはほっとはうすも実は見ていただきましたが、鹿角平は開発の余地があるとしても、ほっとはうすはなかなか、ちょっと見ていただきましたけれども関心がなかったようではありますが、今後どのように展開するか分かりません。民間の力をお借りしながらも、あの施設が皆様の税金を投じて、また国の大事な税金を投じて建てた施設でありますから、施設の用途といいますか耐用年数が過ぎるまで有効活用できるように、今後また努力していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） ほかに質疑ありませんか。

1番、関根浩治君。

○1番（関根浩治君） 1番、関根です。

令和4年度の一般会計の予算書の中に、ページ数で65ページ、農林水産費の1項の農業費の中の12委託料2,886万2,000円とあります。内容については、直売所と堆肥センター等の施設指定管理業務となっておりますが、昨年は2,600万ほどだったんですね。それで、200万近く増額になっていきますので、その内訳内容について説明願いたいと思います。

それから、私も議会で再三にわたり、畜産クラスターの件について質問して、村長は答弁で進めたいということでお話あったんですが、今年度の予算書を見ますと、クラスター関係の予算については予算額も全然のっておりませんので、その辺の概要について2点説明願

たいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

○村長（関根政雄君） この65ページの委託料の内容につきましては、担当課長のほうから答弁を申し上げたいと思います。

それで、クラスター計画につきまして、畜産クラスターと、関根浩治議員からは幾度にわたってこの計画を持って本村の畜産の振興をすべきではないかというご意見もいただいておりますし、また繁殖部会の代表者の方からもそのようなご意見もいただいております。

それで、クラスター計画を策定するまでにやらなくてはならないのは、まず今年度実施をいたしました本村の畜産関係者の方々のアンケート調査、これもまとめて今、集約できたところであります。それで、昨年暮れから、まだこれから4件くらい残っておりますが、本村の農業者の担い手の訪問を続けておまして、今年度中にあと3件訪問をいたしますが、担い手の方々が今後どのように畜産、特に畜産といっても和牛繁殖ばかりではなくて、養豚もありますし、クラスターには養鶏もございますから、本村の場合には酪農、それから和牛の繁殖であります。担い手の方々とお話をさせていただきながらも、これからどのように本村の畜産を進行していったらいいのか。

クラスター計画は、ご承知のとおり将来的な経営規模拡大、さらには頭数の増等を視野に入れながら計画を持って、そして設備投資における県の補助金もいただける有利な計画であります。そここのところで注意をしないといけないのは、補助金だけいただくための計画ではなくて、本村の、特に酪農、それから和牛の繁殖をする農家の方々が、次の担い手にきっちりとバトンタッチをできるような、そのような方策を講じながらも、その中にクラスター計画が位置づけられて、そしてこれから設備投資、牛舎の建設、またスマート農業の農作業機械の導入、こういったものを視野に入れながらも計画を立てるということでございます。

今年度でほぼ、担い手の若手畜産農家の方々の訪問が終わりますが、新年度以降は再度、さらに今度はもう一度皆さんに返していただいて、あと現在、経営をされている諸先輩の方々、この方々からのご意見もいただきながら、本村の将来の畜産をどのように計画していくのか、団地化して集約化して法人化して1つの経営体としていったらいいものか、さらには廃業を余儀なくされる方もいらっしゃると思いますが、そういった方々の機械とかノウハウ、こういったものをどのように次につないでいくのか、つなぐということですね、それも併せて新年度計画を、今、予算化はしておりません。

クラスター計画策定が必要であれば、補正予算を組ませて、皆様には相談をさせていただきたいと思っておりますが、とにかく本村の畜産にはまだまだ担い手が、若い方が今は一生懸命勉強しようと頑張っております。そして、また担い手も夢を持って経営を安定させようということで、経営に当たっております。ヘルパー制度の導入なども、これから必要であるということも、担い手の方々からも聞いておりますし、また機械のシェアというんですか、シェアというのは共同で使うということだそうです。農業機械のシェアも含めて、これから村のみんなのできる場所はやりたいというご意見もありますから、心強いなと感じております。

新年度以降、またその計画に向けても皆様のご意見を頂戴していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 農林商工課長、星徹君。

○農林商工課長（星 徹君） 農林商工課長です。

手・まめ・館の指定管理料についてご説明いたします。

まず、手・まめ・館なんですけれども、平成30年度、農家からの出品物等、手・まめ・館での加工品売上げにつきましては約8,800万ほどありました。令和元年から、コロナの関係もありまして、年々売上げが減少しております。令和2年につきましては8,300万ということで、平成30年度と比べますと、もうそこで500万ほど減少している。

また、令和3年度についても、今のところ大きく見込んでも8,400万円程度ということで、経営を健全に運営するためには委託料の増額がやむを得ないといえますか、その費用をつぎ込まないと手・まめ・館の存続ができないということで、今年度は令和3年度2,600万の指定管理料、それで令和4年度については200万円の増額の2,800万での費用を見込んでおりますが、これも売上げを多く見込んで実際は計上しておりますので、これからも経費節減並びに売上げ増のために手・まめ・館の職員一同、頑張っていくというような意気込みも聞いてはおりますが、近年また物価上昇も含めまして、経費がどんどん上がっております。4月から、一部加工品等の値上げもいたしますが、それだけではカバーし切れない部分もありますので、今年度200万増額の指定管理料のご承認をいただければということで計上しております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） ほかにありませんか。

7番、関根英也君。

○7番（関根英也君） 議案第28号 令和4年度鮫川村介護保険特別会計予算についてお聞きいたします。

令和4年度予算に介護保険料が前年度より481万9,000円低く計上されております。これは、どういう理由で低く計上されたのか。

あと、歳出について、介護保険給付費が前年度より2,575万7,000円減額計上されております。減額の要因についてもお尋ねいたします。

それから、2番目に一般会計繰入金の低所得者軽減繰入金300万について計上されておりますが、前年度の当初予算では計上されておりました。今年度当初予算に計上したのはどのような理由からかお聞きをいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長。

○村長（関根政雄君） 介護保険に関する答弁は、担当課長から説明を申し上げます。

○議長（星 一彌君） 住民福祉課長、鈴木隆寛君。

○住民福祉課長（鈴木隆寛君） 住民福祉課長です。

ただいまのご質問ですが、現在細かい資料がないもので、後ほどの対応でよろしいでしょうか。

○7番（関根英也君） はい。

○議長（星 一彌君） あと、ほかにありませんか。

7番、関根英也君。

○7番（関根英也君） それで、村長にお伺いしたいと思います。

低所得者軽減繰入金は、これは住民税非課税世帯を対象に、65歳以上の村民の介護保険料を軽減できる制度であります。厚生労働省は、この制度を積極的に活用するように市町村に働きかけをしております。この低所得者保険料軽減制度の財源負担割合は、国が2分の1、県が4分の1、鮫川村が4分の1を負担するものであります。

本村にとっては、相当な額を財源と見込める重要な制度でもあります。3年度当初予算に計上されなかったことは、私は恣意的に行ったとは思いませんが、誠に遺憾であると思っております。なぜ3年度予算においては、介護保険料の値上げにも関係するのかなど、私なりには思っていますが、昨年は地域市町村よりも法外な保険料の値上げが提出されまして、それで一応値上げが高過ぎるということで、再度300円ということで議会が承認をしたわけで

すが、なぜ去年、当初予算に計上し、保険料の軽減を図られなかったのか、村長にお聞きします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 介護保険料の基準額、10段階ありまして、その真ん中の基準額が去年は5,400円から6,300円ですか、900円アップしなければならないという状況になりました。議会の皆様方からは、このコロナ禍の中で大変村民は苦しんでいるということで、否決をいただきました。当時も昨年も、介護保険料の組み立て方は係のほうから、設定の仕方ですか、細かく説明をさせていただきましたが、全国の平均介護保険料の基準額、6,000円をもう既に超しておりますけれども、他町村、古殿町はもう6,300円に早々と前回上げましたけれども、私どもの介護保険料を納める方、使う方、このバランスで料金が設定されるわけでありまして。10段階の中の標準額が、今300円アップですから5,700円で、全国平均よりも400円ほど以下であります。本村は去年300円の値上げということで、臨時議会でご承認をいただきました。

それで、10段階ある中での非課税世帯も、大変生活困窮している方につきましては最大標準額の50%、その段階に応じて所得が多い方はもう1.75というか、標準額から金額を払っていただくような仕掛けづくりになっておりますので、また去年計上しなかったのはどのような理由かというのは、担当課長のほうから資料でご説明をしたいということなものです。今回大変、6番、北條議員から一般質問がありました。今後どのように設定していくのかということもありまして、一般質問でも答弁をいたしました。介護保険をどうやって値上げしないで抑える方法があるのかということは、ただ単に一般財源を投入するわけにはいきません。これはやってはいけないということでもあります。

今後、また答弁でも申し上げましたとおり、介護を使うことがない高齢者を一生懸命、我々も健康づくりと、それから介護事業を併せて推進する以外にないのかなと思っておりますし、介護保険料を上げないために認定率を下げたり、介護認定をしないということではできませんから、ですから住民に寄り添ったもので介護保険料が上がらない施策に、非常に今、苦しい中でも、今回の場合にはやりくりができていますようでありましてけれども、苦しい中でも、また高齢化率は41%になりました。どんどんと上がってくれば、当然介護を使う方の確率が高くなりますから、今後また料金を設定する場合に、皆様とどうやったら介護保険を使う方が少なくて済むのか、健康寿命を延伸するにはどうしたらいいのかということも併せてやっていかなくてはならないなという認識をしております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 住民福祉課長、鈴木隆寛君。

○住民福祉課長（鈴木隆寛君） 住民福祉課長です。

ただいまのご質問なんですけど、大変申し訳ございません。資料をちょっと手持ちに持ち合わせておりませんので、後ほどの対応でよろしいでしょうか。

○7番（関根英也君） はい。

○議長（星 一彌君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） これで質疑を打ち切ります。

これから討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第22号 令和4年度鮫川村一般会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第23号 令和4年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第24号 令和4年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第25号 令和4年度鮫川村簡易水道事業特別会計予算を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第26号 令和4年度鮫川村村営バス事業特別会計予算を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第27号 令和4年度鮫川村集落排水事業特別会計予算を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第28号 令和4年度鮫川村介護保険特別会計予算を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第29号 令和4年度鮫川村学校給食センター特別会計予算を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第30号 令和4年度鮫川村後期高齢者医療特別会計予算を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号～議案第35号の質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第31、議案第31号 鮫川村過疎地域持続的発展計画の変更についてから日程第35、議案第35号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（青生野辺地）までの5議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第31号 鮫川村過疎地域持続的発展計画の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第32号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（西野辺地）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第33号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（遠ヶ竜辺地）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第34号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（渡瀬辺地）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第35号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（青生野辺地）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号の質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第36、議案第36号 村有財産の無償貸付についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、前田武久君。

○9番（前田武久君） この前、接見して、星氏の出身地などは聞いたんですけども、星氏のラジオスター企画、どのような業務をなされておるのか。それから、実績ですね。

それと、農林商工課長は今まで貸与者に対する接見と同時にいろんな協議をなされてきたと思うんですが、それらの詳しいことをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

○村長（関根政雄君） ただいまの質疑につきましては、担当課長から、農林商工課長より説明をさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 農林商工課長、星徹君。

○農林商工課長（星 徹君） 農林商工課長です。

まず、ラジオスター企画という個人事業主、星真希子さんが代表となっておりまして、所在地は先ほどもお話がありました石川町の中谷第二小学校を跡地とする建物に、レンタルオ

フィスということで、そちらに事務所を置いているそうです。

会社設立につきましては、2021年10月に事務所を設立しまして、観光コンサルティングを主に業務として行っております。

村への提案書の提出につきましては、議案調査のときにも議員の皆さんにお渡ししたかと思いますが、まず宿泊業務としましては、ビーアンドビーということで、宿泊と朝食つきでの宿泊業務、そのほか各種インフォメーション業務と体験業務、あと物販業務等のそれぞれ観光に関わりながら事業運営していきたいということでもらっておりました。

また、この間は本人からのお話はなかったんですが、このコロナの状況が改善すれば、5年のうちの間には黒字経営をしていきたいというようなお話もなさってはありました。

また、今ある施設、また関連する施設で、広域観光も含めて集客を図っていきたいということを基本的に計画しているそうです。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 譲渡の件については、譲渡の5年後に黒字にするというようなお話でしたが、あの施設はもともと譲渡の話は真っ先にされていると思うんですけども、そのような星氏の考え方、受入れ方、そういうお話はなされなかったんですか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） その点につきましても、担当課長のほうからお話を申し上げたいと思います。

○議長（星 一彌君） 農林商工課長。

○農林商工課長（星 徹君） 譲渡の件ですが、そちらは今回、トライアル・サウンディングという要件には入れておりませんので、そこまで踏み込んだお話はしておりません。

ただ、経営がうまくいきまして、7年後、補助年限が過ぎたときには、そのようなお話にもなってくるのではないかというふうには推測はいたします。

ただ、今の現段階で譲渡というお話は相手方にはしておりません。

以上です。

○議長（星 一彌君） ほかにありませんか。

10番、宗田雅之君。

○10番（宗田雅之君） 関連で聞きます。

村財政がきつい中で、新たな財政支出は本当に慎重を期すべきであり、そのためにも貸す

人物にはしっかりと確認と対応が必要だと思います。

そこでちょっと聞きたいんですけども、トライアル・サウンディング企画書、その中に物販、協力者予定リストというのがあります。この物販、鈴木薪炭店、鮫川和紙齋須寛一さん、あとは協力者にもたんぼぼの家とかが入っています。これらとの会社との連絡は、実際のところ取り合っているのでしょうか。お伺いします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

○村長（関根政雄君） 村内の関連団体との連絡はどうかということに関しても、担当課長のほうから答弁申し上げたいと思います。

○議長（星 一彌君） 農林商工課長。

○農林商工課長（星 徹君） まず、金曜日の現地調査の際にも、星真希子本人からも、この協力予定リストについてはそれぞれ本人からお話をしているというふうなお答えもあったかと思いますが、村としてそちらに直接確認作業はしておりませんが、そういうお話がありましたので、そちらのほうで確認は取っております。

以上です。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 私も、こういう交流施設、ただあのままにしておくのは大変もったいない、そういう思いはあります。

ただ、あそこを経営する本人、これは今ちょっと確認をしっかりとしてほしいんですけども、まずたんぼぼの家、施設長、本人全然連絡していないそうです。江尻所長です。これも確認してください。あと、齋須寛一さん、これも全然連絡も何もないと。鈴木薪炭店は私は連絡取れない。

そういう状態で、私は連絡取っていますという人物に、村として貸し付けていいんだか悪いんだか、そこを村長、答えてください。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 本人と連絡取ってあるということであって、確認していないということであれば、これは本人がどのような心境でお話ししたのかということは確認したいと思っております。

本村のこのような団体、それから薪炭店も含めた方々と連携を取っていききたいという予定ということですから、今後本人がリストに上げる以上は、その方々とどのように連携を取って、そしてどのように生かしていくのか、地場産業の振興にどのように結びつけてい

くのかというのは、経営者と今後指示をしていきたいし、検証ですね、それは進めていきたいと考えております。

○議長（星 一彌君） ほかにありませんか。

10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 本当に、経営は人なりなんだよね。企業はまた人なり。こういう人物がきちんと自分の意思を持って、村の物品を使って経営をしたいという思いでのあれなら私は分かりますけれども、ただ連絡も取っていないで取っていますとか、そういう感覚でこれから今後経営をやられたのでは、本当に村の資産、財産の垂れ流しになるのではないかと心配していますよ。

本当は、私、この議会で、あれだけの施設ですから、ただ放っておくのももったいないという思いで、賛成のご意見を述べるかと思ったんですけども、今の回答では賛成できない、そういう思いでいます。

以上です。

○議長（星 一彌君） ほかに質疑ありませんか。

7番、関根英也君。

○7番（関根英也君） 村で、このほっとはうすを無償貸付で、そこで営業して利益を上げると。この方は石川町在住なんですけれども、普通事業税というのは事務所の所在地に申告して落ちると思うんですが、鮫川村には事業をしても事業税というのは落ちるような形にはできないんでしょうか。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

○村長（関根政雄君） 鮫川村で営業される場合、法人であれば法人税が落ちますね。その辺のところを総務課長かな。

現地法人であれば、法人税は落ちるかと思えますけれども、まだ個人経営ですかね、その場合の税金はどのようになるのかということで、担当課長、答弁をお願いします。

○議長（星 一彌君） 総務課長、齋藤利己君。

○総務課長（齋藤利己君） 業者が納める法人税でございますが、それは村でなくて県のほうに入っていきます。

○議長（星 一彌君） ほかにありませんか。

3番、遠藤君。

○3番（遠藤貴人君） 今日、多くの村民の方が議会傍聴にいらっしゃっていますので、何点

か確認をさせていただきたいと思っております。

村の交流施設、旧ほっとはうすですけれども、こちらの施設は今までに多くの交付金をいただいていることから、今後7年間、取壊し、それから売却はできないという認識ですが、今後7年間のうちに、今までいただいた多くの交付金を返却すれば売却や取壊しができるといふふうに考えていますけれども、現在そういったいただいた多くの交付金を国のほうに返納して、その上で旧ほっとはうすを売却、取壊しするおつもりはありますか。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

○村長（関根政雄君） 交付金を返還してまでも取り壊す気はあるかというご質問ですが、ありません。

もちろん、その金額は調べれば分かることではありますけれども、あの建物はやはり国の大事な血税をいただいて建てたものでありまして、建築物も27年たっておりますし、それを返還してまで、そして取り壊すのにも多額の金額がかかるということで、その考えはございません。

できるだけ、建物の減価償却、耐用年数が過ぎるまで有効活用していただくことが、今まであのほっとはうすを愛していただいたリピーターの方々へ対する一つの礼儀かなと思っておりますし、また皆様からこれだけ施設に必要以上のお金をかけるべきではないというご意見も今まで多々ありましたから、そういった意見を尊重する意味で、償還金を返してまで売却、さらには取り壊すという気はございません。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 3番、遠藤君。

○3番（遠藤貴人君） 去年のちょうど今の時期だったと思うんですけれども、予算の議会で否決を受けた後に、村のほうで修正が出されて、そのときに交流施設特別会計の会計は閉めるということで、ちょうど1年前に交流施設特別会計を閉めました。

その中で、村長は7年間、施設を取り壊したり売却したりすることができない以上、もし民間の方でその施設を利用して経営をしたいというような方が出てくれば、これは相手ありきのことですので、相手がいればその方に貸し付ける方向も視野に入れながら検討していきたいというような説明であったと私は理解しているんですが、やり取りを聞いていると、そうではないというようなお話もありましたので、その辺の事実関係をいま一度、ここでもう一度はつきりさせていただきたいと思っております。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 貸付けか譲渡かというところではありますが、本当に心情的に買いたいという方がいらっしゃれば、もう交渉して金額も提示しながらお売りしたいのは心情であります。

しかしながら、その相手方があってですから、そういった方が現れるか現れないかは、先ほど9番議員に答弁しましたように、もう1年が過ぎていると、あと6年の中でそういったことをすべきじゃないのかということは真摯に受け止めておりますし、私は前々から言っているように、宿泊施設としての機能を失うことがないように、譲渡、または貸与ということと考えておりましたし、お借りしたいという方があればお貸しをしたいということでおります。

建物はどんどんと使わないでいくと経年劣化、毎年建物が傷んでまいります。特に設備も同じであります、そのような状況で解体、または貸していただきたいという方がどんどんと減っていくというのは、償却する建物の使命と申しますか、そのような状況になっておりますから、なるべく早いうちに使っていただける方を今回も募集して、今回上程しているといったところであります。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 3番、遠藤君。

○3番（遠藤貴人君） 今、村長のほうから真摯に対応したいというようなお話がありましたけれども、私、1点目の質問で伺ったように、これは7年間は売却することもできないというようなルールの中で進んでいますので、向こうの人が売ってくださいといっても、これは7年間売却することはできないというルールの中で、7年間は待っていただくしかないという状況だというふうに考えております。

そういった中で、これから7年間の間に豪雨や地震等の天変地異がないということも、これは全く言えないわけでありまして、建物が今後7年間のうちにどうなるかというのは全く分からないわけですね。そういった中で、7年後にひもが取れるから、売却する方を今現在からホームページなどで募集するというようなことは、これは非常にちょっとまだまだ先が長いものを今現在、ホームページに載せていないというような、さっき農林商工課長の答弁ではありましたけれども、これを今すぐ載せて買いたい人を募集しろというのは、僕は聞いていて非常に不自然というか、ちょっと無理があるんじゃないかなというようなことで聞いていましたけれども、その点に関して、村長のほうに端的にこれは伺いたいなというふうに思っております、最後に。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） まず、相手があつての話であります、売手、買手はやはりこちらから情報を発信しながら努力しないと、ホームページに載せただけではなかなか買手は現れないかと思ひます。

今回、今、貸付けをする団体の方々が、本当に軌道に乗って、5年過ぎたときに、あと2年でそのような譲渡ができる段階になりますよという、そういった交渉は当然借主にはしていかなくてはならないことだと思ひますし、本人がどのような判断をするかは分かりませんが、まずあれだけの建物を幾らぐらいで売ることかということと、あと広報して譲渡ということは、やっぱりやらなければ結果は出ないと思ひますので、それは逐次、7年後に売りますよというのでは、多分それは議員、質疑のとおり7年後では、もう後先なので手を挙げませんという言葉が返ってくるのは目に見えているかもしれませんが、やっぱり村のこういう施設でありますから、建物の償却が終わるまで活用していただけるように、今回貸付けする方々が5年契約で、5年たった後で再度また5年で10年お借りするという事になりかねないかも分かりませんが、その途中でまた譲渡の考えもお伝えしなくてはならないかもしれません。

また、本人の希望がなければ、公開してでも買ってもらえる人があれば、こちらから積極的にやっぱり広報しながら相手を見つけるしか方法はないかと思ひています。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） ほかにありませんか。

[発言する人なし]

○議長（星 一彌君） これで質疑は終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の発言を許します。

9番、前田武久君。

○9番（前田武久君） 私は、議案第36号 村有財産の無償貸付について討論をしたいと思ひます。

目的を果たし終えた交流施設ほつとはうす、これにもうこれ以上村民の血税を投入させたくない。村民の多くは、施設をなくしてほしいと思ひています。設立以来、毎回赤字補填、その額は国への施設償還金、これはもう10年前に全部完了しておりますし、これに対して村民からの財政支出は考えられませんし、これを返還するというような考えは持つ必

要はないと私は考えております。

その償還金支払い済みのほかに、3億5,000万以上の目的を果たし終えた老朽施設、それをいかに健全運営させるか、私ども議会は何度も執行者側に要請をしまいであります。その都度、この運営を健全化するために、スタッフを替えたり、村民のアイデアを取り入れたり、もちろん行政の企画側でいかに赤字解消を図って、村民の利用できる、もともと都会との交流施設の目的の施設でありましたが、そういう各大学の誘客などを図って、黒字運営にならなくても持ち出しをいかに削減するかを図ると、何度も何度も我々議会に約束をしまいましたが、先ほど言ったように27年間、一回も黒字経営はなく、赤字運営でありました。

34年に残すところ7年であります。余裕乏しい村民も、きちんと納税義務を70年間、我が村は果たしてしまいであります。その貴重な税収投入には、村民の我慢の限界があります。1年前、令和3年3月10日、村が1億円を投じて取得した公設民営の「結び」のオープンと同時に交流施設を村から切り離すということは、村で運営しないということです。閉鎖、そして先ほどから論じておりますように、法的制約があります。その解除後に、制約された年度というのは7年間、先ほど申し述べました、となるが、その間に民間へ移譲するとの議会との公約を無視し、不履行、運営存続の当初予算を我々が1年前に否決したのであります。

その後、3月29日、普通ならば調整議会となるはずでありました臨時議会を招集されまして、村長が真摯に受け止められ、村からの切り離し、民間移譲の基本原則は変わらないをもって、施設閉鎖、そして少額の、先ほどの74万であります、施設見回り点検費用程度の支出で3年度の予算を我々議会が議決したことは承知のとおりであると思います。

その後、1年後となる令和4年2月21日に、これまで通常ならば臨時議会を招集して、議会初日に専決処分された案件とか、この貸与の問題、当然出すべきであるものを、たった1か月前に初めて我々に示し、具体的な説明もなしに3月の定例議会に提案しました。施設貸付けの説明、今、議案調査の中で本人と接したところ、先ほど執行部からもありましたように、具体的な今までの業務、業績、実績等の話はなく、そしてまた本村に籍は置かないというような方であると。私も近隣町村の、はっきり言って石川町の行政に携わっている方にお話を伺ったところ、そういう大きな施設を、そしてまた27年間も赤字経営をした施設で営業すると、後ほど名簿等を私に提出して下さるといふ約束をいただいておりますが、大丈夫なんですかと、そのような話を伺いました。私は、不安を感じております。先ほどの質疑の中でも、また重ねて不安が募った次第であります。

閉鎖施設貸与のための予算は、昨年74万6,000円でありましたが、令和4年度304万が計上されております。5年間貸与すれば1,520万、これだけでは済まない、耐用年数間近の建物、修繕費の支出、補正が必ずこれから出てきます。

また今回、星氏に無償貸与となると、星氏が受け入れた客、使用されたトイレの後始末、先ほど質疑の中で述べましたが、浄化槽の点検はもちろんでありますが、くみ取り料も村が全額支出するとのことでありましたが、先ほどの農林商工課長の質疑の中で、これから当事者と協議を進めていきたいというような話であります。このほかにも営業に関わる支出の分と思われるものが予算書には入っております。

要は、我々議会では宿泊施設を求めたい、それには交流施設ほっとはうすも宿泊施設で、さきに述べましたようにもう役割を果たし終えた施設、7年後に譲渡先を見つけ、7年後まで待ってはいけません。これは、先ほど村長が答弁されたように、その行為に関してはこれから交渉、PR、これをやらなければならない、とうにすべきであったものを。

一番肝心なのは、村から切り離すと、これが我々議会に示した最初の言葉です。村から切り離すということは、貸与するとかなんかの問題ではない。これは、はっきり言って村長も十分承知のとおりであると思いますが、この要点をごまかすような施策を続けてはいけません。この約束事は、村民、我々議会にも遵守してもらわなくてはならない。

以上の理由によりまして、今度の貸与議案に対し反対するものであります。

以上、討論を終わります。

○議長（星 一彌君） ほかに討論ありませんか。

次に、原案に賛成の発言を認めます。

2番、森隆之君。

○2番（森 隆之君） 議案第36号 村有財産の無償貸付について、私は賛成の意見を述べたいと思います。

なぜかと理由を申しますと、反対する理由はほぼほぼございません。私、今までの質疑を聞いていまして、7年間、国で決められた制度にのっとり、売却、譲渡ができない、こういうのが決まりでございます。その間、あの施設はそのままにしておいていいのか。もちろん借りたい人がいるというのであれば、あの建物も傷みますし、貸し出すのが私は妥当だと思っております。

その後、ホームページになぜ載せなかったかと。それは、7年間売り渡すことができないのに、今、ホームページに載せてどうなのかと。内々に7年後はどうですかという交渉はで

きますけれども、大々的に7年後のことに對して、今から7年たてば売りますよと、それは常識から考えてちょっと違うのではないかと思います。

また、あと1点、村民の皆さんの意見で、あそこは要らないとか、そういう話になっていますけれども、私は議員、ここにいる12名が村民の一人一人の代表でございまして、後ろに応援してくれる村民がございまして。その村民の意見は、議員一人一人が違うと思います。さも議員全員が、あそこの施設は要らない、望まないというような形で取られているんですけども、少なくとも私と私の応援してくれる方にとっては、若い方はあそこが閉鎖されたとき、今まで方部会、子供会、いろいろ使っていたときに、なぜなくなったのと。私は説明しました。経営上、こういう経緯があって、なかなか継続はしていきません。じゃ今後どうしてくれるの、そのままにしておくの、いや考えますと、借りる人がいれば貸して、村のために役立ててもらおう施設にしたいですと。このまま何もしないでおけば、当然費用は持ち出し、建物は壊れる、売買するときに誰も買手がつかない、どうするんだというのは目に見えております。

なので、やっぱり私、個人的には、執行部がどうのこうの、議会がどうのこうの、そういうことではなくて、要は村民の人たちがいい暮らしができるか、鮫川村にとってプラスになるか、そこが大事だと思います。私たち議員がどうであれ、執行部がどうであれ、そういうのは村民に対してははっきり言えば関係のないことです。暮らす人が一番です。村で暮らす人がよくなれば、私はいいと思います。

あそこは、経営上で言えば数字的に難しい面もあるかもしれませんが。ただ、お客さん一人一人が利用してもらって、鮫川のPR、若い人たちが泊ってもらって、今後鮫川はいいですよと、鹿角平に遊びに来て、あそこに泊ってもらっていいですよ、またはツーリングの方が来て素泊まりができますよ、そういう方向、お金の面じゃ見えないプラスアルファが、これから鮫川をよくしようとするのであれば、将来性を考えて、鮫川のPRになるような施設、それをやっていただける方がいるというのであれば、私はその方をお願いしていいのかなと思っております。

なので、私は賛成の意見で発言したいと思います。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） これで討論は終わります。

これから議案第36号 村有財産の無償貸付についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎請願第1号の審査結果の報告、質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第37、請願についてを議題といたします。

総務文教常任委員会に付託いたしました請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願についての審査結果について報告を求めます。

総務文教常任委員長、前田武久君。

〔9番 前田武久君 登壇〕

○9番（前田武久君） 請願審査結果報告をいたします。

事件名。請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について。

審査の経過。総務文教常任委員会に付託された請願については、3月9日午前10時から委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

決定及び理由。採択と決定いたしました。

理由。福島県は、少子高齢化と人口の減少、流出が進み、震災当時と比較して生産年齢人口は約20万人も減少し、人手不足を補うための外国人労働者数も増加傾向にあります。また、障害者雇用数も全国平均を上回り、パート労働者、契約社員、派遣社員などの非正規労働者は雇用全体の約4割を占めるなど、雇用形態の多様化も進んでいます。

よって、コロナ感染の影響を見据えたセーフティネットの強化策及び人口流出抑制策としても、最低賃金引き上げと早期発効は喫緊の政策と判断し、採択することに決定いたしました。

少数意見の留保。なし。

本委員会において、以上のとおり決定したので報告いたします。

○議長（星 一彌君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、請願第1号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎閉会中の継続調査申出について

○議長（星 一彌君） 日程第38、議会運営委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

議会運営委員長、北條利雄君から、鮫川村会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

よって、本件は閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

ここで暫時休議いたします。

（午後 零時15分）

○議長（星 一彌君） 休議前に引き続き会議を開きます。

（午後 零時15分）

◎日程の追加

○議長（星 一彌君） お諮りします。

発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出についてが、9番、前田武久議員から所定の賛成者を得て提出され、議長において受理しました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

お諮りします。

ただいま村長から、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、同意第1号 副村長の選任につき同意を求めることについて、同意第2号 鮫川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての議案が提出され、議長において受理しました。

これらを日程に追加し、追加日程第2から追加日程第4として議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第2から追加日程第4として議題とすることに決定いたしました。

◎発議第1号の上程、採決

○議長（星 一彌君） 追加日程第1、発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出についてを議題といたします。

ただいまの議案は、さきの日程における請願の採択により提出されましたものでありますから、趣旨説明並びに質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、趣旨説明並びに質疑、討論を省略します。

これから発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎諮問第1号の上程、説明、採決

○議長（星 一彌君） 追加日程第2、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

○村長（関根政雄君） それでは、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明を申し上げます。

追加議案書の1ページをお開き願います。

このたび、令和4年6月30日をもって任期満了となります人権擁護委員の鈴木恵美子氏に代わり、新たに生田目京子氏を人権擁護委員法第6条第3項の定めに基づき、人権擁護委員候補者として推薦しようとするものであります。

生田目氏は、人格、識見が高く、広く社会実情に精通し、人権擁護委員として適格者であると考えますので、議会のご意見を賜りますようよろしくお願い申し上げたいと思います。

なお、任期につきましては、令和4年7月1日から令和7年6月30日までのものとなります。

以上で諮問第1号の提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略いたします。

これから諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

本案は生田目京子さんが人権擁護委員に適任者であることを議会と意見として答申したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号を諮問どおり答申することに決定いたしました。

◎同意第1号の上程、説明、採決

○議長（星 一彌君） 追加日程第3、同意第1号 副村長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

○村長（関根政雄君） それでは、同意第1号 副村長の選任につき同意を求めることについてご説明を申し上げます。

追加議案書の2ページをお開き願います。

本村の副村長として、令和2年4月1日より着任し、2年間お務めいただきました渡邊直樹氏が、3月31日をもって退任することとなりました。困難な時期のご奉職に、心から感謝を申し上げます。

後任としまして、副村長に任命したく同意を求める方は、福島市蓬莱町6丁目13番14号にお住まいの鈴木大介氏であります。鈴木氏は、生誕から福島市で過ごされ、大学を卒業後、平成13年に福島県への入庁以来、地方自治の進展にご活躍されていらっしゃる才能豊かな45歳の方であります。必ずや、本村の発展、振興のためにご尽力いただけるものと確信しております。

皆様方のご同意をいただき、任命させていただきたいと思っておりますので、ご理解の上、ご同意をお願い申し上げ、説明に代えさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略いたします。

これから同意第1号 副村長の選任につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎同意第2号の上程、説明、採決

○議長（星 一彌君） 追加日程第4、同意第2号 鮫川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

○村長（関根政雄君） それでは、同意第2号 鮫川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明を申し上げます。

追加議案書の3ページをお開き願います。

本案は、関根政信氏を農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、鮫川村農業委員会委員として任命するため、議会の同意を求めるものであります。

関根氏は、識見が高く、本村の農林業の実情に通じ、農業委員会委員として適格者であると考えております。

なお、任期につきましては、令和4年4月1日から令和5年7月19日までとなるものであります。

以上で同意第2号の提案理由の説明とさせていただきます。原案に賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。

○議長（星 一彌君） 本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略いたします。

これから同意第2号 鮫川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（星 一彌君） 以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。
これをもちまして、令和4年第1回鮫川村議会定例会を閉会といたします。
ご苦労さまでした。

（午後 零時26分）

上記会議次第は事務局長古舘甚子の記載したものであるが、
その内容に相違ないことを証するためここに署名する

令和4年3月14日

議 長 星 一 彌

署 名 議 員 関 根 浩 治

署 名 議 員 森 隆 之